審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第３条第１項（第４条第３項の規定の適用がない場合に限る。）
処 分 の 概 要：風俗営業の許可
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第４条第１項、第２項及び第４項（許可の基準）、第５条第１項（許可申請の手続） 風俗営業等適正化法施行令第６条（風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第１条（風俗営業の許可申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第１条（許可申請書の提出）、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第６条の２（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第７条（構造及び設備の技術上の基準）、第８条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第９条（風俗営業の許可申請の手続）
審　査　基　準： ①　風俗営業等適正化法第４条第１項第３号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げるものをいう。 注２　暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第６条に掲げるものをいう。 ②　風俗営業等適正化法第４条第２項第３号 この規定に該当する場合とは、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。
標 準 処 理 期 間：別紙を参照
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（警察庁生活安全局）第12を参照すること。

別紙

風俗営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

55日（うち経由機関48日）。ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合（風俗営業等適正化法第４条第４項に規定する営業に係る申請にあっては、当該申請が到着した時点において当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能であり、かつ、当該営業所に設置しようとする遊技機が同法第20条第２項の認定を受けたもの又は同条第４項の検定を受けた型式に属するもののみである場合）に限る。

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第３条第１項（第４条第３項の規定の適用がある場合に限る。）
処 分 の 概 要：風俗営業の許可
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第４条（許可の基準）、第５条第１項（許可申請の手続） 風俗営業等適正化法施行令第７条（法第４条第３項の政令で定める事由） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第１条（風俗営業の許可申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第１条（許可申請書の提出）、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第６条の２（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第７条（構造及び設備の技術上の基準）、第８条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第９条（風俗営業の許可申請の手続）
審　査　基　準： ①　風俗営業等適正化法第４条第１項第３号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げるものをいう。 注２　暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第６条に掲げるものをいう。 ②　風俗営業等適正化法第４条第２項第３号 この規定に該当する場合とは、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。
標 準 処 理 期 間：別紙を参照
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（警察庁生活安全局）第12を参照すること。

別紙

風俗営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

60日（うち経由機関53日）。ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合（風俗営業等適正化法第４条第４項に規定する営業に係る申請にあっては、当該申請が到着した時点において当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能であり、かつ、当該営業所に設置しようとする遊技機が同法第20条第２項の認定を受けたもの又は同条第４項の検定を受けた型式に属するもののみである場合）に限る。

審　査　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第５条第４項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　風俗営業等適正化法施行規則第１条（許可証再交付申請書の提出）、第12条（許可証の再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第７条第１項
処 分 の 概 要：風俗営業の相続の承認
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第７条第３項において準用する第４条第１項（承認の基準） 風俗営業等適正化法施行規則第１条（相続承認申請書の提出）、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第６条の２（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第13条（風俗営業の相続の承認の申請）
審　査　基　準： 風俗営業等適正化法第４条第１項第３号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げるものをいう。 注２　暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第６条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間：30日（ただし、不承認の場合においては経由機関25日）
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（警察庁生活安全局）第13を参照すること。

審　査　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第７条第５項
処 分 の 概 要：相続の承認による許可証の書換え
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　風俗営業等適正化法施行規則第１条（書換え申請書の提出）、第17条（許可証の書換えの手続）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第７条の２第１項
処 分 の 概 要：風俗営業者たる法人の合併の承認
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第７条の２第２項において準用する第４条第１項(承認の基準) 風俗営業等適正化法施行規則第１条（合併承認申請書の提出)、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)、第６条の２（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者)、第14条（風俗営業者たる法人の合併の承認の申請)
審　査　基　準： 風俗営業等適正化法第４条第１項第３号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げるものをいう。 注２　暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第６条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間：35日（ただし、不承認の場合においては経由機関30日）
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（警察庁生活安全局）第14を参照すること。

審　査　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第７条の２第３項において準用する第７条第５項
処 分 の 概 要：法人の合併による許可証の書換え
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　風俗営業等適正化法施行規則第１条（書換え申請書の提出）、第17条（許可証の書換えの手続）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第７条の３第１項
処 分 の 概 要：風俗営業者たる法人の分割の承認
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第７条の３第２項において準用する第４条第１項(承認の基準) 風俗営業等適正化法施行規則第１条（分割承認申請書の提出)、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)、第６条の２（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者)、第15条（風俗営業者たる法人の分割の承認の申請)
審　査　基　準： 風俗営業等適正化法第４条第１項第３号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げるものをいう。 注２　暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第６条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間：35日（ただし、不承認の場合においては経由機関30日）
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（警察庁生活安全局）第15を参照すること。

審　査　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第７条の３第３項において準用する第７条第５項
処 分 の 概 要：法人の分割による許可証の書換え
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　風俗営業等適正化法施行規則第１条（書換え申請書の提出）、第17条（許可証の書換えの手続）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第９条第１項
処 分 の 概 要：営業所の構造又は設備の変更の承認
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　風俗営業等適正化法第３条第２項（公安委員会が付した条件）、第４条第２項第１号（構造及び設備の技術上の基準）、第９条第２項（承認の基準） 　風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第１条第１号～第３号（変更承認申請書の添付書類） 　風俗営業等適正化法施行規則第１条（変更承認申請書の提出）、第７条（構造及び設備の技術上の基準）、第19条（変更の承認の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：別紙を参照
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考： 　法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（警察庁生活安全局）第12の８及び第17の１を参照すること。

別紙

営業所の構造又は設備の変更の承認については、変更対象の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

申請に係る営業所の実態調査を行った日から10日

審　査　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第９条第４項
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　風俗営業等適正化法第５条第１項（許可の申請）、第９条第３項第１号（許可証の記載事項の変更の届出）、第９条第４項（許可証の書換え） 　風俗営業等適正化法施行規則第１条（書換え申請書の提出）、第22条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第10条の２第１項
処 分 の 概 要：特例風俗営業者の認定
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第10条の２第２項（認定申請の手続） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第５条（特例風俗営業者の認定申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第24条（特例風俗営業者の認定の基準）、第25条（特例風俗営業者の認定申請の手続）
審　査　基　準： 風俗営業等適正化法第10条の２第１項第２号 「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中に認定の申請がなされた場合等が当たる。
標 準 処 理 期 間：別紙を参照
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（警察庁生活安全局）第16を参照すること。

別紙

特例風俗営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により、処理に要する期間が変動し、個々具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

目安となる期間：申請に係る営業所の実態調査を行った日から30日（うち経由機関25日）

審　査　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第10条の２第５項
処 分 の 概 要：認定証の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　風俗営業等適正化法施行規則第１条（認定証再交付申請書の提出）、第26条第３項において準用する第12条（認定証の再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第20条第10項において準用する第９条第１項
処 分 の 概 要：遊技機の増設、交替その他の変更の承認
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　風俗営業等適正化法第３条第２項（公安委員会が付した条件）、第４条第４項（承認の基準）、第20条第10項において準用する第９条第２項 　風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第１条第１１号（変更承認申請書の添付書類） 　風俗営業等適正化法施行規則第１条（変更承認申請書の提出）、第８条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第19条（変更の承認の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：別紙を参照
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考： 　法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（警察庁生活安全局）第12の８及び第17の８を参照すること。

別紙

遊技機の増設、交替その他の変更の承認については、変更する遊技機により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

目安となる期間：12日。ただし、申請に係る遊技機が、風俗営業等適正化法第20条第２項の認定を受けたもの又は同条第４項の検定を受けた型式に属するもののみである場合に限る。

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第31条の22（第31条の23において準用する第４条第３項の規定の適用がない場合に限る。）
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第４条第１項及び第２項（許可の基準）、第31条の23において準用する第５条第１項（許可申請の手続） 風俗営業等適正化法施行令第22条（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域の指定に関する条例の基準） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第17条において準用する第１条（特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第１条（許可申請書の提出）、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74条の２において準用する第６条の２（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第76条（ホテル等内適合営業所の基準）、第77条（特定遊興飲食店営業の許可申請の手続）
審　査　基　準： ①　風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第４条第１項第３号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げるものをいう。 注２　暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第６条に掲げるものをいう。 ②　風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第４条第２項第３号 この規定に該当する場合とは、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。
標 準 処 理 期 間：別紙を参照
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（警察庁生活安全局）第12及び第24を参照すること。

別紙

特定遊興飲食店営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

目安となる期間：55日（うち経由機関48日）。ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合に限る。

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第31条の22（第31条の23において準用する第４条第３項の規定の適用がある場合に限る。）
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第４条第１項、第２項及び第３項（許可の基準）、第31条の23において準用する第５条第１項（許可申請の手続） 風俗営業等適正化法施行令第23条において準用する第７条（法第31条の23において準用する第４条第３項の政令で定める事由） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第17条において準用する第１条（特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第１条（許可申請書の提出）、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74条の２において準用する第６条の２（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第76条（ホテル等内適合営業所の基準）、第77条（特定遊興飲食店営業の許可申請の手続）
審　査　基　準： ①　風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第４条第１項第３号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げるものをいう。 注２　暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第６条に掲げるものをいう。 ②　風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第４条第２項第３号 この規定に該当する場合とは、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。
標 準 処 理 期 間：別紙を参照
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（警察庁生活安全局）第12及び第24を参照すること。

別紙

特定遊興飲食店営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

目安となる期間：60日（うち経由機関53日）。ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合に限る。

審　査　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第５条第４項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　風俗営業等適正化法施行規則第１条（許可証再交付申請書の提出）、第80条において準用する第12条（許可証の再交付の申請）
審　査　基　準： 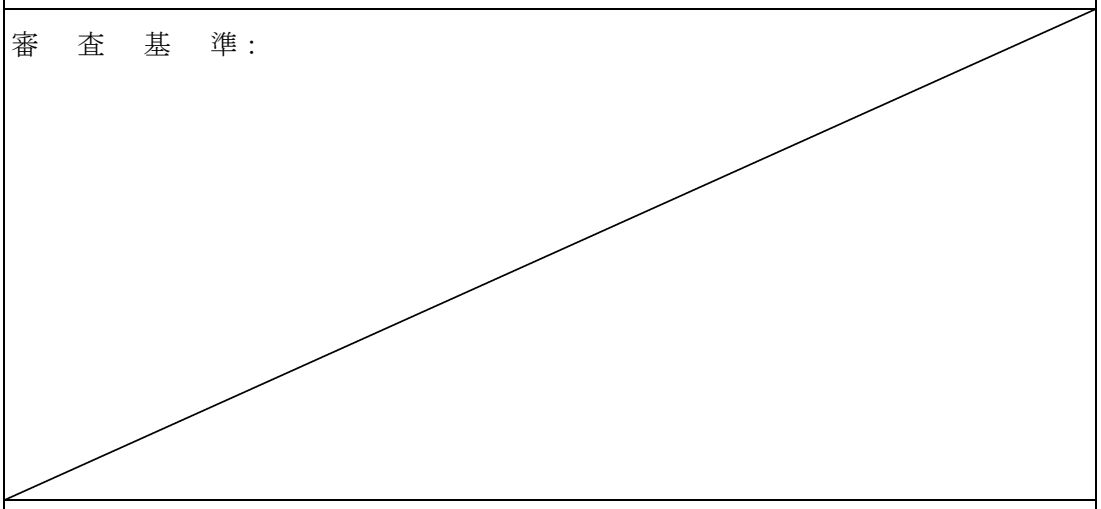
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第７条第１項
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の相続の承認
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第７条第３項において準用する第４条第１項（承認の基準） 風俗営業等適正化法施行規則第１条（相続承認申請書の提出）、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74条の２において準用する第６条の２（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第81条において準用する第13条（特定遊興飲食店営業の相続の承認の申請）
審　査　基　準： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第４条第１項第３号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げるものをいう。 注２　暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第６条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間：30日（ただし、不承認の場合においては経由機関25日）
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（警察庁生活安全局）第13及び第25を参照すること。

審　査　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第７条第５項
処 分 の 概 要：相続の承認による許可証の書換え
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　風俗営業等適正化法施行規則第１条（書換え申請書の提出）、第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第７条の２第１項
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第７条の２第２項において準用する第４条第１項（承認の基準） 風俗営業等適正化法施行規則第１条（合併承認申請書の提出）、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）第74条の２において準用する第６条の２（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、、第82条において準用する第14条（特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認の申請）
審　査　基　準： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第４条第１項第３号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げるものをいう。 注２　暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第６条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間：35日（ただし、不承認の場合においては経由機関28日）
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（警察庁生活安全局）第14及び第25を参照すること。

審　査　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第31条の23において準用する第７条の２第３項において準用する第７条第５項
処 分 の 概 要	法人の合併による許可証の書換え
原権者（委任先）	福島県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法施行規則第１条（書換え申請書の提出）、第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審　査　基　準	
標 準 処 理 期 間	14日
申　　請　　先	申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先	申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考	

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第７条の３第１項
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第７条の３第２項において準用する第４条第１項（承認の基準） 風俗営業等適正化法施行規則第１条（分割承認申請書の提出）、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74条の２において準用する第６条の２（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第83条において準用する第15条（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認の申請）
審　査　基　準： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第４条第１項第３号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げるものをいう。 注２　暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第６条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間：35日（ただし、不承認の場合においては経由機関28日）
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（警察庁生活安全局）第15及び第25を参照すること。

審　査　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第７条の３第３項において準用する第７条第５項
処 分 の 概 要：法人の分割による許可証の書換え
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　風俗営業等適正化法施行規則第１条（書換え申請書の提出）、第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第９条第１項
処 分 の 概 要：営業所の構造又は設備の変更の承認
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第３条第２項（公安委員会が付した条件）、第31条の23において準用する第４条第２項第１号（構造及び設備の技術上の基準）、第31条の23において準用する第９条第２項（承認の基準） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第17条において準用する第１条第１号～第３号（変更承認申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第１条（変更承認申請書の提出）、第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第87条（変更の承認の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：別紙を参照
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（警察庁生活安全局）第12の８、第17の１、第24の２及び第27の１を参照すること。

別紙

営業所の構造又は設備の変更の承認については、変更対象の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

目安となる期間：申請に係る営業所の実態調査を行った日から10日

審　査　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第９条第４項
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第５条第１項（許可の申請）、第31条の23において準用する第９条第３項第１号（許可証の記載事項の変更の届出）、第31条の23において準用する第９条第４項（許可証の書換え） 　風俗営業等適正化法施行規則第１条（書換え申請書の提出）、第90条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第10条の２第１項
処 分 の 概 要：特例特定遊興飲食店営業者の認定
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第10条の２第２項（認定申請の手続） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第21条において準用する第５条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第92条において準用する第24条（特定遊興飲食店営業者の認定の基準）、第93条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請の手続）
審　査　基　準： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第10条の２第１項第２号 「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中に認定の申請がなされた場合等が当たる。
標 準 処 理 期 間：別紙を参照
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（警察庁生活安全局）第16及び第26を参照すること。

別紙

特例特定遊興飲食店営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

目安となる期間：申請に係る営業所の実態調査を行った日から30日（うち経由機関25日）

審　査　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第10条の２第５項
処 分 の 概 要：認定証の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　風俗営業等適正化法施行規則第１条（認定証再交付申請書の提出）、第94条第３項において準用する第12条（認定証の再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：　古物営業法
根　拠　条　項：　第３条第１項
処 分 の 概 要：　古物商の許可
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第４条（許可の基準） 第５条第１項（許可の手続） 古物営業法施行規則第１条（許可の申請） 第１条の２（心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者） 第１条の３（許可の申請） 第２条（古物の区分）
審　査　基　準： 古物営業法第４条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：40日
申　　請　　先：　申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名 ：　古物営業法
根　拠　条　項 ：　第３条第２項
処 分 の 概 要 ：　古物市場主の許可
原権者（委任先） ：　福島県公安委員会
法 令 の 定 め ： 古物営業法第４条（許可の基準） 第５条第１項（許可の手続） 古物営業法施行規則第１条（許可の申請） 第１条の２（心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者） 第１条の３（許可の申請） 第２条（古物の区分）
審　査　基　準 ： 古物営業法第４条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 ：　50日
申　　請　　先 ：　申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 ：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考 ：

審　査　基　準

平成１２年６月２７日作成

法　　令　　名：　古物営業法
根　拠　条　項：　第５条第４項
処 分 の 概 要：　許可証の再交付
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第４条第１項、第２項（許可証の再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：　１４日
申　　請　　先：　申請書は、許可申請書を提出した警察署（経由警察署）の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１２年６月２７日作成

法　　令　　名：　古物営業法
根　拠　条　項：　第７条第４項
処 分 の 概 要：　許可証の書換え
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第５条第６項、第７項、第４条第２項（許可証の書換えの申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：　１４日
申　　請　　先：　申請書は、許可申請書を提出した警察署（経由警察署）の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１５年１１月４日作成

法　　令　　名：　古物営業法
根　拠　条　項：　第２１条の５第１項又は第２１条の６第１項
処 分 の 概 要：　古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第１９条の４（古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 第１９条の５ （古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由） 第１９条の６（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準） 第１９条の１１（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 第１９条の５、第１９条の１２ （外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）
審　査　基　準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：　４０日（うち経由機関３０日）
申　　請　　先：　申請書は、営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名 ：　質屋営業法
根　拠　条　項 ：　第２条第１項
処 分 の 概 要 ：　質屋の許可
原権者（委任先） ：　福島県公安委員会
法 令 の 定 め ： 質屋営業法第３条第１項（許可の基準） 質屋営業法施行規則第１条（申請及び届出の一般的手続） 第２条、第３条（質屋の許可の申請） 第３条の２第１項（心身の故障により業務を適正に行うことができない者）
審　査　基　準 ： 質屋営業法第３条第１項各号の欠格要件には該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待することができるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 ：　50日
申　　請　　先 ：　申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 ：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考 ：

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名 ：　質屋営業法
根　拠　条　項 ：　第４条第１項
処 分 の 概 要 ：　営業所の移転の許可
原権者（委任先） ：　福島県公安委員会
法 令 の 定 め ： 質屋営業法第３条第１項第11号（許可の基準） 第７条（保管設備） 質屋営業法施行規則第１条（申請及び届出の一般的手続） 第４条第１項、第２項、第２条第５項 （営業所の移転の許可申請）
審　査　基　準 ： 営業所の移転が質置主の保護の観点から不適当ではなく、かつ、移転先の営業所において使用する保管設備が公安委員会が定める基準を満たしているときに許可する。
標 準 処 理 期 間 ：　25日
申　　請　　先 ：　申請書は、移転場所の営業所を管轄する警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 ：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考 ：

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名 ：　質屋営業法
根　拠　条　項 ：　第４条第１項
処 分 の 概 要 ：　管理者の新設又は変更の許可
原権者（委任先） ：　福島県公安委員会
法 令 の 定 め ： 質屋営業法第３条第１項第１号～第７号、第９号（許可の基準） 質屋営業法施行規則第１条（申請及び届出の一般的手続） 第３条の２第２項（心身の故障により業務を適正に行うことができない者） 第５条（管理者の新設又は変更の許可申請）
審　査　基　準 ： 新たに管理者としようとする者が、質屋営業法第３条第１項第１号から第６号までの欠格事由に該当しない、現実に当該営業所を管理すると見込まれるなど質屋営業法を遵守し適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 ：　25日
申　　請　　先 ：　申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 ：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考 ：

審　査　基　準

平成１２年６月２７日作成

法　　令　　名：　質屋営業法
根　拠　条　項：　第８条第２項（第４条第２項の規定による届出の場合に限る。）
処 分 の 概 要：　許可証の書換え
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第４条第２項（営業内容の変更の届出） 質屋営業法施行規則第１条（申請及び届出の一般的手続） 第１２条（許可証の書換えの申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：　１４日
申　　請　　先：　申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１２年６月２７日作成

法　　令　　名：　質屋営業法
根　拠　条　項：　第８条第４項
処 分 の 概 要：　許可証の再交付
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法施行規則第１条（申請及び届出の一般的手続） 第１４条（許可証の再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：　１４日
申　　請　　先：　申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１２年６月２７日作成

法　　令　　名：　質屋営業法
根　拠　条　項：　第２８条第３項第１号
処 分 の 概 要：　質契約の終了行為者の承認
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第４条第３項（営業内容の変更） 第９条第２項（許可証の返納） 第２８条第６項（質置主の保護） 質屋営業法施行規則第１条（申請及び届出の一般的手続） 第１０条（死亡の届出） 第１４条の２（許可証の返納）
審　査　基　準： 質契約を終了させるために必要な行為を行う者が、質置主の保護の観点から不適当でないと認められる者であるときに承認する。
標 準 処 理 期 間：　２５日
申　　請　　先：　届出書は、営業所を管轄する警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　届出書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１２年６月２７日作成

法　　令　　名：　質屋営業法
根　拠　条　項：　第２８条第５項
処 分 の 概 要：　質契約の終了行為を行う場所の承認
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第４条第２項、第３項（営業内容の変更） 第９条（許可証の返納） 第２８条第１項、第２項、第３項（質置主の保護） 質屋営業法施行規則第１条（申請及び届出の一般的手続） 第６条（廃業の届出） 第１０条（死亡の届出） 第１４条の２（許可証の返納）
審　査　基　準： 質契約を終了させるために必要な行為を行う場所が、質置主の保護の観点から不適当でないと認められる場所であるときに承認する。
標 準 処 理 期 間：　２５日
申　　請　　先：　届出書は、営業所を管轄する警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　届出書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第４条第１項
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の所持の許可
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、第４条の２（許可の申請）、第５条（許可の基準）、第５条の２（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第４条（産業の用途に供するため必要な銃砲）、第５条（銃砲等の所持が許可される試験又は研究）、第６条（拳銃等の所持が許可される運動競技会等）、第７条（運動競技用信号銃等の所持が許可される運動競技会等）、第８条（指導用空気銃の所持が許可される運動競技会）、第10条（空気銃の所持が許可される18歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）、第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第12条（銃砲等の構造又は機能の基準）、第13条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第14条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、第15条（人の生命又は身体を害する罪等）、第16条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、第17条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、第18条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）、第19条（指導用空気拳銃の所持が許可される射撃競技指導員に係る運動競技会等）、第20条（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第９条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類）、第19条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準） 銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第４号に規定する政令で定める者が行なう推薦の数を定める規則 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第５条第２号の銃砲の範囲を定める命令
審　査　基　準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：35日（うち経由機関27日）
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

別紙

審　査　基　準：

１　所持目的

(1)　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第４条第１項各号の「用途に供するため」とは、当該用途に供しようという主観的意図の具備にとどまらず、当該用途に供することの適法性、実現可能性等も伴うものであることを要する。したがって、例えば次のような場合は、許可されない。

ア　当該用途に係る業務等が他の法令等により許されない場合

イ　申請者が当該用途に係る業務等に携わることが他の法令等により許されない場合

ウ　当該用途に係る業務等の実施計画が具体化していない場合

エ　標的射撃の用途に係るクロスボウの所持許可申請において、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第82条の４の基準を満たす危害予防上必要な措置が執られている場所を確保する具体的計画がないなど、当該用途での使用が具体化していない場合

(2)　法第４条第１項第９号の「これに類する催し」とは、申請に係る催しが博覧会と同様、期間を限って開催されるものであること、公開性を有するものであること等を必要とする趣旨である。

(3)　法第４条第１項第10号の「これに類する施設」とは、申請に係る施設が博物館と同様、常設的なものであること、公開性を有するものであること等を必要とする趣旨である。

２　物的基準

許可申請に係る銃砲等又は刀剣類が、法定の欠格要件に該当しないものであるほか、１(1)との関係上、当該用途に供するための機能が備わっており、かつ、当該用途に供する上で不必要に過大な機能が備わっていない等、当該用途に供することが、社会通念上許容されるものであることを必要とする。

３　人的基準

法定の欠格事由のうち、

(1)　法第５条第１項第９号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。

(2)　法第５条第１項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げるものをいう。

注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。

(3)　法第５条第１項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けようとする者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

(4)　法第５条第５項の基準の適用については、同条第１項第３号から第５号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、許可するものとする。

審　査　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第４条の４第１項
処 分 の 概 要：許可に係る銃砲等又は刀剣類の確認
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条の４第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第17条第１項（確認の手続）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：１日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：許可証の交付を受けた警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第５条の３第３項
処 分 の 概 要：猟銃等講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第５条の３第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：３日以内（書換えにあっては１日以内）
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第５条の３の２第３項
処 分 の 概 要：クロスボウ講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第５条の３の２第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：３日以内（書換えにあっては１日以内）
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第５条の４第３項
処 分 の 概 要：技能検定合格証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第５条の３第３項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第５条の４第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、第25条（合格証明書の書換え又は再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：３日以内（書換えにあっては１日以内）
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第５条の５第３項
処 分 の 概 要：技能講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第５条の３第３項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第５条の５第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、第29条（技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：３日以内（書換えにあっては１日以内）
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第６条第１項
処 分 の 概 要：国際競技に参加する外国人に対する所持許可
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条の２（第２項を除く。）（許可の申請）、第６条第１項及び第３項（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第９条（申請書の様式等）、第11条（申請書の添付書類）
審　査　基　準： 銃砲刀剣類所持等取締法第６条第１項中「銃砲等又は刀剣類を使用する国際競技」とは、オリンピック競技大会、アジア競技大会、世界射撃選手権大会、近代五種競技世界選手権大会等国際的な規模で開催される運動競技会における銃砲等又は刀剣類を使用する競技をいうが、おおむね次のような基準によって国際競技であるか否かを決定する。 (1)　競技に参加する競技者が、その競技種目に関し全国を統括している競技団体の責任の下に参加するものであること。 (2)　日本国がその競技に参加するものであること。
標 準 処 理 期 間：14日以内（うち経由機関10日）
申　　請　　先：申請書は、出入国港の所在する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第７条第２項
処 分 の 概 要：許可証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第７条第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第32条（許可証の書換えの申請）、第33条（許可証の再交付の申請）
審　査　基　準： 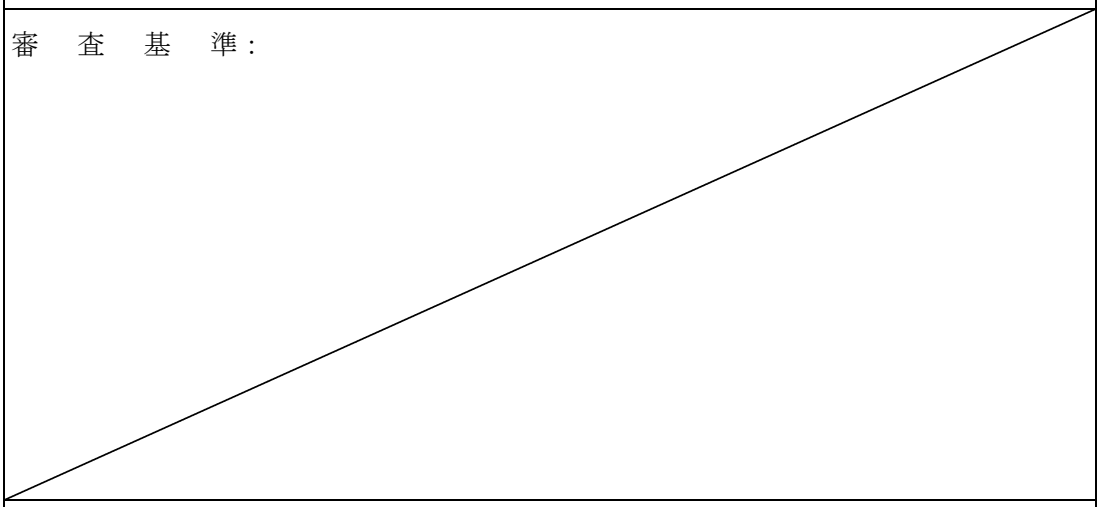
標 準 処 理 期 間：５日以内（書換えにあっては３日以内）
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第７条の３第１項
処 分 の 概 要：猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条の２（許可の申請）、第５条（第１項第１号を除く。）（許可の基準）、第５条の２（第６項を除く。）（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第７条の３第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第12条（銃砲等の構造又は機能の基準）、第13条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第14条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、第15条（人の生命又は身体を害する罪等）、第16条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、第17条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、第18条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）、第20条（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第９条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類）、第19条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）、第34条（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の手続） 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審　査　基　準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：定めない。銃砲刀剣類所持等取締法第７条の３及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第34条の規定による。
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

別紙

審　査　基　準：

法定の人的欠格事由のうち、

(1)　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第５条第１項第９号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。

(2)　法第５条第１項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げるものをいう。

注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。

(3)　法第５条第１項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

(4)　法第５条第５項の基準の適用については、同条第１項第３号から第５号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、許可を更新するものとする。

審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第９条の２第１項
処 分 の 概 要：指定射撃場の指定
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項（許可の基準）、第５条の２第２項第２号及び第３号（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第９条の２第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続） 指定射撃場の指定に関する内閣府令第２条（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類）、第３条（指定射撃場の種類ごとの区分）、第４条（位置に関する基準）、第５条（構造設備の基準）、第６条（設置者の基準）、第６条の２（管理者の基準）、第８条及び第９条（管理方法の基準）、第10条（申請の手続） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審　査　基　準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：35日（うち経由機関17日）
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

別紙

審　査　基　準：

1　設置者及び管理者に係る法定の人的欠格事由のうち、

(1)　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第５条第１項第９号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。

(2)　法第５条第１項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げるものをいう。

注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。

(3)　法第５条第１項第18号の「相当な理由」とは、設置者及び管理者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該設置者及び管理者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

2　指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下「府令」という。）第６条の２第２号の規定に該当する者とは、射撃を行おうとする者の銃砲や実包が､指定に係る種類の銃砲及びその銃砲に使用する実包であるか否かの識別、当該銃砲への実包の正しい装填手順の確認等ができるなど、射撃場の適正な管理に必要な銃砲と実包に関する知識を有している者をいう。

3　府令第６条の２第３号の規定に該当する者とは、指定に係る種類の銃砲の射撃に習熟し、かつ適正な射撃動作に関する知識等射撃中の危害防止のために必要な知識を有している者をいう。

審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第９条の３第１項
処 分 の 概 要：猟銃等射撃指導員の指定
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の３第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第12条（推薦等）、第42条（猟銃等射撃指導員の基準）、第43条（射撃指導員の指定の申請の手続）
審　査　基　準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第１項各号について、面接、試験、関係公益法人からの推薦等の方法により審査を行い、全てに適合していれば指定を行う。 なお、同規則に定める猟銃等射撃指導員の指定の基準中 (1)　「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 (2)　「相当な人格識見」とは、猟銃等の射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 (3)　「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。
標 準 処 理 期 間：35日（うち経由機関20日）
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第９条の３の２第１項
処 分 の 概 要：クロスボウ射撃指導員の指定
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の３の２第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第42条の２（クロスボウ射撃指導員の基準）、第43条（射撃指導員の指定の申請の手続）
審　査　基　準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の２各号について、面接、試験等の方法により審査を行い、全てに適合していれば指定を行う。 なお、同規則に定めるクロスボウ射撃指導員の指定の基準中 (1)　「クロスボウに関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 (2)　「相当な人格識見」とは、クロスボウの射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 (3)　「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。
標 準 処 理 期 間：35日（うち経由機関20日）
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第９条の４第１項
処 分 の 概 要：教習射撃場の指定
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の４第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第47条（教習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、第49条（教習射撃指導員の基準）、第50条（教習射撃場の指定の申請の手続）
審　査　基　準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第１号の「必要な知識」とは、教習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
標 準 処 理 期 間：30日（うち経由機関15日）
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第９条の５第２項
処 分 の 概 要：射撃教習を受ける資格の認定
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条の２（許可の申請）、第５条（第１項第１号を除く。）（許可の基準）、第５条の２（第３項、第６項及び第７項を除く。）（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第５条の４第１項（技能検定）、第９条の５第２項及び第４項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第13条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第14条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、第15条（人の生命又は身体を害する罪等）、第18条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第９条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審　査　基　準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：30日（うち経由機関23日）
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

別紙

審　査　基　準：

法定の人的欠格事由のうち、

１　法第５条第１項第９号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。

２　法第５条第１項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げるものをいう。

注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。

３　法第５条第１項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

４　法第５条第５項の基準の適用については、同条第１項第３号から第５号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、射撃教習を受ける資格を認定するものとする。

審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第９条の５第４項
処 分 の 概 要：教習資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第５条の３第３項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第９条の５第４項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、第56条（教習資格認定証の書換え又は再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：３日以内（書換えにあっては１日以内）
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第９条の９第１項
処 分 の 概 要：練習射撃場の指定
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の９第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第47条（第２号イ、ロ及びニを除く。）（教習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、第50条（教習射撃場の指定の申請の手続）、第63条（練習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、第64条（練習射撃場の指定の申請の手続）
審　査　基　準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第１号の「必要な知識」とは、練習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
標 準 処 理 期 間：30日（うち経由機関15日）
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第９条の10第２項
処 分 の 概 要：射撃練習を行う資格の認定
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条の２（許可の申請）、第５条（第２項から第４項までを除く。）（許可の基準）、第５条の２（第３項、第６項及び第７項を除く。）（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第５条の４第１項（技能検定）、第９条の10第２項及び第３項（射撃練習） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第６条（拳銃等の所持が許可される運動競技会等）、第10条（空気銃の所持が許可される18歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）、第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第13条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第14条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、第15条（人の生命又は身体を害する罪等）、第18条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第９条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審　査　基　準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：30日（うち経由機関23日）
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

別紙

審　査　基　準：

法定の人的欠格事由のうち、

(1)　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第５条第１項第９号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。

(2)　法第５条第１項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げるものをいう。

注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。

(3)　法第５条第１項第18号の「相当な理由」とは、射撃練習を行おうとする者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該射撃練習を行おうとする者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

(4)　法第５条第５項の基準の適用については、同条第１項第３号から第５号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、射撃練習を受ける資格を認定するものとする。

審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第９条の10第３項
処 分 の 概 要：練習資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第５条の３第３項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第９条の10第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、第70条（練習資格認定証の書換え又は再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：３日以内（書換えにあっては１日以内）
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第９条の13第１項
処 分 の 概 要：年少射撃資格の認定
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項第２号から第18号まで（許可の基準）、第９条の13第１項、第９条の14第１項（年少射撃資格の認定のための講習会） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第35条（年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第75条（年少射撃資格認定申請書）、第76条（年少射撃資格認定申請書の添付書類等） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審　査　基　準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：30日
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

別紙

審　査　基　準：

１　法第５条第１項第９号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。

２　法第５条第１項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げるものをいう。

注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。

３　法第５条第１項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

４　法第９条の13第１項の「猟銃等射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空気銃を所持しようとする者」とは、監督を行おうとする猟銃等射撃指導員が確定していることを要する。

審　査　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第９条の13第３項
処 分 の 概 要：年少射撃資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第７条第２項（許可証）、第９条の13第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第32条（許可証の書換えの申請）、第78条（年少射撃資格認定証の書換えの申請）、第79条（年少射撃資格認定証の再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：５日以内（書換えにあっては３日以内）
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第９条の14第３項
処 分 の 概 要：年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第５条の３第３項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第９条の14第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、第82条（年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：３日以内（書換えにあっては１日以内）
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第９条の16第１項
処 分 の 概 要：クロスボウ射撃資格の認定
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条の２（許可の申請）、第５第１項及び第５項（許可の基準）、第９条の16第１項及び第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第９条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審　査　基　準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：30日
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

別紙

審　査　基　準：

1　法第５条第１項第９号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。

2　法第５条第１項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げるものをいう。

注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。

3　法第５条第１項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

4　法第５条第５項の基準の適用については、同条第１項第３号から第５号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、クロスボウ射撃資格を認定するものとする。

審　査　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第９条の16第２項
処 分 の 概 要：クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第５条の３第３項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第９条の16第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第82条の３（クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：３日以内（書換えにあっては１日以内）
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成６年１０月１日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　文：第８条第２項
処 分 の 概 要：通行許可
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第６条 （通行を禁止されている道路における通行の許可） 道路交通法施行規則第５条（通行禁止道路通行許可証の様式等） 福島県道路交通規則第６条
審　査　基　準：別紙参照
標 準 処 理 期 間：５日（行政庁の休日を除く）
申　　請　　先：　申請者は、当該車両の通行を禁止されている場所を管轄する警察署（高速隊）の交通課・係窓口に提出して下さい。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署（高速隊）交通課・係窓口に提出して下さい。
備　　考：

別紙

審　査　基　準：

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請にかかる許可対象行為が１から３のいずれかに該当するときは、許可をすることができる。

１　車庫、空き地その他の当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等の法律等関係法令に違反しない場所に限る。）に出入するため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。

２　身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき場合で以下(1)～(3)のすべてを満たす場合。

(1)　通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体の障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならず、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること。

(2)　社会通念に照らして、目的地に到達するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外に合理的手段を取りえない状況にあること。

(3)　許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑を著しく阻害しないこと。

３　１、２のほか、福島県道路交通規則（「昭和３５年１２月２０日福島県公安委員会規則第１４号」）第６条第１項 に掲げる事情があるため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。

なお、規則第６条第１項に規定されている

「日常生活上欠かすことのできない物品等」とは、食料品、日用雑貨など通常日常の生活に伴って必要となる物品をいう。

「冠婚葬祭等社会の慣習上」とは、冠婚葬祭、引越し、地域の祭礼行事等社会慣習として広く認められているものを指す。

「やむを得ないと認められる」とは、許可対象行為に関して、社会通念上通行許可を得る以外に他の手段をとることができないと認められる場合であって、通行禁止規定によって確保される道路交通の安全と円滑等の公益を上回る公共性（公益性）及び必要性があると認められる場合をいう。

審　査　基　準

平成１９年８月１日作成

法　　令　　名：　道路交通法
根　拠　条　文：　第 45 条第１項
処 分 の 概 要：　駐車の許可
原権者（委任先）：　警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め：　福島県道路交通規則（昭和 35 年福島県公安委員会規則第 14 号）第７条第１項（駐車の許可の申請書様式）及び第２項（駐車の許可の申請）
審　査　基　準：　別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：　３日（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：　申請書は、当該場所を管轄する警察署（高速隊）の交通課・係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署（高速隊）の交通課・係窓口にしてください。
備　　考：

別紙

審　査　基　準：

警察署長は、駐車許可の申請の内容が、次の１から４までのいずれにも該当するときは、許可をするものとする。

１　駐車する日時

次のいずれにも該当する日時であること。

(1)　駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。２(2)において同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

(2)　駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

２　駐車する場所

次のいずれにも該当する場所であること。

(1)　駐車禁止の規制のみが実施されている場所（無余地（道路交通法（以下「法」という。）第 45 条第２項に規定する余地がないこと。）となる場所及び放置駐車（運転者が車両を離れて直ちに当該車両の運転に従事することができない状態の駐車）となる場合にあっては法第 45 条第１項各号に掲げる場所を除く。）であること。

(2)　駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

３　駐車に係る用務

次のいずれにも該当する用務であること。

(1)　公共交通機関等の駐車に係る車両以外の交通手段を利用した場合に、当該駐車に係る用務の目的を達成することが著しく困難であると認められる用務であること。

(2)　５分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることが著しく困難であると認められる用務であること。

(3)　法第 77 条（道路の使用の許可）第１項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

４　駐車可能な場所の有無

次に掲げる範囲内に、路上駐車場（駐車場法第２条第１号の路上駐車場をいう。）、路外駐車場（同法第２条第２号の路外駐車場をいう。）及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が著しく困難であると認められること。

(1)　重量又は長大な貨物の積卸しで用務地の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務地の直近

(2)　その他の車両にあっては、用務地からおおむね 100 メートル以内

（「用務地からおおむね 100 メートル」とは、用務地から直線距離で半径 100 メートル以内に駐車する場所がない場合をいう。この場合、用務地から駐車する場所までの間に河川や建物の障害物等がある場合には、当該障害物を考慮した判断となることから「おおむね」と規定している。）

審　査　基　準

平成１９年８月１日作成

法　　令　　名：　道路交通法
根　拠　条　文：　第 49 条の２第５項
処 分 の 概 要：　駐車の許可
原権者（委任先）：　警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め：　福島県道路交通規則（昭和 35 年福島県公安委員会規則第 14 号）第７条第１項（駐車の許可の申請書様式）及び第２項（駐車の許可の申請）
審　査　基　準：　別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：　３日（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：　申請書は、当該場所を管轄する警察署（高速隊）の交通課・係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署（高速隊）の交通課・係窓口にしてください。
備　　考：

別紙

審　査　基　準：

警察署長は、駐車許可の申請の内容が、次の１から４までのいずれにも該当するときは、許可をするものとする。

１　駐車する日時

駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

２　駐車の場所及び方法

次のいずれにも該当すること。

(1)　駐車の場所が、当該駐車に係る時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

(2)　駐車の方法が、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

３　駐車に係る用務

次のいずれにも該当する用務であること。

(1)　公共交通機関等の駐車に係る車両以外の交通手段を利用した場合に、当該駐車に係る用務の目的を達成することが著しく困難であると認められる用務であること。

(2)　当該駐車に係る時間制限駐車区間において、道路標識等により表示された時間以内での駐車その他駐車違反とならない方法によることが著しく困難であると認められる用務であること。

(3)　道路交通法第 77 条（道路の使用の許可）第１項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

４　駐車可能な場所の有無

次に掲げる範囲内に、路上駐車場（駐車場法第２条第１号の路上駐車場をいう。）、路外駐車場（同法第２条第２号の路外駐車場をいう。）及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が著しく困難であると認められること。

(1)　重量又は長大な貨物の積卸しで用務地の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務地の直近

(2)　その他の車両にあっては、用務地からおおむね 100 メートル以内

（「用務地からおおむね 100 メートル」とは、用務地から直線距離で半径 100 メートル以内に駐車する場所がない場合をいう。この場合、用務地から駐車する場所までの間に河川や建物の障害物等がある場合には、当該障害物を考慮した判断となることから「おおむね」と規定している。）

審　査　基　準

平成１９年８月１日作成

法　　令　　名：　道路交通法
根　拠　条　文：　第 49 条の４第２項
処 分 の 概 要：　駐車の許可
原権者（委任先）：　警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め：　福島県道路交通規則（昭和 35 年福島県公安委員会規則第 14 号）第７条第１項（駐車の許可の申請書様式）及び第２項（駐車の許可の申請）
審　査　基　準：　別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：　３日（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：　申請書は、当該場所を管轄する警察署（高速隊）の交通課・係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署（高速隊）の交通課・係窓口にしてください。
備　　考：

別紙

審　査　基　準：

警察署長は、駐車許可の申請の内容が、次の１から４までのいずれにも該当するときは、許可をするものとする。

１　駐車する日時

駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

２　駐車の場所及び方法

次のいずれにも該当すること。

(1)　駐車の場所が、当該駐車に係る時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

(2)　駐車の方法が、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

３　駐車に係る用務

次のいずれにも該当する用務であること。

(1)　公共交通機関等の駐車に係る車両以外の交通手段を利用した場合に、当該駐車に係る用務の目的を達成することが著しく困難であると認められる用務であること。

(2)　当該駐車に係る時間制限駐車区間において、道路標識等により表示された時間以内での駐車その他駐車違反とならない方法によることが著しく困難であると認められる用務であること。

(3)　道路交通法第 77 条（道路の使用の許可）第１項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

４　駐車可能な場所の有無

次に掲げる範囲内に、路上駐車場（駐車場法第２条第１号の路上駐車場をいう。）、路外駐車場（同法第２条第２号の路外駐車場をいう。）及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が著しく困難であると認められること。

(1)　重量又は長大な貨物の積卸しで用務地の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務地の直近

(2)　その他の車両にあっては、用務地からおおむね 100 メートル以内

（「用務地からおおむね 100 メートル」とは、用務地から直線距離で半径 100 メートル以内に駐車する場所がない場合をいう。この場合、用務地から駐車する場所までの間に河川や建物の障害物等がある場合には、当該障害物を考慮した判断となることから「おおむね」と規定している。）

審査基準

平成１７年１０月４日作成

法　　令　　名：　道路交通法
根　拠　条　項：　第５１条の８第１項
処　分　概　要：　確認事務受託対象法人の登録
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法　令　の　定　め： 道路交通法第５１条の８第２項（登録の申請） 道路交通法第５１条の８第３項、第４項（登録の要件） 確認事務の委託の手続等に関する規則第２条第１項、第２項（登録の申請） 確認事務の委託の手続等に関する規則第３条、第４条（登録の要件）
審　査　基　準： 別紙のとおり
標準処理期間：　５０日以内
申　　請　　先：　申請書は福島、郡山、会津若松又はいわき中央警察署の交通課に提出してください。
問い合わせ先：　福島県交通部交通指導課駐車対策係
備　　考：

別紙

審　査　基　準：

道路交通法第５１条の８第３項各号のいずれにも該当せず、かつ、同条第４項各号のすべてに適合するときには、登録する。

道路交通法第５１条の８第３項第２号ハに該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等の関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

（注１）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げるものをいう。

（注２）暴力的不法行為等とは、確認事務の委託の手続等に関する規則第３条に掲げるものをいう。

道路交通法第５１条の８第４項第１号に掲げる要件に適合する場合とは、申請法人がその旨を誓約する場合等当該法人が同号に掲げる機械器具等を用いて確認事務を行うものであると認められる場合をいう。

道路交通法第５１条の８第４項第２号に掲げる要件に適合する場合とは、登録申請時において、当該申請法人が２名以上の駐車監視員資格者証保有者を現に確保している場合等、当該申請法人が駐車監視員を用いて放置車両の確認等を行うものであると認められる場合をいう。

審査基準

平成１７年１０月４日作成

法　　令　　名：　道路交通法
根　拠　条　項：　第５１条の８第６項
処　分　の　概　要：　確認事務受託対象法人の登録の更新
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法　令　の　定　め： 道路交通法第５１条の８第２項（登録の申請） 道路交通法第５１条の８第３項、第４項（登録の要件） 確認事務の委託の手続等に関する規則第２条（登録の申請） 確認事務の委託の手続等に関する規則第３条、第４条（登録の要件）
審　査　基　準： 別紙のとおり
標準処理期間：　５０日以内
申　　請　　先：　申請書は福島、郡山、会津若松又はいわき中央警察署の交通課に提出してください。
問い合わせ先：　福島県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
備　　考：

別紙

審　査　基　準：

道路交通法第５１条の８第３項各号のいずれにも該当せず、かつ、同条第４項各号のすべてに適合するときには、登録を更新する。

道路交通法第５１条の８第３項第２号ハに該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等の関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

（注１）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げるものをいう。

（注２）暴力的不法行為等とは、確認事務の委託の手続等に関する規則第３条に掲げるものをいう。

道路交通法第５１条の８第４項第１号に掲げる要件に適合する場合とは、申請法人がその旨を誓約する場合等当該法人が同号に掲げる機械器具等を用いて確認事務を行うものであると認められる場合をいう。

道路交通法第５１条の８第４項第２号に掲げる要件に適合する場合とは、登録申請時において、当該申請法人が２名以上の駐車監視員資格者証保有者を現に確保している場合等、当該申請法人が駐車監視員を用いて放置車両の確認等を行うものであると認められる場合をいう。

審査基準

平成１７年１０月４日作成

法　　令　　名：　道路交通法
根　拠　条　項：　第５１条の１３第１項
処　分　概　要：　駐車監視員資格者証の交付
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法　令　の　定　め： 　確認事務の委託の手続等に関する規則第１１条（駐車監視員資格者証の交付の申請）
審　査　基　準： 　道路交通法第５１条の１３第１項第１号のいずれかに該当し、かつ、同項第２号のいずれにも該当しないときには、駐車監視員資格者証の交付を行う。 　道路交通法第５１条の８第３項第２項ハに該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等の関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注１）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げるものをいう。 （注２）暴力的不法行為等とは、確認事務の委託の手続等に関する規則第３条に掲げるものをいう。
標準処理期間：　３０日以内
申　　請　　先：　申請書は福島、郡山、会津若松又はいわき中央警察署の交通課に提出してください。
問い合わせ先：　福島県交通部交通指導課駐車対策係
備　　考：

審査基準

平成１７年１０月４日作成

法　　令　　名：　道路交通法
根　拠　条　項：　第５１条の１３第１項第１号ロ
処　分　概　要：　講習課程修了者の同等以上の技能等を有する者の認定
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法　令　の　定　め： 　確認事務の委託の手続等に関する規則第１０条第１項から第３項まで（認定の基準及び手続）
審　査　基　準： 　道路交通法第５１条の１３第１項第１号ロの認定の基準は、確認事務の委託の手続等に関する規則第１０条第１項に規定されているが、同項の「その技能及び知識を審査して行う」とは、原則として、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査を実施することにより行うこととする。
標準処理期間：　３０日以内
申　　請　　先：　申請書は福島、郡山、会津若松又はいわき中央警察署の交通課に提出してください。
問い合わせ先：　福島県交通部交通指導課駐車対策係
備　　考：

審　査　基　準

平成６年１０月１日作成

法　　令　　名：　道路交通法
根　拠　条　文：　第５６条第１項
処 分 の 概 要：　設備外積載の許可
原権者（委任先）：　警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め：　道路交通法第５８条（制限外許可証の交付等） 道路交通法施行令第２４条（制限外許可の条件） 道路交通法施行規則第８条（制限外許可証の様式等）
審　査　基　準：　別紙参照
標 準 処 理 期 間：　５日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：　申請書は、出発地を管轄する警察署の交通課・係（高速隊）窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の交通課・係（高速隊）窓口にしてください。
備　　考：

別紙

審　査　基　準：

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が積載場所の指定により、１、２両方の条件を満たすこととなると認めるときは許可をすることができる。

１　車両の構造に関する基準

当該設備外積載を許可する場合において、当該車両が（1)、(2)両方の条件を満たさなければならない。

(1)　当該許可申請に基づく積載行為をして運転する場合において、道路交通に関する法令（行政手続法第２条第２項に規定する法令をいう。以下各審査基準において同じ。）に違反しないこと。

(2)　(1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと。

２　道路又は交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に著しく幅員の狭い部分がある場合や交通の頻繁な場所がある場合等において、当該車両が通行することによって通行道路及び周辺道路の交通流を阻害し、又は他の道路利用者に対して危害を及ぼすなど道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。

審　査　基　準

平成21年３月27日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　文：第56条第２項
処 分 の 概 要：荷台乗車の許可
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め：道路交通法第58条（制限外許可証の交付等） 道路交通法施行令第24条（制限外許可の条件） 道路交通法施行規則第８条（制限外許可証の様式等）
審　査　基　準：別紙参照
標 準 処 理 期 間：５日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：申請書は、出発地を管轄する警察署の交通課・係（高速隊）窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：申請書を提出した警察署の交通課・係（高速隊）窓口にしてください。
備　　考：

別紙

審　査　基　準：

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が荷台に乗車させる人員を限定することにより、１、２両方の条件を満たすこととなると認めるときは、許可をすることができる。

１　車両の構造に関する基準

当該荷台乗車を許可する場合において、当該車両が(1)から(3)までの条件すべてを満たさなければならない。

(1) 当該許可申請に基づく荷台乗車をして当該車両を運転する場合において、道路交通に関する法令に違反しないこと。

(2) (1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと。

(3) 当該荷台乗車許可によって荷台に乗車した者の安全が確保できること。

２　道路又は交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に急カーブがある場合や交通の頻繁な場所がある場合等において、荷台に乗車した者が振り落とされるおそれがあるなど、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。

審　査　基　準

平成21年３月27日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　文：第57条第３項
処 分 の 概 要：制限外積載の許可
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め：道路交通法第58条（制限外許可証の交付等） 道路交通法施行令第24条（制限外許可の条件） 道路交通法施行規則第８条（制限外許可証の様式等）
審　査　基　準：別紙参照
標 準 処 理 期 間：５日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：申請書は、出発地を管轄する警察署の交通課・係（高速隊）窓口に提出出してください。
問 い 合 わ せ 先：申請書を提出した警察署の交通課・係（高速隊）窓口にしてください。
備　　考：

別紙

審　査　基　準：

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が積載重量を限る等の条件を付すことにより、１から３までの条件すべてを満たすこととなると認めるときは、許可することができる。

１　貨物に関する基準

貨物に関しては、以下の(1)、(2)両方の条件を満たさなければならない。

(1) 形態上、単一の物件であること。

(2) 分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損すると認められること。

２　車両の構造に関する基準

当該制限外積載を許可する場合において、当該車両が(1)、(2)両方の条件を満たさなければならない。

(1) 当該許可申請に基づく積載行為をして運転する場合において、道路交通に関する法令に違反しないこと。

(2) (1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと。

３　道路又は交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に、幅員が狭く右左折が困難な場所、橋梁・トンネル等通行する車両の諸元等に関する制限のある場所、交通の頻繁な場所がある場合等において、当該車両が通行することによって通行道路及び周辺道路の交通流を阻害し、又は他の道路利用者に対して危害を及ぼすなど、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。

審　査　基　準

平成21年３月27日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　文：第59条第２項
処 分 の 概 要：牽引の許可
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第59条第３項（自動車の牽引制限） 道路交通法施行規則第８条の５（牽引の許可証の様式等）
審　査　基　準：別紙参照
標 準 処 理 期 間：10日以内（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：申請書は、出発地を管轄する警察署の交通課・係（高速隊）窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：申請書を提出した警察署の交通課・係（高速隊）窓口にしてください。
備　　考：

別紙

審　査　基　準：

許可の申請を受理した都道府県公安委員会は、当該申請に係る許可対象行為が道路を指定し、又は時間を限ったことにより、以下の条件を満たすこととなると認めるときは、許可をすることができる。

1　車両の構造に関する基準

当該牽引を許可する場合において、当該車両が(1)、(2)両方の条件を満たさなければならない。

(1) 当該許可申請に基づく牽引行為をして運転する場合において、道路交通に関する法令に違反しないこと。

(2) (1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと。

2　道路及び交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に、幅員が狭く右左折が困難な場所がある場合や交通の頻繁な場所がある場合等において、当該車両が通行することによって通行道路及び周辺道路の交通流を阻害し、又は他の道路利用者に対して危害を及ぼすなど、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。

審　査　基　準

平成 6 年 10 月 1 日作成

法　　令　　名：　道路交通法
根　拠　条　文：　第６３条第７項
処 分 の 概 要：　故障車両の整備確認
原権者（委任先）：　警察署長（高速自動車国道における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）、車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁
法 令 の 定 め：　道路運送車両の保安基準
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：　１日
申　　請　　先：　署等の交通課（係）
問 い 合 わ せ 先：　警察本部交通指導課又は署の交通課
備　　考：

審　査　基　準

令和５年９月19日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第75条の12第１項
処 分 の 概 要：特定自動運行の許可
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　道路交通法第75条の12第２項及び第３項（特定自動運行の許可）、第75条の13（特定自動運行の許可基準等）、第75条の14（欠格事由） 　道路交通法施行規則第９条の20（特定自動運行の許可の申請書の様式等）、第９条の21（特定自動運行の許可の申請書の添付書類等）、第９条の22（意見聴取）
審　査　基　準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申　　請　　先：交通企画課
問　合　せ　先：交通企画課交通企画係（024-522-2151）
備　　考：

別紙

審　査　基　準：

特定自動運行の許可の申請を受理した福島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、当該申請に係る特定自動運行計画が１から５に掲げる許可基準を満たし、当該特定自動運行を行おうとする者が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条の14各号に掲げる欠格事由に該当しない場合は、許可をしなければならない。

１　「特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車が特定自動運行を行うことができるものであること」

特定自動運行用自動車が自動運行装置（当該自動運行装置を備えている自動車が法第62条に規定する整備不良車両に該当することとなったとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条第２項に規定する条件をいう。以下同じ。）を満たさないこととなったときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。）を備えていることをいう。

２　「特定自動運行計画に従つて行われる特定自動運行が当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであること」

特定自動運行計画が、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであることをいう。

３　「第75条の19から第75条の22まで及び第75条の23第１項から第３項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置の円滑かつ確実な実施が見込まれるものであること」

特定自動運行計画に従って整備される装置、人員、当該人員に対する教育訓練の要領等によれば、特定自動運行業務従事者に対する教育や特定自動運行が終了した場合の措置等、法の規定等により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施することができると考えられることをいう。

４　「特定自動運行計画に従つて行われる特定自動運行（道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。）が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」

特定自動運行計画に従って特定自動運行を行った場合や、同計画に従って特定自動運行が終了した場合の措置を講じた場合に、他の交通に著しい支障（社会通念上許容し得る程度のものにとどまる多少の支障は含まない。）を及ぼすおそれがないと考えられることをいう。

５　「特定自動運行計画に従つて行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであつて、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること」

特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービス

の提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められることをいう。

標 準 処 理 期 間：

45日（行政庁の休日は含まない。）

ただし、次のいずれかに掲げる場合は、当該期間に次のそれぞれに定める期間を加えた期間とする。

(1) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第９条の21第２項の規定に基づき、特定自動運行の許可の申請者に対し、審査に必要な資料を提出すること及び特定自動運行計画に公安委員会が必要と認める事項を定めることを求める必要があるもの

当該資料の追加提出及び特定自動運行計画への追記に要する時間

(2) 府令第９条の22の規定に基づく都道府県知事、道路管理者、学識経験者その他の公安委員会が必要と認める者への意見聴取が必要なもの

当該意見聴取に要する時間

(3) 特定自動運行の経路が２以上の都道府県公安委員会の管轄にわたるもの

他の公安委員会との協議に要する時間

審　査　基　準

令和５年９月19日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第75条の16第１項
処 分 の 概 要：特定自動運行計画の変更の許可
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　道路交通法第75条の16第２項において準用する第75条の13（特定自動運行の許可基準等） 　道路交通法施行規則第９条の23第１項（変更の許可の申請等）、第９条の23第２項において準用する第９条の21第２項（特定自動運行の許可の申請書の添付書類等）、第９条の23条第２項において準用する第９条の22（意見聴取）
審　査　基　準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申　　請　　先：交通企画課
問　合　せ　先：交通企画課交通企画係（024-522-2151）
備　　考：

別紙

審　査　基　準：

特定自動運行計画の変更の許可の申請を受理した福島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、当該申請に係る変更後の特定自動運行計画が１から５に掲げる許可基準を満たす場合は、許可をしなければならない。

１　「特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車が特定自動運行を行うことができるものであること」

特定自動運行用自動車が自動運行装置（当該自動運行装置を備えている自動車が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第62条に規定する整備不良車両に該当することとなったとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条第２項に規定する条件をいう。以下同じ。）を満たさないこととなったときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。）を備えていることをいう。

２　「特定自動運行計画に従つて行われる特定自動運行が当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであること」

特定自動運行計画が、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであることをいう。

３　「第75条の19から第75条の22まで及び第75条の23第１項から第３項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置の円滑かつ確実な実施が見込まれるものであること」

特定自動運行計画に従って整備される装置、人員、当該人員に対する教育訓練の要領等によれば、特定自動運行業務従事者に対する教育や特定自動運行が終了した場合の措置等、法の規定等により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施することができると考えられることをいう。

４　「特定自動運行計画に従つて行われる特定自動運行(道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。)が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」

特定自動運行計画に従って特定自動運行を行った場合や、同計画に従って特定自動運行が終了した場合の措置を講じた場合に、他の交通に著しい支障（社会通念上許容し得る程度のものにとどまる多少の支障は含まない。）を及ぼすおそれがないと考えられることをいう。

５　「特定自動運行計画に従つて行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであつて、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること」

特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められることをいう。

標 準 処 理 期 間：

45日（行政庁の休日は含まない。）

ただし、次のいずれかに掲げる場合は、当該期間に次のそれぞれに定める期間を加えた期間とする。

(1)　道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第９条の23第２項において準用する府令第９条の21第２項の規定に基づき、特定自動運行計画の変更の許可の申請者に対し、審査に必要な資料を提出すること及び特定自動運行計画に公安委員会が必要と認める事項を定めることを求める必要があるもの

当該資料の追加提出及び特定自動運行計画への追記に要する時間

(2)　府令第９条の23第２項において準用する府令第９条の22の規定に基づく都道府県知事、道路管理者、学識経験者その他の公安委員会が必要と認める者への意見聴取が必要なもの

当該意見聴取に要する時間

(3)　特定自動運行の経路が２以上の都道府県公安委員会の管轄にわたるもの

他の公安委員会との協議に要する時間

審　査　基　準

平成21年３月27日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　文：第77条第１項
処 分 の 概 要：道路の使用の許可
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め：道路交通法第77条第２項及び第３項（道路の使用の許可）、第78条（許可の手続） 道路交通法施行規則第10条（道路使用許可証の様式等） 福島県道路交通法関係手数料条例第17条（道路使用許可申請の手数料）
審　査　基　準：別紙参照
標 準 処 理 期 間：別紙参照
申　　請　　先：申請書は、当該行為に係る場所を管轄する警察署の交通課・係（高速隊）窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：申請書を提出した警察署の交通課・係（高速隊）窓口にしてください。
備　　考：

別紙

審　査　基　準：

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が１から３までのいずれかに該当する場合は、許可をしなければならない。

１　「現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき」

許可の申請の内容となっている行為をそのまま行ったとしても、その時点においては、現実に交通の妨害（社会通念上許容し得る程度のものにとどまる多少の妨害は含まない。）となるおそれがないと考えられる場合をいう。

２　「許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき」

許可に条件を付し、申請者が当該条件を遵守すれば、社会通念上容認できない程度の妨害を生ずるおそれがないと認められる場合をいう。

３　「現に交通の妨害となるおそれはあるが、公益上又は社会の習慣上やむを得ないものであると認められるとき」

許可の申請の内容となっている行為に社会公共の利益がある場合又は類似の行為が許可対象として多く行われている実態があり、かつ、そのことが伝統的・社会的に是認されている場合に、このような行為を行う必要性と当該行為により生じる交通の妨害の程度とを比較衡量し、公益性又は社会慣習上の必要性があってなされる要許可行為によって得られる利益が、当該行為により生じる交通の妨害による支障等の損失を上回るため、交通に支障が生ずることもやむを得ないと認められる場合をいう。

標 準 処 理 期 間：

７日以内（行政庁の休日は含まない。）。ただし、次のいずれかに掲げる場合は、当該期間に次のそれぞれに定める期間を加えた期間とする。

(1) 法第79条に基づく道路の管理者との協議が必要なもの
　当該協議に要する期間
(2) 二以上の警察署の管轄にわたるもの
　他の警察署長との協議に要する期間
(3) 法第４条第１項に規定する歩行者又は車両等の通行の禁止等の交通規制を必要とするもの
　当該交通規制の手続に要する期間

審　査　基　準

平成６年１０月１日作成

法　　令　　名：　道路交通法
根　拠　条　文：　第７８条第５項
処 分 の 概 要：　道路使用許可証の再交付
原権者（委任先）：　警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め：　道路交通法施行規則第１２条（道路使用許可証の再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：　３日（行政庁の休日は含まない）
申　　請　　先：　申請書は、許可を受けた警察署の交通課・係（高速隊）窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書は、許可を受けた警察署の交通課・係（高速隊）窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第84条第１項
処 分 の 概 要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：福島県公安委員会（運転免許の保留及びその期間の短縮並びに仮免許付与については、福島県警察本部長）
法 令 の 定 め：道路交通法第88条（免許の欠格事由）、第90条第１項、第２項及び第13項（免許の拒否等）、第90条の２第１項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第96条（受験資格）、第96条の２（受験資格）、第96条の３（受験資格） 道路交通法施行令第32条の７（19歳から大型免許等を受けることができる者）、第32条の８（19歳から中型免許等を受けることができる者）、第33条（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の２（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の２の２（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の２の３（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第33条の５の２（仮運転免許の拒否の基準）、第33条の５の３（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第34条（受験資格の特例）、第34条の２（受験資格の特例）
審　査　基　準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行う場合の基準は、別紙１のとおり 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙２に従い処分の軽減を行う。運転免許の保留を行う場合の基準は別紙２のとおり
標 準 処 理 期 間：運転免許センターは即日、警察署は８日間（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：運転免許課、警察署交通課（係）
問　合　せ　先：運転免許課学科試験係（電話024-591-4372）、警察署交通課（係）
備　　考：

別紙１

一定の病気等に係る免許の可否等の運用基準

１　統合失調症（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第33条の２の３第１項関係）

(1)　医師が「自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力（以下「安全な運転に必要な能力」という。）を欠くこととなるおそれのある症状を呈していない」旨の診断を行った場合（当該診断を行った理由が、自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く状態となるおそれはあるが、そのような状態になった際は、自動車等の運転ができない状態であると判断されることによるものである場合を除く。）、免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止（以下「拒否等」という。）は行わない。

(2)　医師が「６月以内に、上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、６月の免許の保留又は効力の停止（以下「保留又は停止」という。）とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③　その他の場合には免許の拒否又は取消し（以下「拒否又は取消し」という。）とする。

(3)　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(4)　上記(1)の場合であって、かつ、今後ｘ年間（又はｘ月間）程度であれば、運転に支障のある症状が再発するおそれはないと認められるなどの診断を医師が行ったときは、一定期間（ｘ年又はｘ月）後に臨時適性検査又は診断書提出命令（以下「臨時適性検査等」という。）を行うこととする。

また、上記(1)の場合であって、統合失調症にかかっているとの診断がなされて

おり、かつ、運転に支障のある症状に関する今後の再発のおそれに係る医師の診断がなかったときは、６月後に臨時適性検査等を行うこととする。

２　てんかん（令第33条の２の３第２項第１号関係）

(1)　以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

ア　発作が過去５年以内に起こったことがなく、医師が「今後、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

イ　発作が過去２年以内に起こったことがなく、医師が「今後、ｘ年程度であれば、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

ウ　医師が、１年間の経過観察の後「発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

エ　医師が、２年間の経過観察の後「発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

(2)　医師が、「６月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(3)　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(4)　上記(1)イに該当する場合については、一定期間（ｘ年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

(5)　日本てんかん学会は、てんかんと診断された者については、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去５年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型免許（準中型免許（５ｔ限定）を除く。）、中型免許（中型免許（８ｔ限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれら免許の申請又は更新の申請を行った場合には、上記(2)及び(3)

の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を慫慂（しょうよう）することとする。

3　再発性の失神（令第33条の２の３第２項第２号関係）

(1)　反射性（神経調節性）失神

過去５年以内に反射性失神で意識を失ったことがある者に対しては、以下のとおりとする。

ア　医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

イ　医師が「６月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③　その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(2)　不整脈を原因とする失神

ア　植込み型除細動器を植え込んでいる者に対しては、以下のとおりとする。

(ｱ)　植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失った者である場合には、以下のとおりとする。

a　以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

(a)　医師が「植え込み後６月を経過しており、過去３月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b)　医師が「植え込み後、意識を失ったのは不整脈以外が原因であり、この原因については治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った

場合

(c)　医師が「植え込み後６月を経過していないが、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、過去３月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b　医師が「６月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる 」旨の診断を行った場合には６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記 a の内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだ上記 a に該当すると診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③　その他の場合には拒否又は取消しとする。

c　その他の場合には拒否又は取消しとする。

d　上記 a の診断については、臨時適性検査等による診断に限り認められるものとする。

(ｲ)　植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない場合には、以下のとおりとする。

a　以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

(a)　医師が「植え込み後６月を経過しており、過去３月以内に除細動器の適切作動がなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b)　医師が「除細動器の不適切作動（誤作動）を認めたが、この原因については治療により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(c)　医師が「植え込み後６月を経過していないが、植え込み後７日を経過しており、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を

行った場合

b　医師が「６月以内に上記ａに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記ａの内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだ上記ａに該当すると診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記ａに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③　その他の場合には拒否又は取消しとする。

c　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ｳ)　電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植込み型除細動器を交換した場合（(ｱ)又は(ｲ)の規定による拒否等の事由に該当する者及び故障、不適切作動（誤作動）等を原因として植込み型除細動器が作動した後に交換した者を除く。）には、以下のとおりとする。

ａ　医師が「電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植込み型除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行い、当該交換後７日を経過しており、過去７日以内に発作が起こったことがなく、かつ、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

b　医師が「７日以内に上記ａに該当すると判断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には７日の保留又は停止とする。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記ａの内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだ上記ａに該当すると診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記ａに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の

保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③　その他の場合には(ｱ)又は(ｲ)の規定によるものとする。

ｃ　その他の場合には(ｱ)又は(ｲ)の規定によるものとする。

(ｴ)　植込み型除細動器を植え込んでいる者が免許を取得した場合（上記(ｱ)ａ、(ｲ)ａ及び(ｳ)ａに該当する場合）には、６月後に臨時適性検査等を行う。

(ｵ)　日本不整脈心電学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許（中型免許（８ｔ限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれら免許の申請又は更新の申請を行った場合には、上記(ｱ)ｂ及びｃ、(ｲ)ｂ及びｃ並びに(ｳ)ｂ及びｃの処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を慫慂（しょうよう）することとする。

また、同学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者について準中型免許の適性がないとはいえないが、いかなる免許区分であっても職業運転は認められないとの見解を有しているので、この点についても併せて注意喚起を行うこととする。

イ　ペースメーカーを植え込んでいる者に対しては、以下のとおりとする。

(ｱ)　ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失った者である場合には、以下のとおりとする。

ａ　以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

(a)　医師が「植え込み後、意識を失ったのは○○が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b)　医師が「植え込み後、意識を失ったのはペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(c)　医師が「植え込み後、意識を失ったのは○○が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(d)　医師が「植え込み後、意識を失ったのは○○が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後、ｘ年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b　医師が「６月以内に上記ａに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記ａの内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだ上記ａに該当すると診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記ａに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③　その他の場合には拒否又は取消しとする。

c　その他の場合には拒否又は取消しとする。

d　上記ａ(d)に該当する場合については、一定期間（ｘ年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

(ｲ)　ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない者である場合には、以下のとおりとする。

a　医師が「「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」（以下３(2)イにおいて「免許取得可能」という。）とまではいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

b　以下のいずれかの場合には６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

(a)　医師が「６月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

(b)　医師が「６月以内に、今後、ｘ年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

上記(a)及び(b)の場合には、保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記ａの内容である場合には拒否又は取消しとする。

②　以下のいずれかの場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の

診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

ⅰ　「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

ⅱ　「結果的にいまだ、今後ｘ年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

③　その他の場合には拒否等は行わない。

ｃ　その他の場合には拒否等は行わない。

ｄ　「今後ｘ年程度であれば、免許取得可能」旨の診断を行った場合（上記ｃに該当）については、一定期間（ｘ年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

ウ　その他の場合には、以下のとおりとする。

(ｱ)　以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

ａ　医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

ｂ　医師が「今後、ｘ年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(ｲ)　医師が「６月以内に上記(ｱ)に該当することが見込まれる」旨の診断を行った場合には６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記(ｱ)の内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだ上記(ｱ)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記(ｱ)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ｳ)　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ｴ)　上記(ｱ)ｂに該当する場合については、一定期間（ｘ年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

(3)　その他特定の原因による失神（起立性低血圧等）

過去にその他特定の原因で意識を失ったことがある者に対しては、以下のとおりとする。

ア　以下の場合には拒否等は行わない。

(ｱ)　医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(ｲ)　医師が「今後、ｘ年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

イ　医師が「６月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③　その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ　その他の場合には拒否又は取消しとする。

エ　上記ア(ｲ)に該当する場合については、一定期間（ｘ年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

４　無自覚性の低血糖症（令第33条の２の３第２項第３号関係）

(1)　薬剤性低血糖症

ア　過去１年以内に、起きている間にインスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがない場合については、以下のとおりとする。

(ｱ)　以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

a　医師が「（意識の消失その他自動車等の安全な運転に支障を及ぼす症状（以下「意識消失等」という。）の前兆を自覚できており、）運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b　医師が「（意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、）運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(ｲ)　医師が「６月以内に上記(ｱ)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記(ｱ)の内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだ上記(ｱ)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記(ｱ)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ｳ)　その他の場合には拒否又は取消しとする。

イ　過去１年以内に、起きている間で、インスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがある場合については、以下のとおりとする。

(ｱ)　以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

a　医師が「意識消失等の前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。１年以内の意識の消失も、運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

b　医師が「意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、運転を控えるべきとはいえない。１年以内の意識の消失も運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

c　医師が「（意識の消失を起こした時には運転を控えるべき状態にあった

が、）その後の治療により、意識消失等の前兆を自覚できており、又は意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、現時点では運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(ｲ)　医師が「６月以内に上記(ｱ) c に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には６月の保留・停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記(ｱ) c の内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだ上記(ｱ) c に該当すると診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記(ｱ) c に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ｳ)　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ｴ)　上記(ｱ) c の診断については、臨時適性検査等による診断に限り認められるものとする。

(2)　その他の低血糖症（腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群等）

ア　以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

(ｱ)　医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(ｲ)　医師が「今後、ｘ年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

イ　医師が「６月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等は行わ

ない。

② 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

エ 上記ア(ｲ)に該当する場合については、一定期間（ｘ年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

5 そう鬱病（令第33条の２の３第３項第１号関係）

上記１統合失調症と同様とする。

6 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害（令第33条の２の３第３項第２号関係）

(1) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあり、６月以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがあるとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

(2) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあるが、６月以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがある」との診断を行った場合には６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が「重度の眠気が生じるおそれがない」旨の内容である場合には拒否等は行わない。

② 「結果的にいまだ「重度の眠気が生じるおそれがない」旨の診断をすることはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に「重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがある」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ 「６月以内に重度の眠気が生ずるおそれがなくなる見込みがあるとはいえない」旨の内容である場合には拒否又は取消しとする。

(3) その他の場合には拒否等は行わない。

7 その他精神障害（急性一過性精神病性障害、持続性妄想性障害等）（令第33条の２

の３第３項第３号関係）

上記１統合失調症と同様とする。

８　脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等）（令第33条の２の３第３項第３号関係）

(1)　慢性化した症状

見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等は「認知症」、運動障害（麻痺）、視覚障害（視力障害等）及び聴覚障害については「身体の障害」に係る規定等に従うこととする。

(2)　発作により生ずるおそれがある症状

ア　脳梗塞等の発作により次の障害のいずれかが繰り返し生じている場合については、拒否又は取消しとする。

(ｱ)　意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等（認知症に相当する程度の障害に限る。）

(ｲ)　運動障害（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）

(ｳ)　視覚障害等（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）

イ　アを除き、過去に脳梗塞等の発作でアに掲げる障害のいずれかが生じたことがある場合については、以下のとおりとする。

(ｱ)　医師が「「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」（以下８において「免許取得可能」という。）とまではいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

(ｲ)　以下のいずれかの場合には６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

ａ　医師が「６月以内に、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

ｂ　医師が「６月以内に、今後ｘ年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

上記ａ及びｂの場合には、保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が上記ア及びイ(ｱ)の内容である場合には拒否又は取消しとする。

②　以下のいずれかの場合には更に６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

ⅰ　「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

ⅱ　「結果的にいまだ、今後ｘ年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に、今後ｘ年程度であれば免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

③　その他の場合には拒否等は行わない。

(ｳ)　その他の場合には拒否等は行わない。

(ｴ)　「今後ｘ年程度であれば、免許取得可能」旨の診断を行った場合（上記イ(ｳ)に該当）については、一定期間（ｘ年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

(3)　本基準については、脳動脈瘤破裂、脳腫瘍等についても準用する。

9　認知症（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第90条第１項第１号の２及び法第103条第１項第１号の２関係）

(1)　アルツハイマー型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症（ピック病）及びレビー小体型認知症

拒否又は取消しとする。

(2)　その他の認知症（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）

ア　医師が「認知症について回復の見込みがない」又は「認知症について６月以内に回復する見込みがない」旨の診断を行った場合には、拒否又は取消しとする。

イ　医師が「認知症について６月以内に回復する見込みがある」旨の診断を行った場合には、６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果が「認知症について回復した」旨の内容である場合には拒否等を行わない。

②　「結果的にいまだ回復した旨の診断はできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内にその診断を行う見込みがある」旨の内容である場合には更に６月以内の保留又は停止とする。

③　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(3)　認知症ではないが認知機能の低下がみられ今後認知症となるおそれがある場合

医師が「軽度の認知機能の低下が認められる」、「境界状態にある」、「認知症の疑いがある」等の診断を行った場合には、その後認知症となる可能性があることから、６月後に臨時適性検査等を行うこととする。

なお、医師の診断結果を踏まえて、より長い期間や短い期間を定めることも可能である（ただし、長期の場合は最長でも１年とする。）。

10　アルコールの中毒者（法第90条第１項第２号及び法第103条第１項第３号）

(1)　アルコールの中毒者については、国際疾病分類（ICD－10）の「アルコール使用による精神および行動の障害」においてF10.2からF10.9までに該当し、かつ下記①から③までのいずれか又は全てを満たさないものとし、医師がその旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

①　断酒を継続している。

②　アルコール使用による精神病性障害、健忘症候群、残遺性障害及び遅発性の精神病性障害（アルコール幻覚症、認知症、コルサコフ症候群等）のない状態を続けている。

③　再飲酒するおそれが低い。

なお、①及び②といえるためには、最低でも６月以上その状態を継続していることを要し、①の期間について、入院その他の理由により本人の意思によらず飲酒できない環境にいた期間については断酒を継続している期間として算入しない。

(2)　医師が「アルコール依存症であり、現時点では上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断することはできないが、６月以内に、上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断することができると見込まれる」旨の診断を行った場合には、６月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、６月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

①　適性検査結果又は診断結果がアルコール依存症について上記(1)の①から③までの全てを満たす内容である場合には拒否等は行わない。

②　「結果的にいまだアルコール依存症について上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、更に６月以内に上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断することができると見込まれる」旨の内容である場合には更に６月の保留又は停止とする。

③　その他の場合には拒否又は取消しとする。

(3)　医師が「アルコール依存症（国際疾病分類（ICD－10）におけるF10.2からF10.9

までに該当）であるが上記(1)の①から③までの全てを満たす」旨の診断を行った場合には拒否等は行わない。

なお、慢性化した運動障害が残る場合については「身体の障害」に係る規定等に従うこととする。

別紙２

第１　運転免許の効力の停止等の処分量定基準

１　点数制度による運転免許の効力の停止等の処分の基本量定（４に規定するものを除く。）

(1)　運転免許の効力の停止の基準（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第38条第５項第２号イ）に該当する者

一般違反行為（令第33条の２第１項第１号に規定する一般違反行為をいう。以下同じ。）に係る累積点数（令第33条の２第３項に規定する累積点数をいう。以下同じ。）が令別表第３の１の表の第１欄に掲げる区分に応じ同表の第７欄に掲げる点数に達したことにより、運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に掲げる期間とする。

<table>
<tr><th colspan="2">前歴の回数</th><th>累積点数</th><th>期　間</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">前歴がない者</td><td>６点、７点、８点</td><td>30日</td></tr>
<tr><td>９点、10点、11点</td><td>60日</td></tr>
<tr><td>12点、13点、14点</td><td>90日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">前歴が１回である者</td><td>４点、５点</td><td>60日</td></tr>
<tr><td>６点、７点</td><td>90日</td></tr>
<tr><td>８点、９点</td><td>120日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">前歴が２回である者</td><td>２点</td><td>90日</td></tr>
<tr><td>３点</td><td>120日</td></tr>
<tr><td>４点</td><td>150日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">前歴が３回以上である者</td><td rowspan="2">３回である者</td><td>２点</td><td>120日</td></tr>
<tr><td>３点</td><td>150日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">４回以上である者</td><td>２点</td><td>150日</td></tr>
<tr><td>３点</td><td>180日</td></tr>
</table>

（注）前歴とは令別表第３の備考の１に規定する前歴をいう。以下同じ。

(2)　免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は６月を超えない範囲内の期間の自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転の禁止の基準（令第33条の２、第33条の３又は第40条）に該当する者

上記(1)に掲げる期間は、免許の保留、免許を与えた後における免許の効力

の停止又は６月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定について準用する。

なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（運転免許試験に合格した者で、当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者又は国際運転免許証若しくは外国免許証を現に所持している者（以下「他免許等既得者」という。）を除く。）については、上記(1)に掲げる期間から、当該処分の理由となった一般違反行為をした日（令第33条の２第４項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とする。

２　点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（３及び４に規定するものを除く。）

(1)　免許の効力の停止の基準（令第38条第５項第２号ロ又はハ）に該当する者

重大違反唆し等（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第90条第１項第５号に規定する重大違反唆し等をいう。以下同じ。）若しくは道路外致死傷（同条第６号に規定する道路外致死傷をいう。以下同じ。）又は危険性帯有（法第103条第１項第８号に該当するものをいう。以下同じ。）により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。

ア　重大違反唆し等・道路外致死傷（令第38条第５項第２号ロ）

(ｱ)　令別表第４第４号に掲げる重大違反唆し等をしたときは、次表の左欄に掲げる重大違反の種別に応じ、それぞれ右欄に掲げる期間

重大違反の種別	期　間
酒気帯び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒気帯び運転（0.25未満）、大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過（50以上）	90日以上
速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、無車検運行又は無保険運行、携帯電話使用等（交通の危険）	30日以上

備考　重大違反の種別は、令別表第２の１の表に定める点数が６点から14点までの違反行為の種別をいう。

(ｲ)　令別表第４第４号に掲げる道路外致死傷をしたときは、次表の左欄に掲

げる道路外致死傷の種別に応じ、中欄又は右欄に掲げる期間

なお、処分の基本量定の期間は、当該事故が法第２条第１項第１号に規定する道路（以下「道路」という。）におけるものであった場合において、その処分が令第38条第５項第１号に掲げる免許の取消しの基準に該当するものであるときは、180日の期間、同項第２号に掲げる免許の効力の停止の処分の基準に該当するものであるときは、上記１の(1)に定める処分の基本量定の期間に準じた期間とする。

道路外致死傷の種別	専ら当該道路外致死傷をした者の不注意によるものである場合における期間	中欄に規定する場合以外の場合における期間
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が３月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	―	60日以上
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が30日以上３月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	60日以上	30日以上
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	30日以上	30日以上

備考

１　負傷者の負傷の治療に要する期間は、当該負傷者の数が２人以上である場合にあっては、これらの者のうち最も負傷の程度が高い者の負傷の治療に要する期間をいう。イ(ｵ)において同じ。

２　この欄の後遺障害とは、当該負傷者の負傷が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成14年国家公安委員会規則第14号）で定める程度のものをいう。

イ　危険性帯有（令第38条第５項第２号ハ）

次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間

(ｱ)　自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間

一般違反行為の種別	期　間
整備不良（制動装置等）又は整備不良（尾灯等）	30日以上

(ｲ)　自動車の使用者（安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。３において「使用者等」という。）がその者の業務に関し、自動車の運転者に対して、次表の左欄に掲げる違反行為を命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認したとき（令第38条第５項第１号ロ又は第２号ロに該当する場合を除く。）は、それぞれの区分に応じ右欄に掲げる期間

違反行為の種別	期　間
酒気帯び運転（0.25以上）、過労運転等、無免許運転、酒気帯び（0.25未満）速度超過（50以上）等、酒気帯び（0.25未満）速度超過（30（高速40）以上50未満）等、酒気帯び（0.25未満）速度超過（25以上30（高速40）未満）等、酒酔い運転又は麻薬等運転	180日
酒気帯び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒気帯び運転（0.25未満）、大型自動車等無資格運転又は速度超過（50以上）	90日以上
速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、速度超過（25以上30（高速40）未満）、放置駐車違反（駐停車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等５割以上10割未満）、積載物重量制限超過（普通等10割以上）、速度超過（20以上25未満）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等５割未満）、積載物重量制限超過（普通等５割以上10割未満）、速度超過（20未満）又は積載物重量制限超過（普通等５割未満）	30日以上

備考　違反行為とは、一般違反行為及び特定違反行為（令第33条の２第２項第１号に規定する特定違反行為をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。

(ｳ)　交通事故があった場合において、唆して次表の左欄に掲げる措置義務違反をさせ、若しくは当該違反をした場合に助け、又は自動車の運転者以外の乗務員が左欄に掲げる措置義務違反をしたとき（令第33条の２の３第４項第２号に係る重大違反唆し等に該当する場合を除く。）は、それぞれの区分に応じ右欄に掲げる期間

措置義務違反の種別	期　間
人の死亡又は傷害に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反	180日
物の損壊に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反	30日以上

備考　上表において措置義務違反とは、法第72条第１項前段の規定に違反する行為をいう。

(ｴ)　道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第１項又は自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第５条の規定に違反する行為をしたとき（その者が自動車等を運転して当該規定に違反する行為をしたとき及び令第38条第５項第２号ロに該当する場合を除く。）は、30日以上の期間

(ｵ)　道路以外の場所で、自動車等を運転した場合は、次の区分に応じた期間

ａ　故意により建造物を損壊したときは、180日の期間

ｂ　人を負傷させ（故意によるもの及び負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上であるもの又は後遺障害が存するものを除く。）、又は建造物を損壊したとき（故意によるものを除く。）は、当該事故が、道路におけるものであった場合において、その処分が令第38条第５項第１号に掲げる免許の取消しの基準に該当するものであるときは180日の期間、同項第２号に掲げる免許の効力の停止の処分の基準に該当するものであるときは、上記１の(1)に定める処分の基本量定の期間に準じた期間

(ｶ)　自動車等の運転を利用して、著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれのある犯罪を犯したときは、30日以上の期間

(ｷ)　免許の効力の停止の期間中に当該免許を失効させた者又は再試験に係る

免許の取消しを受けた者が、当該免許の効力を停止することとされていた期間が経過しない間に免許を受けたときは、当該処分の日を起算日とする処分の残期間

(ｸ)　運転免許証を偽造し、若しくは変造したとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の期間

(ｹ)　不正の手段で免許又は運転免許証を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の期間

(ｺ)　前各号に掲げる場合のほか、その者が自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる行為をしたときは、30日以上の期間

(2)　免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の基準（令第33条の２又は第33条の３）に該当する者

上記(1)のアに掲げる期間は、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定について準用する。

なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（他免許等既得者を除く。）については、上記(1)のアに掲げる期間から、当該処分の理由となった重大違反唆し等又は道路外致死傷をした日（令第33条の２第４項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とする。この場合において、重大違反唆し等をした日は、唆した日又は助けた日とする。

３　麻薬、覚醒剤等の使用等をした者等に対する免許の効力の停止の処分量定基準

次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第５項第２号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。

区　　分	期　間
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	180日

免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者	
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第５項第１号ロに該当する場合を除く。）	90日以上
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者	

備考　この表における用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

１　麻薬とは、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第２条第１号に規定する麻薬をいう。

２　大麻とは、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第１条に規定する大麻をいう。

３　あへんとは、あへん法（昭和29年法律第71号）第３条に規定するあへん又はけしがらをいう。

４　覚醒剤とは、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第２条に規定する覚醒剤又は覚醒剤原料をいう。

５　麻薬、覚醒剤等の使用等とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、又は大麻若しくはあへんを吸食することをいう。

６　麻薬、覚醒剤等の譲渡し等とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。

(1)　ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。

(2)　(1)以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。

(3)　大麻又はあへんを譲り渡すこと。

(4)　覚醒剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。

４　暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準

(1)　点数制度による免許の効力の停止等の処分の基本量定

ア　免許の効力の停止の基準（令第38条第５項第２号イ）に該当する者

自動車等の運転者が道路において２台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力を借りて行う速度超過、信号無視、整備不良等の違反行為（共同危険行為等禁止違反（法第68条の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除く。以下「暴走行為」という。）に係る累積点数が令別表第３の１の表の第１欄に掲げる区分に応じ同表の第７欄に掲げる点数に達したことにより、免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、上記１(1)に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。

イ　免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は６月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の基準（令第33条の２、第33条の３又は第40条）に該当する者

上記アに掲げる期間は、免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は６月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定について準用する。

なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（他免許等既得者を除く。）については、上記アに掲げる期間から、当該処分の理由となった一般違反行為をした日（令第33条の２第４項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から、当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とする。

(2)　点数制度によらない免許の効力の停止の処分の基本量定

次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第５項第２号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。

区　　分	期　間
他人を指揮して暴走行為をさせたとき、又は暴走行為を率先助勢したとき。	180日
２人以上の自動車等の運転者が道路以外の場所において、２台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく他人の生命又は身体の危険を生じさせ、若しく	

は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしたとき。	
道路若しくは公園、海水浴場、駅構内等の道路以外の公共の場所において２台以上の自動車等を連ねて通行させ、若しくは並進させる機会における自動車等の運転者若しくは同乗者により集団の勢力を借りて行われる石、ガラスびん、金属片その他人若しくは自動車等を損傷するおそれのある物件を投げ、若しくは発射する行為若しくは暴行、傷害、器物毀棄等の行為で道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるもの（以下「集団走行暴力行為」という。）をしたとき又は唆して集団走行暴力行為をさせ、若しくはこれを助けたとき。	90日以上
共同危険行為等禁止違反が行われることを知りながら当該違反に係る自動車等にその集団の一員として乗車していたとき（令第38条第５項第１号ロに該当する場合を除く。）。	
(1)　共同危険行為等禁止違反を行うおそれがある集団（以下「暴走集団」という。）に参加した運転者が、道路における当該暴走集団の通行に際し、道路運送車両法第11条第５項、第19条、第36条（第73条第２項において準用する場合を含む。）、第73条第１項（第97条の３第２項において準用する場合を含む。）又は第98条第１項若しくは第３項（不正使用に関する部分に限る。）の規定に違反する行為をしたとき。 (2)　暴走集団に参加している運転者を指揮して(1)に規定する行為をさせたとき。	60日以上

５　違反者講習を受講しなかった者に対する免許の効力の停止等の処分量定基準

法第108条の３の２の規定による通知を受けた者で法第102条の２に規定する期間内に違反者講習（法第108条の２第１項第13号に掲げる講習をいう。以下同じ。）を受講しなかったものが、違反者講習の理由となった一般違反行為以外に一般違反行為を行っていた場合において、一般違反行為に係る累積点数が令別表第３の１の表の第１欄に掲げる区分に応じ、同表の第７欄に掲げる点数に達したことにより、免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、上記１(1)に定める処分の基本量定の期間に30日を加えた期間とする。

６　処分量定に関する特例

(1)　一般違反行為をしたことを理由とする免許の効力の停止等の処分を猶予された者がその後違反行為をしたときは、処分を猶予されなかったときに比し、処分が過重にならないよう処分量定を行う。

(2)　処分を受ける者の責に帰すべき理由以外の理由により、違反行為又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷（以下「違反行為等」という。）の発生の順に処分を行うことができなかったときは、違反行為等の発生の順に処分が行われたときに比し、処分が均衡を失せず、かつ、処分が過重にならないよう処分量定を行う。

(3)　処分を受ける者の責に帰すべき理由以外の理由により処分が遅れた場合で、その者が当該処分の理由となった違反行為等をした日以後違反行為等をしないで免許を受けていた期間（免許の効力が停止されていた期間を除く。以下同じ。）が通算して１年を経過しているものであるときは、その実績等を考慮して処分量定を行う。

(4)　前歴のある者の処分の場合で、その者が当該前歴の事由となった違反行為をした日以後、違反行為等をしないで免許を受けていた期間が通算して１年に近い期間を経過しているものであるときは、その実績、その後にした違反行為の危険性等を考慮して処分量定を行う。

(5)　前歴のある者の処分の場合で、当該前歴がその者の責に帰すべき理由以外の理由により処分が遅れたことによるものであるときは、通常の手続の範囲の期間内に処分が行われたときに比し､処分が過重にならないよう処分量定を行う。

第２　処分の軽減及び処分の猶予

１　取消し等の処分の軽減

一般違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合に累積点数が令別表第３の１の表の第１欄に掲げる区分に応じ同表の第２欄から第６欄までに掲げる点数に達し、若しくは特定違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合に累積点数が令別表第３の２の表の第１欄に掲げる区分に応じ同表の第２欄から第９欄までに掲げる点数に達し、又は令別表第４第１号から第３号までに掲げる行為をし、若しくは令別表第５第１号から第４号までに掲げる行為をしたことにより、免許の取消し、免許の拒否又は１年以上10年を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の処分基準に該当することとなった者において、その者の運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるときは、

それぞれ次の区分により処分を軽減することができる。

(1)　免許の取消し（免許を与えた後における免許の取消しを除く。）の処分基準に該当する者

ア　一般違反行為若しくは特定違反行為をしたことを理由として処分を行う場合(イに該当する場合を除く。)又は重大違反唆し等及び道路外致死傷を理由として処分を行う場合で、令第38条第６項又は同第７項に規定する免許を受けることができない期間（以下「欠格期間」という。）が２年以上に該当するときは、当該期間から１年を減じた期間に軽減することができる。欠格期間が１年に該当するときは180日の免許の効力の停止に軽減することができる。

イ　前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分を行う場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、欠格期間が２年に該当するときは180日の免許の効力の停止、当該期間が１年に該当するときは150日の免許の効力の停止に軽減することができる。

(2)　免許の拒否又は免許を与えた後における免許の取消し（以下「免許の拒否等」という。）の処分基準に該当する者（他免許等既得者を除く。）

ア　令第33条の４第１項第２号若しくは第３号又は同条第２項第１号若しくは第２号の規定により、欠格期間が、当該処分の理由となった行為をした日（令第33条の４第３項において準用する令第33条の２第４項各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める日とする。以下同じ。）から起算して、２年以上を経過するまでの期間に該当するときは、当該期間から１年を減じた期間に軽減することができる。欠格期間が１年を経過するまでの期間に該当するときは、処分の理由となった行為をした日から180日を経過するまでの期間の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止に軽減することができる。

なお、これらの期間計算の結果、１年を減じた後の欠格期間又は免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止に係る期間が既に経過している場合は、免許の拒否等及び欠格期間の指定又は免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止をしない。

イ　前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたこ

とを理由に処分を行う場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、欠格期間が処分の理由となった行為をした日から２年を経過するまでの期間に該当するときは180日の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止、欠格期間が処分の理由となった行為をした日から１年を経過するまでの期間に該当するときは150日の免許の保留又は免許を与えた後におけるの免許の効力の停止に軽減することができる。

なお、これらの期間計算の結果、免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止に係る期間が既に経過している場合は、免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止をしないものとする。

(3)　自動車等の運転の禁止の処分基準に該当する者

ア　令第40条第１項第２号若しくは第３号又は同条第２項第１号若しくは第２号の規定により、自動車等の運転を禁止される期間が２年以上に該当するときは、当該期間から１年を減じた期間の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。自動車等の運転を禁止される期間が１年に該当するときは、180日の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。

イ　前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分する場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、自動車等の運転を禁止される期間が２年に該当するときは180日の自動車等の運転の禁止、自動車等の運転を禁止される期間が１年に該当するときは 150日の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。

２　停止等の処分の軽減及び猶予

一般違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合に累積点数が令別表第３の１の表の第１欄に掲げる区分に応じ同表の第７欄に掲げる点数に達し、若しくは令別表第４の第４号に掲げる行為をしたことにより免許の効力の停止、免許の保留若しくは６月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなった者又は危険性帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者において、その者の運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるときは、その者に係る上記第１において規定する処分の基本量定の期間から30日又は60日（前歴のある者については30日に限る。）を減じ

た期間に処分を軽減することができる。

また、処分の基本量定の期間が30日又は60日に該当する者（法第108条の３の２の規定による通知を受けた者で、法第102条の２に規定する期間内に違反者講習を受けなかったものを除く。）において、上記による特段の事情がある場合は、処分を猶予することができる。

第３　停止等の処分の期間の短縮

法第108条の２第１項第３号に掲げる講習を受講した者の法第90条第12項又は第103条第10項の規定による処分期間の短縮は、考査の成績が50パーセント以上の者について、受講態度を加味して改善効果を評価し、次表「処分期間の短縮日数の基準」に準拠して行い、50パーセント未満の者については行わない。ただし、考査の成績が50パーセント未満の者からの申出に係る再考査の成績が50パーセント以上であるときは、上記に準じて処分期間の短縮を行うことができるものとし、この場合における短縮日数は、次表の考査成績が可の場合の短縮日数を超えてはならない。

処分期間の短縮日数の基準

受　講　者			考査成績別短縮日数		
処分区分	講習区分	処分日数	優	良	可
免許の効力の停止 自動車等の運転の禁止	短期講習	30日	29日	25日	20日
	中期講習	60日	30日	27日	24日
	長期講習	90日 120日 150日 180日	45日 60日 70日 80日	40日 50日 60日 70日	35日 40日 50日 60日
免許の保留 免許を与えた後における免許の効力の停止	短期講習	39日 以下	受講日を除く残り日数	処分日数の80パーセントに当たる日数	処分日数の70パーセントに当たる日数
	中期講習	40日 ～ 89日	処分日数の50パーセントに当たる日数	処分日数の45パーセントに当たる日数	処分日数の40パーセントに当たる日数
		90日	処分日数の	処分日数の	処分日数の

	長期講習	～ 180日	45パーセントに当たる日数	40パーセントに当たる日数	35パーセントに当たる日数

備考

1　考査成績の優は85パーセント以上の成績、良は70パーセント以上の成績、可は50パーセント以上の成績とする。

2　免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の短縮日数を算出する場合において、１日未満の端数は切り捨てるものとする。

3　受講態度が不良で改善効果が低いと認めた者の短縮日数については、当該本人の考査成績に係る短縮日数を下回るものとすることができる。ただし、考査成績が優の者の短縮日数については良に係る短縮日数を、良の者の短縮日数については可に係る短縮日数をそれぞれ下回らないものとする。

4　令第33条の２第１項第８号の規定による免許の保留の短縮日数は、当該処分と同時に行われる免許の効力の停止等の短縮日数と同じとなる。

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第94条第２項
処 分 の 概 要：免許証の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会（仮免許証の再交付については、福島県警察本部長）
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請）
審　査　基　準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転免許センターは即日、警察署は８日間（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：運転免許課、警察署交通課（係）
問　合　せ　先：運転免許課免許係（電話024-591-4372）、警察署交通課（係）
備　　考：

審　査　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第99条第１項
処 分 の 概 要：指定自動車教習所の指定
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第99条（指定自動車教習所の指定）、第99条の２（技能検定員）、第99条の３（教習指導員） 道路交通法施行令第35条（指定自動車教習所の指定の基準） 道路交通法施行規則第32条（コースの種類、形状及び構造の基準）、第33条（教習の時間及び方法）、第34条の３（指定前における教習の基準）、第34条の４（指定前における教習を修了した者に対する技能試験） 技能検定員審査等に関する規則第６条（技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定）、第14条（教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定） 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第１条（教習の科目の基準の細目）、第２条（教習時間の基準の細目）、第３条（教習方法の基準の細目）、第４条（教習方法の基準の細目）、第５条（指定前における教習の基準の細目）
審　査　基　準：指定自動車教習所の指定の基準は、別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：30日（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：運転免許課
問　合　せ　先：運転免許課自動車教習所係（電話024-591-4372）
備　　考：

別紙

福島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第98条第２項の規定による届出をした自動車教習所のうち、職員、設備等に関する法第99条第１項に掲げる基準に適合するものを、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定する。

１　法第99条第１項第１号関係

法第99条第１項第１号に規定する指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）を管理する者（以下「管理者」という。）の要件は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第35条第１項に規定されているが、このうち、同項第２号の「道路の交通に関する業務」とは、交通警察行政、運輸行政、自動車運送事業等を、「管理的又は監督的地位」とは、組織においてこれを管理し、又は監督することを職務とする地位を、「その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者」とは、道路の交通に関する業務における管理の経験がないが、指定教習所を管理する能力がある者をいう。

なお、法第99条第１項第１号の「当該自動車教習所を管理する者が置かれている」とは、管理者が当該自動車教習所の業務運営全般について適正に管理権を行使できるような内部体制を確立していることをいう。

また、令第35条第１項第２号イの規定により、管理者は「過去３年以内に第99条の５第５項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者」でないこととされているが、「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、指定教習所に入所した事実のない者に対して不正に卒業証明書又は修了証明書（以下「卒業証明書等」という。）を発行する等の行為に限らず、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第33条及び第34条に規定する教習及び技能検定に違反する教習等を下命し、又は容認する行為等広く卒業証明書等の発行に関連する不正な行為をいう。ただし、管理者において、教習指導員又は技能検定員の違反行為（不正行為に限らない。）を認識できなかった場合は、これに該当しない。また、卒業証明書等の発行に関連する行為であれば、現に卒業証明書等が発行されたことを要件とはしない。

管理者は、教習又は技能検定に従事しないようにするものとする。ただし、警察庁交通局運転免許課発行の「指定自動車教習所等の教習の標準」（以下「教習の標準」という。）第一種免許に係る学科教習についての学科（一）（第１段階）項目名「１　運転者の心得」及び第二種免許に係る学科教習についての学科（一）（第１段階）項目名「１　第二種運転免許の意義」については、教習指導員の資格を有する管理者が行うこととしてもよい。

２　法第99条第１項第２号関係

(1)　技能検定員の選任等

法第99条第１項第２号の基準のうち、「選任」の時期は、管理者が事実上の選任行為をしたときをいい、公安委員会に選任の届出をしたときではない。技能検定員は、技能検定を受ける者の数等に応じて適当な数を置くものとする。

(2)　技能検定員資格者証の交付の基準

技能検定員資格者証の交付の基準は、法第99条の２第４項及び第５項並びに技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）に規定されているが、法第99条の２第４項第２号ロの「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、卒業証明書等を偽造する行為、技能検定の職務に関し収賄する行為等の刑罰法規に触れる行為や府令第34条に違反して技能検定をする行為等卒業証明書等の発行に関連する違法な行為をいう。ただし、違法行為をしたことについてその者に認識がなかった場合は、直ちに「不正な行為」に該当することとはならない。

３　法第99条第１項第３号関係

(1)　教習指導員の選任等

法第99条第１項第３号の基準のうち、「選任」の時期は、管理者が事実上の選任行為をしたときをいい、公安委員会に選任の届出をしたときではない。教習指導員の数は、当該施設において教習又は技能検定を受ける者の数等に応じて適当な数を置くものとする。

(2)　教習指導員資格者証の交付の基準

教習指導員資格者証の交付の基準は、法第99条の３第４項及び第５項並びに技能検定員審査等に関する規則に規定されているが、法第99条の３第４項第２号ロの「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、府令第33条の教習の時間及び方法に関する基準に違反する行為（例えば、無資格教習、教習時限の欠略、教習時限の時間の短縮等）等卒業証明書等の発行に関連する違法な行為をいう。ただし、違法行為をしたことについてその者に認識がなかった場合（例えば、運転免許証の更新をせず、失効したことに気付かず教習に従事した場合等）は、直ちに「不正な行為」に該当することとはならない。

４　法第99条第１項第４号関係

法第99条第１項第４号に規定する教習及び技能検定のための設備の基準は、令第35条第２項並びに府令第32条、別表第３に規定されているが、具体的には、次のとおりである。

(1)　コース

令第35条第２項第１号イに規定する「コース敷地の面積」には、コース内の緑地部分及び路肩部分等を含み、学科教室等建物の敷地部分を含まず、コース敷地の面積の算出は、原則として一団の敷地であって、一体的な運用ができるものについて行う。したがって、既存のコース敷地に隣接して、新たに設けられたコース敷地との間に公道その他の施設があるようなときは、トンネルその他により、両敷地のコースが相互に一体的に使用することができるような特別の場合を除き、新たに設けられたコース敷地の面積を既存のものに合計することはできない。

ア　周回コース

周回コースの基準は、府令別表第３の２の表に規定されているが、「おおむね長円形」とは、ある程度の速度が出せることを目的としたものであり、その機能を果たす

ものであれば、必ずしも形状にこだわる必要がないことを意味し、周回コースの外側に他のコースが設置されていてもよい。

また、「舗装」とは、簡易舗装程度以上の舗装をいう。周回コースのすみ切り半径は、５メートル以上とし、さらに１か所以上はできるだけ10メートル以上であるものとする。

イ　幹線コース

幹線コースの形状は、府令別表第３の２の表において「おおむね直線で、周回コースと連絡し、幅７メートル以上であるコースが相互に十字形に交差するものであること」と規定されているが、周回コースから交差点までの距離については、技能教習及び技能検定が適正に実施できる程度の距離とする。また、交差点のすみ切り半径については、３メートル以上であるものとする。

ウ　坂道コース

坂道コースの形状は、府令別表第３の２の表において「２以上の坂道を有すること」とされているが、緩坂路と急坂路とが一つずつあって、「頂上平たん部」により連絡されているものであればよい。また、「勾配」とは、緩坂路と急坂路のいずれも底辺と高さとの割合をいう。

エ　屈折コース、曲線コース、方向変換コース及び鋭角コース

いわゆる狭路コース（屈曲コース、曲線コース、方向変換コース及び鋭角コース）は、当該施設の規模に応じ技能教習に必要にして十分な数を設置させることが必要である。

これらの狭路コースの形状については、府令別表第３の２の表に図示された逆形のもの（例えば、屈折コースの第１角が左折となるもの）であってもよい。出入口部のすみ切りは、規定の長さ（曲線コースについては、弧の長さ）を超える部分について設け、その半径は、大型第二種免許、中型第二種免許、大型免許及び中型免許コースについては３メートル以上、準中型免許、普通免許及び普通第二種免許コースについては２メートル以上、大型二輪免許及び普通二輪免許コースについては１メートル以上とする。

オ　路端停車コース

「路端停車コース」は、警察庁交通局運転免許課発行の「指定自動車教習所業務指導の標準」（以下「業務指導の標準」という。）の別添２に示すものとする。

カ　隘路コース

「隘路コース」は、「業務指導の標準」の別添３に示すものとする。

キ　縦列駐車コース

「縦列駐車コース」は、「業務指導の標準」の別添４に示すものとする。

ク　自動二輪車のコース

大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習を行う指定教習所は、次のコースを設定するものとする。

(ｱ)　併設コースの基準

大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習を独立して実施するため、既設のコース敷地に二輪専用のコースを併設する自動車教習所における二輪専用のコース（併設コース）の敷地面積は、おおむね1,000平方メートル以上とし、コース等の種類は、府令別表第３の２の表に定める屈折コース、曲線コース、直線狭路コース、連続進路転換コース、波状路コース及び「業務指導の標準」の別添５の自動二輪車の制動技能等を判定するための特別な課題を実施するための「指定速度からの急停止コース」とする。ただし、安全確保、教習効果等から設置することが適当でない場合は、この限りでない。

(ｲ)　８の字コース

「業務指導の標準」の別添６の「８の字コース」を設置するものとする。ただし、「８の字コース」を設けることが困難な指定教習所にあっては、「８の字コース」を使用することとしている教習については、ロード・コン２本を用いて、このコースと同程度の旋回を行うことができるコースを設定するものとする。

また、自動二輪車の曲線コースについては、「８の字コース」で代替してもよい。

(ｳ)　特別設定コース

大型二輪免許に係る技能教習のうち、教習の標準の技能教習についての応用走行（第２段階）項目名「16　高度なバランス走行など」、内容「③　特別設定コース走行」で用いる特別設定コースのマンホール若しくは道路標示、砂利道若しくは砂道、わだち、湿潤路面又は不整地の設置場所は、コース内であれば車道上である必要はない。また、砂利道若しくは砂道、わだち、湿潤路面又は不整地の基準は、おおむね長さ５メートル、幅２メートル（わだちを除く。）以上とするが、教習効果を考慮の上、当該教習所の規模に応じた適切な大きさとしてもよい。マンホールについては、おおむね直径0.65メートル以上で滑りやすい材質のものとする。

ケ　大型特殊自動車等のコース

大型特殊自動車コース又は牽引コースは、指定教習所で使用する大型特殊自動車又はけん引自動車の構造及び性能から見て周回コースその他のコースを用いることが妥当と思われるものについては、これらのコースを可能な限り含むものとする。

コ　コースの縁石

沈みコースの縁石の高さは、おおむね10センチメートルとする。浮きコースにあっても、コースの側端について同様の高低を設けさせるものとする。ただし、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る狭路コース並びに二輪車専用のコースの縁石の高さは、これよりも低くすることができるものとする。

また、府令別表第３の２の表の備考に掲げるコースの基準によりコースを設置する場合についても、それぞれの免許に係るコースについて縁石の設置に準じた措置をとること。

サ　スキッドコース

大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習のうち、教習の標準の技能教習についての応用走行（第２段階）項目名「悪条件下での運転」において使用するスキッドコースは、凍結路面における走行教習が可能なコースであり、次の基準を満たしているものとする。

区　　分	スキッド路 μ　値	スキッド路（m）	
		長　　さ	幅
普通車（準中型車を含む。）専用コース	0.2μ以下	40以上	５以上
中型車専用コース		40以上	15以上
大型車専用コース		50以上	15以上
普通・準中型・中型・大型兼用ｺｰｽ		50以上	15以上

〔安全地帯の基準〕

コースの周囲には、スキッド教習を実施する教習車両の大きさに応じた安全地帯を適宜設けるものとする。

シ　スキッド教習車コース

大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習のうち、教習の標準の技能教習についての応用走行（第２段階）項目名「悪条件下での運転」において使用するスキッド教習車は、スキッド体験走行ができる装置を取り付けた車両であり、次の基準を満たしているものとする。また、コースについては、「業務指導の標準」の別添７のとおりとする。

なお、当該コースにおける安全地帯についても上記サ同様コースの周囲に適宜設けること。

内　　容	基　　準
走行速度	40km／h以上
設定μ値	0.2μ以下

ス　その他

コース上の危険と認められる箇所には、衝撃緩和材等を設置するなどの安全対策を講じること。

(2)　教習車両等

ア　備付け自動車等

(ｱ)　自動車の大きさ、台数等

令第35条第２項第２号の「技能教習及び技能検定を行うため必要な種類の自動車」とは、標準試験車と同程度以上のものとする。自動車の備付け台数については、当該施設において技能教習又は技能検定を受ける者の数等に応じて適当な台数とする。教室の大きさ、教材の数についても同様とする。また、技能教習及び技能検定は、標準試験車と同程度以上の車両で行うこととし、技能教習は府令第33条第５項第１号ハで規定されている、「法第85条第２項の規定により当該教習に係る免許

について同条第１項の表の区分に従い運転することができる自動車又は法第86条第２項の規定により当該教習に係る免許について同条第１項の表の区分に従い運転することができる自動車」により行うこととする。なお、準中型免許については、府令第33条第５項第１号ワの規定により準中型自動車のほか普通自動車により技能教習を行うこととする。ただし、身体障害者においてはこの限りではない。

(ｲ)　応急用ブレーキ

令第35条第２項第３号の教習指導員又は技能検定員（以下「指導員等」という。）が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置とは、指導員席の足ブレーキ（応急用のブレーキ）に連動した連動ブレーキ等の装置をいう。この装置は、身体障害者の持込み車両についてもこれを備えていなければならない。

応急用ブレーキを装備することが困難な大型特殊自動車で指導員等が通常占める位置から手ブレーキを操作することによって応急の措置を講ずることができるものは、手ブレーキ等を「応急の措置を講ずることができる装置」とみなす。

(ｳ)　車両の整備

専ら指定教習所のコース内における教習に使用する教習車両については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による登録を受けることを要しない運用が行われているところであるが、当該車両についても、検査に合格する程度に整備されたものとする。

(ｴ)　後写鏡

教習車両及び検定車両は、指導員等のための後写鏡を備え付けたものとする。

(ｵ)　路上検定標識の表示

普通免許等の卒業検定（以下「路上検定」という。）に使用する自動車にあっては、 路上検定実施中は、その旨自動車の屋根等に標識を表示するものとする。

(ｶ)　運転シミュレーター

運転シミュレーター（車載式運転シミュレーターを含む。以下同じ。）を教習に使用する場合にあっては、「道路交通法施行規則の規定に基づき、運転シミュレーターに係る国家公安委員会が定める基準を定める件」（平成６年国家公安委員会告示第４号）に適合するものであること。

イ　学科教習用教室等

令第35条第２項第４号の「建物その他の設備」とは、学科教習を行うための教室、実習を行う施設等をいう。学科教習を行うための教室等は、学科教習等を受ける者の数に応じて適当な大きさ、数であることが必要である。

５　法第99条第１項第５号関係

法第99条第１項第５号の自動車教習所の運営の基準は、令第35条第３項に規定されているが、具体的には、次のとおりである。

(1)　令第35条第３項第１号関係

令第35条第３項第１号の法第99条第１項の申請に係る免許に係る教習の科目及び教習

の科目ごとの教習方法の基準は、府令第33条に規定されているが、このうち、身体障害者に対する教習の方法、普通二輪免許に係る技能教習における運転シミュレーターを使用しない場合の教習方法、教習効果の確認を行う教習指導員の要件、技能教習における教習指導員資格を有しない者の教習従事制限、学科教習における教習指導員資格を有しない者の教習従事制限、適性検査結果に基づく行動分析の指導員の要件、応急救護処置教習の模擬人体装置の基準並びに技能教習及び学科教習の科目並びにこれらの科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目（以下「教習の基準の細目」という。）については、次のとおりである。

ア　身体障害者に対する教習の方法

身体障害者に対する教習又は技能検定は、「業務指導の標準」の別添８の身体障害の状態に応じた教習車種によって行う。

イ　大型二輪免許・普通二輪免許に係る技能教習における運転シミュレーターを使用しない場合の教習方法

道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（平成８年総理府令第41号）附則第２項により普通二輪免許に係る指定教習所とみなされた自動車教習所においては、普通二輪免許に係る技能教習において運転シミュレーターを使用して行うこととされている教習について、当分の間、別に定める方法（「業務指導の標準」の別冊、大型二輪免許・普通二輪免許に係る教習における「運転シミュレーターを使用しない場合」の教習指導要領）に従い、実車を用いた教習をもって替えることができる。この方法による場合で、教習生の同乗する普通自動車に先行して走行する自動二輪車にあっては普通自動二輪車を使用するものとする。また、大型二輪免許の基本操作及び基本走行において運転シミュレーターを使用しない場合の教習についても、当該別に定める方法により行うことができる。

ウ　教習効果の確認（みきわめ）を行う教習指導員の要件

府令第33条第５項第１号ツ及びネの教習効果の確認（みきわめ）は、教習指導員の資格を有する者が行うものとするが、当分の間、当該教習に係る技能検定員を兼ねている者、当該教習課程の技能教習の経験が２年以上ある者又は当該教習課程の技能教習の経験が２年未満の者で指定教習所の管理者が認定したものを充てるものとする。

エ　技能教習における教習指導員資格を有しない者の教習従事制限

みなし教習指導員のうち技能指導員でなかった者に技能教習を行わせてはならないこととされている（道路交通法の一部を改正する法律（平成５年法律第43号）附則第７条第３項）が、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る技能教習の応用走行（第２段階）の中で行うこととしている技能・学科の組合わせ教習（以下「セット教習」という。）に係る技能教習については、技能指導員及び学科指導員の両方の資格を有するみなし教習指導員に限り行うことができる。

オ　学科教習における教習指導員資格を有しない者の教習従事制限

(ｱ)　セット教習の特例

セット教習に係る学科教習については、技能指導員及び学科指導員の両方の資格を有するみなし教習指導員に限り行うことができるものとする。

(ｲ)　法令指導員、構造指導員又はその他の指導員の教習することができる項目名

第一種免許に係る学科教習のうち、教習の標準の学科教習についての学科（一）（第１段階）項目名「１　運転者の心得」、「２　信号に従うこと」、「３　標識・標示等に従うこと」、「４　車の通行するところ、車が通行してはいけないところ」、「５　緊急自動車等の優先」、「６　交差点等の通行、踏切」、「７　安全な速度と車間距離」、「８　歩行者の保護等」、「９　安全の確認と合図、警音器の使用」、「10　進路変更等」、「11　追い越し」、「12　行き違い」又は「13　運転免許制度、交通反則通告制度」、学科（二）（第２段階）項目名「１　危険予測ディスカッション」、「２　応急救護処置Ⅰ」、「３　応急救護処置Ⅱ」、「11　駐車と停車」、「12　乗車と積載」、「13　けん引」、「14　交通事故のとき」、「15　自動車の所有者等の心得と保険制度」、「16　経路の設計」又は「17　高速道路での運転」については、道路交通法の一部を改正する法律（平成５年法律第43号）による改正前の法（以下本項において「旧法」という。）の学科指導員又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第27号）附則（以下本項において単に「附則」という。）第３項に規定する専ら法令教習に従事する者が、教習の標準の学科教習についての学科（二）（第２段階）項目名「２　応急救護処置Ⅰ」、「３　応急救護処置Ⅱ」又は「10　自動車の保守管理」については、旧法の学科指導員又は附則第３項に規定する専ら構造教習に従事する者が、教習の標準の学科教習についての学科（二）（第２段階）項目名「２　応急救護処置Ⅰ」、「３　応急救護処置Ⅱ」、「４　死角と運転」、「５　適性検査結果に基づく行動分析」、「６　人間の能力と運転」、「７　車に働く自然の力と運転」、「８　悪条件下での運転」又は「９　特徴的な事故と事故の悲惨さ」については、旧法の学科指導員又は附則第３項に規定する専ら法令教習及び構造教習を除く学科教習に従事する者がそれぞれ教習を行うことができるものとする。

(ｳ)　適性検査結果に基づく行動分析の指導員の要件

第一種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科教習についての学科（二）（第２段階）項目名「５　適性検査結果に基づく行動分析」、及び第二種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科についての学科（二）（第２段階）項目名「21適性検査結果に基づく行動分析」については、学科教習の指導員要件を満たし、かつ、運転適性検査・指導者資格者証を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者に行わせること。

(ｴ)　応急救護処置教習の指導員の要件

第一種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科教習についての学科（二）（第２段階）項目名「２　応急救護処置Ⅰ」及び「３　応急救護処置Ⅱ」、並びに第二種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科教習についての学科（二）（第２段

階）項目名「19　応急救護処置Ⅰ」及び「20　応急救護処置Ⅱ」については、それぞれの免許の種類に係る学科教習を行う指導員の要件を満たし、かつ、公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者が行うこととされている（府令第33条第５項第２号ニ）。

カ　応急救護処置教習における模擬人体装置の基準

府令第33条第５項第２号二の模擬人体装置は、次に掲げる基準に適合したものとする。

(ｱ)　人体装置の基準

府令第33条第５項第２号ニの模擬人体装置は、人体に類似した形状を有する装置であって、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージその他の応急救護に関する実技を行うために必要な機能を有し、かつ、第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置講習に適合したものとする。

(ｲ)　模擬人体装置の数の基準

模擬人体装置の数は、第一種免許に係る応急救護処置教習については、教習生４人に対し大人全身２体（大人全身１体及び大人半身１体でも可。）、第二種免許に係る応急救護処置教習については、教習生４人に対し大人全身２体（大人全身１体及び大人半身１体でも可。）及び乳児全身１体とする。

キ　教習の基準の細目

教習の基準の細目については、指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）に規定されているが、具体的には警察庁交通局運転免許課発行の「指定自動車教習所の教習の標準」（以下「教習の標準」という。）の第13第一種免許に係る学科教習の標準のとおりである。

(2)　令第35条第３項第２号関係

ア　技能教習及び学科教習の基準

指定前における技能教習及び学科教習の基準は、府令第34条の３に規定されているが、このうち、身体障害者に対する教習の方法、大型二輪免許・普通二輪免許に係る技能教習における運転シミュレーターを使用しない場合の教習方法、応急救護処置教習の指導員の要件、応急救護処置教習における模擬人体装置の基準及び教習の基準の細目については、５(1)と同様とする。

イ　指定前の教習実績の確認

法第99条第１項第５号に基づく指定前の教習実績については、「法第99条第１項の申請に係る免許に係る教習が、内閣府令で定める基準に適合しており、かつ、同項の申請の日の前６月の間引き続き行われていること。」（令第35条第３項第２号）及び「法第99条第１項の申請の日前６月の間に同項の申請に係る免許に係る教習を終了し、かつ、当該免許につき法第97条第１項第２号に掲げる事項について行う試験を受けた者のうち内閣府令で定める基準に達する成績（合格基準に達する成績）を得た者の占める割合が、95パーセント以上であること。」（令第35条第３項第３号及び府令第34条

の４）が必要であり、合格率の算出は次によるものとする。

$$\frac{\text{技能試験の合格者}}{\text{当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者の数}} \times 100$$

この場合、同一の卒業者が２回以上技能試験を受け、２回目以後に合格したときは、１回目の技能試験結果のみ算入する。さらに、当該教習所の卒業者は、府令第34条の３の規定による教習を修了し、かつ、技能試験の例に準じた卒業試験に合格して卒業した者のみを算入する。また、「当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者の数」は、おおむね次により求めた数値以上とする。

$$\frac{B}{A} \times \frac{1}{2} \times C$$

（注）A…当該都道府県における前年末の当該免種の教習所数
B…当該都道府県における前年の当該免種の卒業者数
C…係数（指定前の教習所の平均卒業者数と指定１年後の教習所の平均卒業者数の比率0.15を使用する。）

また、「当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者の数」に算入される者からは、当該母数に入れることによって合格率の算定が不公正、不公平との誹りを受けるおそれがある者（例えば、教習指導員又は技能検定員の資格者証の現有者等や算入される者全てがＡＴ限定免許に係る卒業者である等）を除くほか、当該教習所における教習が継続的に行われていない場合等には、形式的に95パーセント以上の合格率を満たすことがあっても、実質的には指定前の基準に適合していないものとして、指定しない。

さらに、当分の間、大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許及び中型第二種免許に係る「当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者」が10名に満たない場合は、指定の基準に適合していないものとして、指定を行わないものとする。

審　査　基　準

平成29年10月１日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第99条の２第４項
処 分 の 概 要：技能検定員資格者証の交付（審査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第99条の２第４項（技能検定員） 技能検定員審査等に関する規則第４条（技能検定員審査の審査方法等）、第６条（技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定）、第７条（技能検定員資格者証の交付等）
審　査　基　準：技能検定員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：15日（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：運転免許課
問　合　せ　先：運転免許課自動車教習所係（電話024-591-4372）
備　　考：

別紙

福島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路交通法（以下「法」という。）第99条の２第４項の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付する。

１　法第99条の２第４項第１号ハ関係

法第99条の２第４項第１号ハの「同等以上の技能及び知識を有すると認める者」の認定の基準は、技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）第６条に規定されているが、同条第１号の「技能試験に関する事務に３年以上従事した者」とは、技能試験官として公安委員会の指定を受けて技能試験事務に３年以上従事した者又は他の試験事務（学科、適性、教習所の立会検査等）兼務で技能試験に関する事務に３年以上従事した者をいう。「３年以上」とあるのは、通算した年数とする。

また、同条第２号の「技能検定に関し、前号に掲げる者に準ずる技能及び知識を有すると認められる者」とは、道路交通法の一部を改正する法律（平成５年法律第43号）附則第６条第１項の規定により法第99条の２第１項の規定による選任をされた技能検定員とみなされる者等をいう。

法第99条の２第４項第１号ハの認定は、技能検定員資格者証の交付申請が行われた際に併せて行われるものとする。

２　法第99条の２第４項第２号ロ関係

法第99条の２第４項第２号ロの「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、卒業証明書等を偽造する行為、技能検定の職務に関し収賄する行為等の刑罰法令に触れる行為や道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第34条に違反して技能検定をする行為等卒業証明書等の発行に関連する違法な行為をいう。ただし、違法行為をしたことについてその認識がなかった場合（例えば、免許証の更新をせず、失効したことに気付かずに教習に従事した場合等）は、直ちに「不正な行為」に該当することとはならない。

審　査　基　準

平成29年10月１日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第99条の３第４項
処 分 の 概 要：教習指導員資格者証の交付（審査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第99条の３第４項（教習指導員） 技能検定員審査等に関する規則第12条（教習指導員審査の審査方法等）、第14条（教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定）、第15条（教習指導員資格者証の交付等）
審　査　基　準：教習指導員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：15日（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：運転免許課
問　合　せ　先：運転免許課自動車教習所係（電話024-591-4372）
備　　考：

別紙

福島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路交通法（以下「法」という。）第99条の３第４項の各号のいずれにも該当する者に対し、教習指導員資格者証を交付する。

１　法第99条の３第４項第１号ハ関係

法第99条の３第４項第１号ハの「同等以上の技能及び知識を有すると認める者」の認定の基準は、技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）第14条に規定されているが、同条第１号の「技能試験に関する事務に１年以上従事した者」とは、技能試験官として公安委員会の指定を受けて技能試験事務に１年以上従事した者又は他の試験事務（学科、適性、教習所の立会検査等）兼務で技能試験に関する事務に１年以上従事した者をいい、「当該免許に係る教習についての指定を受けた指定自動車教習所の指導及び監督に関する事務に３年以上従事した者」とは、警察本部の教習所係として当該免許に係る教習指導の事務に従事した者等をいう。「１年以上」又は「３年以上」とあるのは、通算した年数とする。

法第99条の３第４項第１号ハの認定は、技能検定員資格者証の交付申請が行われた際に併せて行われるものとする。

２　法第99条の３第４項第２号ハ関係

法第99条の２第４項第２号ロの「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第33条の教習の時間及び方法に関する基準に違反する行為（例えば、無資格教習、教習時限の欠略、教習時限の時間短縮等）等卒業証明書等の発行に関連する違法な行為をいう。ただし、違法行為をしたことについてその者に認識がなかった場合（例えば、免許証の更新をせず、失効したことに気付かずに教習に従事した場合等）は、直ちに「不正な行為」に該当することとはならない。

審　査　基　準

平成29年10月１日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第101条第５項
処 分 の 概 要：免許証の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第92条の２第１項（免許証の有効期間）、第101条第１項（免許証の更新及び定期検査）、第101条の２の２第１項（更新の申請の特例）、第101条の３（更新を受けようとする者の義務）、第101条の４第１項及び第２項（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の７（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の６（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の６の２（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第２条
審　査　基　準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転免許センターは即日、警察署は優良運転者等講習受講者は18日、一般、違反、初回更新者講習受講者は30日（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：運転免許課、警察署交通課（係）
問　合　せ　先：運転免許課免許係（電話024-591-4372）、警察署交通課（係）
備　　考：

審　査　基　準

平成29年10月１日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第101条の２第３項
処 分 の 概 要：更新期間前における免許証の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第92条の２第１項（免許証の有効期間）、第101条の２第１項（免許証の更新の特例）、第101条の３（更新を受けようとする者の義務）、第101条の４第１項及び第２項（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の７（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の５（免許証の更新の特例）、第37条の６（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の６の２（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証の更新の申請等）、第29条の２（免許証の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第２条
審　査　基　準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転免許センターは即日、警察署は優良運転者等講習受講者は18日、一般、違反、初回更新者講習受講者は30日（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：運転免許課、警察署交通課（係）
問　合　せ　先：運転免許課免許係（電話024-591-4372）、警察署交通課（係）
備　　考：

審　査　基　準

平成29年10月１日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第104条の４第３項
処 分 の 概 要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の４第１項及び第２項（申請による取消し）、第107条第２項（免許証の返納等） 道路交通法施行令第39条の２の２（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第39条の２の３（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則第30条の９（取消しの申請等）
審　査　基　準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転免許センターは即日、警察署は８日間（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：運転免許課、警察署交通課（係）
問　合　せ　先：運転免許課免許係（電話024-591-4372）、警察署交通課（係）
備　　考：

審　査　基　準

平成21年３月27日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第104条の４第６項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の４第１項、第２項、第５項、第６項（申請による取消し）、道路交通法施行令第39条の２の４（運転経歴証明書の交付）
審　査　基　準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転免許センターは即日、警察署は８日
申　請　先　：運転免許課、警察署
問 い 合 わ せ 先 ：運転免許課（024-591-4372）、警察署
備　　考：

審　査　基　準

平成29年10月１日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第107条の７第３項
処 分 の 概 要：国外運転免許証の交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第107条の７第１項及び第２項(国外運転免許証の交付) 道路交通法施行規則第37条の８（国外運転免許証の交付)、第37条の９（国外運転免許証交付申請書)、第37条の10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定)
審　査　基　準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)
標 準 処 理 期 間：運転免許センターは即日、警察署は８日間(行政庁の休日を除く。)
申　　請　　先：運転免許課、警察署交通課（係）
問　合　せ　先：運転免許課免許係（電話024-591-4372)、警察署交通課（係）
備　　考：

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第108条の４第１項
処 分 の 概 要：指定講習機関の指定
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第108条の４第１項、第２項及び第３項（指定講習機関） 指定講習機関に関する規則第１条（指定講習機関の指定）、第２条（指定の申請）、第５条（運転適性指導員）、第６条（取消処分者講習を行う指定講習機関の基準）、第７条（運転習熟指導員）、第８条（初心運転者講習を行う指定講習機関の基準）
審　査　基　準：指定講習機関の指定の基準は、別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：30日（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：運転免許課
問　合　せ　先：運転免許課運転者教育係（電話024-591-4372）
備　　考：

別紙

福島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の４第１項各号に掲げる講習ごとに、同項各号に定める要件に該当すると認められるものを指定講習機関として指定する。

１　法第108条の２第１項第２号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）

(1)　運転適性指導員関係

取消処分者講習を行う指定講習機関が置くこととされている運転適性指導員の要件については、指定講習機関に関する規則（平成２年国家公安委員会規則第１号。以下「規則」という。）第５条に規定されているが、このうち、同条第４号の「運転適性指導に従事した経験の期間が３年以上の者」とは自動車等の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導に３年以上従事した者を、同条第５号の「国家公安委員会が指定する運転適性指導についての技能及び知識に関する講習」とは物的、人的両面において高度な水準にある教育研究施設における講習の過程で国家公安委員会が指定するもの（自動車安全運転センターが実施する「新任運転適性指導員研修」をいう。）をいう。

また、同号の「公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査」とは、別添１に掲げる審査要領により行うものとする。

(2)　指定の基準関係

取消処分者講習を行う指定講習機関の指定の基準は、規則第６条に規定されているが、同条第１号に掲げる運転適性指導員は、専ら取消処分者講習に従事する者である必要はなく、教習業務その他の業務に従事している場合であっても、取消処分者講習を適正かつ確実に行い得ればよい。同条第２号イからハまでに掲げる設備についても同様とする。

また、同条第３号の「取消処分者講習を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎」とは、指定講習機関制度の性質上、継続的に適正かつ確実な講習業務を行っていくことができるような一定の経理的基盤をいう。

２　法第108条の２第１項第10号に掲げる講習（以下「初心運転者講習」という。）

(1)　運転習熟指導員関係

初心運転者講習を行う指定講習機関が置くこととされている運転習熟指導員の要件については、規則第７条に規定されているが、このうち、同条第５号の「公安委員会が行う運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査」は、従事することとなる初心運転者講習の種類（準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許（原動機付自転車免許を含む。））ごとに、別添２の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行うものとする。審査を受けようとする者が過去６か月以内に審査細目の一部に合格している場合は、合格に係る審査細目を免除するものとする。

また、同号の「国家公安委員会が指定する運転習熟指導についての技能及び知識に関する講習」とは、物的、人的両面において高度な水準にある教育研究施設における講習の過程で国家公安委員会が指定するもの（自動車安全運転センターが実施する「新任運転習熟指導員研修」をいう。）をいう。

(2)　指定の基準関係

初心運転者講習を行う指定講習機関の指定の基準は、規則第８条に規定されているが、同条第１号に掲げる運転習熟指導員は、専ら初心運転者講習に従事する者である必要はなく、教習業務その他の業務に従事している場合であっても、初心運転者講習を適正かつ確実に行い得ればよい。同条第２号イからハまでに掲げる設備についても同様とする。

また、同条第３号の「初心運転者講習を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎」とは、指定講習機関制度の性質上、継続的に適正かつ確実な講習業務を行っていくことができるような一定の経理的基盤をいう。

別添１

１　審査等の方針

取消処分者講習（道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の２第１項第２号に掲げる講習をいう。以下同じ。）を行う指定講習機関（以下単に「指定講習機関」という。）については、道路交通法第108条の４第１項第１号の規定により、指定講習機関に関する規則（平成２年国家公安委員会規則第１号）第５条各号の要件に該当する運転適性指導員（以下「指導員」という。）が置かれていることが指定の要件となっており、同条第５号において、福島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う審査に合格した者又は国家公安委員会が指定する講習を終了した者であることが指導員の要件として定められている。

指定講習機関については、運転適性指導の内容の専門性、全国的な平準化の必要性等に鑑み、国家公安委員会が指定した講習（自動車安全運転センターにおける「新任運転適性指導員研修」又は「取消処分者講習指導員（一般）研修」）を終了した者を指導員として置くことを原則として、指導員の育成を推進していくこととするが、公安委員会が行う指導員の審査については、以下の要領に基づき実施するものとする。

２　審査要領

(1)　審査対象

運転適性指導の内容の特殊性等に鑑み、審査は、原則として、次のいずれかに該当する者を対象として行うものとする。

ア　「性格等に関する運転適性検査の積極的な活用について（通達）」（平成31年３月27日付け警察庁丙運発第11号ほか）に基づく運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、取消処分者講習の講習指導員として従事した経験のある者（従事した期間が通算３年以上で、従事した期間から５年を経過していない者に限る。）

イ　停止処分者講習（道路交通法第108条の２第１項第３号に掲げる講習をいう。）等の講習指導員として従事した経験のある者（従事した期間が通算５年以上で、従事した期間から５年を経過していない者に限る。）で、新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修と同程度の研修を受け、運転適性指導についての十分な技能及び知識があると認められる者

(2)　審査方法

書面審査、実技審査及び面接審査を実施する。

ア　書面審査

書面により、審査対象としての適格性について、講習指導員として従事した経験等の審査を行う。

イ　実技審査

実技により、運転適性検査器材による検査、二輪車及び四輪車の実車による検査、運転シミュレーター操作による検査等運転適性指導に関する技能について、指導員としての適性の審査を行う。

ウ　面接審査

面接により、人格、識見並びに運転適性指導に関する専門的知識及び指導能力について、指導員としての適性の審査を行う。

(3)　合格の判定

(2)の審査により、公安委員会が、指導員として十分な技能及び知識を有すると認めた者を合格とする。

(4)　合格証書の交付

審査に合格した者に対しては、運転適性指導員審査合格証書（別記様式）を交付するとともに、合格者名簿等に合格者の氏名等を記載しておく。

3　審査実施上の留意事項等

(1)　計画的な審査

審査を受けようとする人員数や時期について必要な情報を把握した上で、年間計画を策定するなどして計画的な審査を実施し、指導員の数が不足すること等のないよう努めること。

(2)　審査の申請

審査の申請は、原則として指定講習機関又は指定講習機関の指定を受けようとする者を通じて、公安委員会が定める書式により行うように指導すること。

(3)　合格者に対する教養

審査の合格者に対しては、取消処分者講習の現状、内容等について必要な教養を行うこと。

特に、講習指導員として従事した期間から３年以上経過している合格者に対しては、「新任運転適性指導員研修の終了者等に対する実務実習等について」（平成31年３月22日警察庁丁運発第55号）に基づき実務実習を行うこと。

別記様式

適第　　号

運転適性指導員審査合格証書

住　所

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、指定講習機関に関する規則第５条第５号に規定する公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者であることを証する。

年　　月　　日

福島県公安委員会　印

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別添２

運 転 習 熟 指 導 員 審 査 基 準

審査項目	審査細目	内容	審査方法等
運転習熟指導についての技能	1　自動車の運転演習に関する観察力及び指導要領	受講者の運転演習に対し、「車両を技術的に正しく正確に操作する、いわゆる車両の熟知（制御）能力」、「様々な交通状況や道路標識等に対する注意力及び法令遵守能力」、「歩行者や自転車等他の弱い立場の通行者に対する協力的な行動能力」、「危険な交通状況時や対向車がいるときの追越し、側方通過時等の安全運転判断能力」等について観察し、的確な矯正等の指導ができる能力を有するかどうかについて審査する。	実技試験により行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	2　危険回避に関する技能	運転中の危険予知、危険判断についての理解ができ、必要な緊急制動、緊急回避及びバランス走行（自動二輪車）の技能を有するかどうかについて審査する。	
運転習熟指導についての知識	1　自動車工学に関する基礎的知識	自動車の特性とその限界、ブレーキ性能及びタイヤ性能等自動車工学に関する基礎的な知識を有するかどうかについて審査する。	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であること。
	2　集団討論技能に関する知識	集団討論の目的、展開の仕方及び指導要領の知識を有するかどうかについて審査する。	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であること。
	3　道路交通の場における潜在的危険に対応した安全運転に関する知識	(1) 道路交通の実態に応じた各種交通場面を模擬（シミュレーション）し、かつ、各場面に潜在する危険の予知・判断及び措置の知識を有するかどうかについて審査する。 (2) 安全運転を実践できる態度（安全マインド）を身に付けさせる指導能力及び運転中における気配り、運転マナー等の指導能力を有するかどうかについて審査する。	

備考

1　試験問題の出題数及び所要時間は、正誤式にあっては、おおむね50問・30分、択一式及び補完式にあっては、おおむね20問・40分、論文式にあっては、問題の内容程度にもよるが、60分の範囲で回答できる程度の数とすること。

2　審査の方法については、正誤式と択一式、論文式と正誤式、択一式と論文式というように併合によることもできるものとする。

審　査　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第108条の32の２第１項
処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の２第１項(運転免許取得者等教育の認定) 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第１条（課程の区分)、第２条（運転免許取得者等教育指導員)、第３条（設備)、第４条（課程の基準）及び第５条（認定の申請）
審　査　基　準：運転免許取得者等教育の認定の基準は、別紙１及び別紙２のとおり
標 準 処 理 期 間：30日（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：運転免許課
問　合　せ　先：運転免許課講習係（電話024-591-4372）
備　　考：

別紙１

１　認定の審査について

(1)　「交通安全教育指針に従つて行われるものであること」の審査

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の２第１項第３号の「交通安全教育指針に従つて行われるもの」であることは、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号。以下「指針」という。）のうち、具体的には、指針「第１章　交通安全教育を行う者の基本的な心構え」に示された事項及び指針第２章第５節「２　免許取得後の交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従って行われることを意味する。

このほか、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第４号。以下「認定教育規則」という。）第１条第３号及び第４号に掲げる課程にあっては、指針第２章「第６節　高齢者に対する交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従って行われる必要がある。

また、いわゆる業務用自動車の運転者を対象として、認定教育規則第１条第８号に掲げる課程等を行う場合にあっては、指針第２章第５節「３　業務用自動車運転者に対する交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従って行われる必要がある。

したがって、法第108条の32の２第１項第３号の「交通安全教育指針に従つて行われるもの」であることの審査を行うに当たっては、認定教育規則第５条第２項の規定により認定の申請書に添付しなければならないこととされている書類を基に、認定を受けようとする運転免許取得者等教育の教育事項や教育方法等が妥当なものかどうかについて審査すること。

(2)「課程の基準に適合するものであること」の審査

認定を受けようとする運転免許取得者等教育の課程が、認定教育規則第４条の課程の基準に適合しているかどうかについては、認定の申請書に添付しなければならないこととされている書類によって審査すること。

したがって、教育計画書には、教育事項ごとに、教育方法（使用する資器材等）や教育時間を記載させるとともに、認定を受けようとする運転免許取得者等教育の年間の実施回数等についても記載させること。また、教育時間については、全体の教育時間及びコース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間を明確に記載させること。

審査を行うに当たって留意すべき事項は、次のとおりである。

ア　教育事項

認定教育規則第４条第３項第１号の表の中欄に掲げる教育事項のうち、自動車等の「運転について必要な技能及び知識」についての運転免許取得者等教育

には、自動車等の運転に必要な技能についての指導と知識についての指導を運転の実習と座学に分けて行うことはもとより、コース又は道路における自動車等の運転の実習を通じて自動車等の運転に必要な知識についての指導を行う場合についても、該当するものと認められる。

イ　教育時間

コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間（認定教育規則第４条第１項第３号及び第３項第２号）には、実際に自動車等を運転させて指導を行う前の事前説明や事後の指導、講評等の時間が含まれていても差し支えない。

ウ　その他

認定教育規則第１条第３号及び第６号に掲げる課程の基準に適合するものであることの審査については、別紙２に定めるところによる。

２　終了証明書の交付

認定教育規則第１条第３号又は第６号に掲げる課程により行う運転免許取得者等教育で法第108条の32の２第１項の認定を受けたもの（以下「特定教育」という。）を行う者が、特定教育を受けた者に対して行う終了証明書の交付については、別紙２に定めるところによる。

また、特定教育以外の運転免許取得者等教育についても、認定を受けた者が独自に終了証明書等を発行することは差し支えない。

別紙２

１　認定の審査

認定教育規則第１条第６号に掲げる課程（以下「更新時講習同等課程」という。）又は同条第３号に掲げる課程（以下「高齢者講習同等課程」という。）の認定の審査に当たっては、「運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定制度の運用について」（令和４年３月２日付け警察庁丙運発第４号、丙交企発第26号）第１の１(1)のほか、以下について留意すること。

(1)　書類による審査

認定を受けようとする更新時講習同等課程又は高齢者講習同等課程が、認定教育規則第４条第１項又は第２項に規定する課程の基準に適合しているかどうかについては、認定教育規則第５条第２項の規定により同条第１項に規定する申請書に添付しなければならないこととされている書類によって審査すること。

(2)　教育計画書

認定教育規則第５条第２項第７号に規定する教育計画書については、以下の事項が明記されているかどうかについて確認すること。

ア　認定教育規則第４条第１項第２号の表又は第２項第２号の表に掲げる教育事項及び教育方法（使用する教材を含む。）

イ　１回当たりの全体の教育時間及びコース若しくは道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間又は自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導に係る教育時間

ウ　年間の実施回数

エ　その他必要な事項

(3)　課程の基準の適合性

ア　更新時講習同等課程

認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「更新時講習の運用について」（平成27年３月30日付け警察庁丙運発第12号）及び「更新時講習の運用に関する細目について」（令和２年４月１日付け警察庁丁運発第53号）に準拠しており、更新時講習（道路交通法の一部を改正する法律（令和２年法律第42号。以下「改正法」という。）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の２第１項第11号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

イ　高齢者講習同等課程

認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「高齢者講習の運用について」（令和４年９月26日付け警察庁丙運発第31号。以下「高齢者講習運用通達」と

いう。）及び「高齢者講習の運用に関する細目について」（令和４年３月２日付け警察庁丁運発第48号）に準拠しており、高齢者講習（法第108条の２第１項第12号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

この場合において、高齢者講習運用通達に定める「実車による指導」に相当する教育事項については、次のいずれにも該当している必要があることに留意すること。

(ｱ) ならし走行を含め、受講者１人当たり少なくとも20分間行われること。

(ｲ) 受講者１人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分間以上となるよう、1,200メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行われること。

ウ　指定の要件

認定教育規則第４条第２項第４号の「第１条第３号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として公安委員会が指定する者」に該当するかどうかについては、別添に定める指定基準に基づき、判断すること。

２　指定の申請等

(1)　指定の申請

認定教育規則第４条第２項第４号の規定による指定（以下「指定」という。）は、指定を受けようとする者からの申請に基づき行うこととし、当該申請は、別記様式第１号の指定申請書を提出することにより行わせること。

なお、別記様式第１号の指定申請書には、必要に応じて、当該者が別添に定める指定基準に適合するかどうかを判断するために必要な資料を添付させること。

(2)　指定書の交付

指定は、別記様式第２号の指定書を交付して行うこと。

(3)　指定の取消し

指定の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとし、当該指定を取り消したときは、別記様式第３号の指定取消通知書により通知すること。

なお、当該指定を取り消したときは、法第108条の32の２第５項の規定による認定の取消しを行うこと。

３　終了証明書の交付

認定教育規則第８条の規定に基づき、更新時講習同等課程又は高齢者講習同等課程により行う運転免許取得者等教育で法第108条の32の２第１項の認定を受けたもの（以下「特定教育」という。）を終了した者に対し、同規則第８条各号に定める終了証明書を交付させること。

別添

認定教育規則第４条第２項第４号の規定による指定は、次に定める要件のいずれも満たす者について行うものとする。

１　高齢者講習同等課程の認定の申請書を提出していることその他同課程を開設する見込みがあること。

２　都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する高齢者講習若しくは特定任意高齢者講習（法第108条の２第２項の規定による講習であって運転免許に係る講習等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第４号）第１条に定める基準に適合するものをいう。）又は都道府県公安委員会からの認定を受けた運転免許取得者等教育又はこれらの講習若しくは教育に準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。

３　認定を受けようとする高齢者講習同等課程が、認定教育規則第４条第２項第２号の表の上欄に掲げる教育事項以外の事項について行うものでないこと。

４　教育計画書において高齢者講習同等課程に係る年間の実施回数のほか、毎月の実施回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、当該課程における指導に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。

５　教育計画書の内容に照らして、高齢者講習同等課程における指導に従事する運転免許取得者等教育指導員並びに同課程における指導に用いるコース、建物その他の設備及び自動車、運転適性検査器材その他の教材が十分に確保されていること。

６　教育計画書で定める回数の高齢者講習同等課程を確実に実施することが見込まれること。

７　次のいずれにも該当しないこと。

(1)　過去３年以内に委託講習（法第108条の２第３項の規定に基づき、都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する講習をいう。以下同じ。）に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。

(2)　委託講習の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等

で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと（当該委託契約等で定める回数の委託講習を実施することができなかったことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）。

(3)　過去３年以内に、運転免許取得者等教育の認定の取消し（当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。）を受けたことがあること。

(4)　高齢者講習同等課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない事由があること。

別記様式第１号

指　定　申　請　書

年　　月　　日

福島県公安委員会　殿

住　所
申請者
氏　名

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第４条第２項第４号の規定による同規則第１条第３号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名　称	
	所在地	
備　　考		

備考　１　申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第２号

第　　号

指　　定　　書

名　　称

所 在 地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第４条第２項第４号の規定により、同規則第１条第３号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年　　月　　日

福 島 県 公 安 委 員 会　㊞

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第３号

指 定 取 消 通 知 書

年　　月　　日

住 所

殿

福島県公安委員会　㊞

下記の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第４条第２項第４号の規定による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理　　由	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

審　査　基　準

平成21年３月27日作成

法　　令　　名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根　拠　条　文：第４条第１項
処 分 の 概 要：自動車の保管場所証明
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律第３条（保管場所の確保） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第１条（保管場所の要件）、第２条（保管場所の確保を証する書面等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第１条（保管場所の確保を証する書面の交付の申請請の手続等）、第２条（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等）
審　査　基　準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：７日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：申請書は、保管場所の位置を管轄する警察署の交通課・係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：申請書を提出した警察署の交通課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成21年３月27日作成

法　　令　　名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根　拠　条　文：第６条第１項
処 分 の 概 要：保管場所標章の交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第４条（保管場所標章の交付の手続）、第５条（保管場所標章の交付の手続）
審　査　基　準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間： 第４条第１項の政令で定める書面を交付したとき、又は同項ただし書の政令で定める通知を行ったときについては、７日（行政庁の休日は含まない。） 第５条の規定による届出を受理したときは、１日
申　　請　　先：申請書は、保管場所の位置を管轄する警察署の交通課・係窓口に提出ししてください。
問 い 合 わ せ 先：申請書を提出した警察署の交通課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成21年３月27日作成

法　　令　　名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根　拠　条　文：第６条第３項
処 分 の 概 要：保管場所標章の再交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第８条（保管場所標章の再交付）
審　査　基　準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：１日
申　　請　　先：申請書は、保管場所標章の交付を受けた警察署の交通課・係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：申請書を提出した警察署の交通課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成21年３月27日作成

法　　令　　名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根　拠　条　文：第13条第４項
処 分 の 概 要：運送事業用自動車が運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律第６条第１項（保管場所標章）、第13条第３項（適用除外等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第４条（保管場所標章の交付の手続）
審　査　基　準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：１日
申　　請　　先：申請書は、保管場所の位置を管轄する警察署の交通課・係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：申請書を提出した警察署の交通課・係窓口にしてください。
備　　考

審　査　基　準

平成21年３月27日作成

法　　令　　名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根　拠　条　文：第13条第４項
処 分 の 概 要：運送事業用自動車が運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の再交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律第６条第３項（保管場所標章） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第８条（保管場所標章の再交付）
審　査　基　準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：１日
申　　請　　先：申請書は、保管場所標章の交付を受けた警察署の交通課・係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：申請書を提出した警察署の交通課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１９年８月２７日作成

法　　令　　名：警備業法
根　拠　条　項：第４条
処 分 の 概 要：警備業の認定
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第３条（警備業の要件）、第５条第１項～第３項（認定手続及び認定証） 警備業法施行規則第３条、第４条（認定等の申請） 警備業の要件に関する規則第１条～第３条（警備業の要件）
審　査　基　準： 警備業法第３条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 警備業法第３条第４号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注１）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げるものをいう。 （注２）暴力的不法行為等とは、警備業の要件に関する規則第２条に掲げるものをいう。 警備業法第３条第９号に該当する場合とは、警備員指導教育責任者として選任しようとする者を、当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。
標 準 処 理 期 間：４０日（うち経由機関３０日）
申　　請　　先：　申請者は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１９年８月２７日作成

法　　令　　名：警備業法
根　拠　条　項：第５条第５項
処 分 の 概 要：認定証の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第７条（認定証の再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：２０日（うち経由機関１０日）
申　　請　　先：　申請者は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１９年８月２７日作成

法　　令　　名：警備業法
根　拠　条　項：第７条第１項
処 分 の 概 要：認定証の有効期間の更新
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第３条（警備業の要件）、第７条第２項～第５項（認定証の有効期間の更新） 警備業法施行規則第３条、第４条、第８条（認定証の有効期間の更新の申請） 警備業の要件に関する規則第１条～第３条（警備業の要件）
審　査　基　準： 警備業法第３条各号のいずれにも該当しないときには、認定証の有効期間を更新する。警備業法第３条第４号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注１）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げるものをいう。 （注２）暴力的不法行為等とは、警備業の要件に関する規則第２条に掲げるものをいう。 警備業法第３条第９号に該当する場合とは、警備員指導教育責任者として選任しようとする者を、当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。
標 準 処 理 期 間：４０日（うち経由機関３０日）
申　　請　　先：　申請者は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１９年８月２７日作成

法　　令　　名：警備業法
根　拠　条　項：第１１条第３項
処 分 の 概 要：認定証の書換え
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第２０条、第７条第２項（認定証の書換えの申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：２０日（うち経由機関１０日）
申　　請　　先：　申請者は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１９年８月２７日作成

法　　令　　名：警備業法
根　拠　条　項：第２２条第２項
処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第２２条第３項、第４項、第７項、第３条第１号～第６号（警備員指導教育責任者の要件） 警備業法施行規則第４２条（警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請） 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第８条（公安委員会の認定基準）
審　査　基　準： 警備業法第２２条第２項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、同条第４項各号のいずれにも該当しない者であるときは、警備業務の区分ごとに資格者証を交付する。 このうち、同条第２項第２号の認定の基準は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第８条に規定されているが、同条第１号の「当該警備業務の区分に係る警備員の指導及び教育について十分な能力を有する」とは、実際に当該警備業務の区分に係る警備業務に関し、警備員を指導、教育した経験が相当にあり、かつ、警備員指導教育責任者としてふさわしい人格識見があること等をいう。
標 準 処 理 期 間：３０日（うち経由機関２０日）
申　　請　　先：　申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１９年８月２７日作成

法　　令　　名：警備業法
根　拠　条　項：第２２条第５項
処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の書換え
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第４３条第１項、第２項（警備員指導教育責任者資格者証の書換えの申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：１４日（うち経由機関４日）
申　　請　　先：　申請書は、あなたが資格者証の交付を申請した警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１９年８月２７日作成

法　　令　　名：警備業法
根　拠　条　項：第２２条第６項
処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　警備業法施行規則第４３条第３項（警備員指導教育責任者資格者証の再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：１４日（うち経由機関４日）
申　　請　　先：　申請書は、あなたが資格者証の交付を申請した警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１９年８月２７日作成

法　　令　　名：警備業法
根　拠　条　項：第２３条第４項
処 分 の 概 要：合格証明書の交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第２３条第５項、第２２条第４項、第７項、第３条第１号～第７号（合格証明書の交付の要件） 警備員等の検定等に関する規則第１４条（合格証明書の交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：３０日（うち経由機関２０日）
申　　請　　先：　申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１９年８月２７日作成

法　　令　　名：警備業法
根　拠　条　項：第２３条第５項において準用する第２２条第５項
処 分 の 概 要：合格証明書の書換え
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　警備員等の検定等に関する規則第１５条第１項、第２項、第５項（合格証明書の書換えの申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：１４日（うち経由機関４日）
申　　請　　先：　申請書は、あなたが合格証明書の交付を申請した警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１９年８月２７日作成

法　　令　　名：警備業法
根　拠　条　項：第２３条第５項において準用する第２２条第６項
処 分 の 概 要：合格証明書の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　警備員等の検定等に関する規則第１５条第３項、第４項、第５項（合格証明書の再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：１４日（うち経由機関４日）
申　　請　　先：　申請書は、あなたが合格証明書の交付を申請した警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１９年８月２７日作成

法　　令　　名：警備業法
根　拠　条　項：第４２条第２項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第４２条第３項、第２２条第４項、第７項、第３条第１号～第６号（機械警備業務管理者の要件） 警備業法施行規則第６３条、第４２条（機械警備業務管理者資格者証の交付の申請） 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第１４条（公安委員会の認定基準）
審　査　基　準： 警備業法第４２条第２項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、同条第３項において準用する同法第２２条第４項各号のいずれにも該当しない者であるときは、資格者証を交付する。 このうち、同法第４２条第２項第２号の認定の基準は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第１４条に規定されているが、同条第１号の「機械警備業務の管理について十分な能力を有する」とは、実際に警備業務用機械装置の運用の監督、指令業務の統制等機械警備業務の管理に関する業務に従事した経験が相当にあり、かつ、機械警備業務管理者としてふさわしい高度な判断能力を有すること等をいう。
標 準 処 理 期 間：３０日（うち経由機関２０日）
申　　請　　先：　申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１９年８月２７日作成

法　　令　　名：警備業法
根　拠　条　項：第４２条第３項において準用する第２２条第５項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の書換え
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第６３条、第４３条第１項（機械警備業務管理者資格者証の書換えの申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：１４日（うち経由機関４日）
申　　請　　先：　申請書は、あなたが資格者証の交付を申請した警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１９年８月２７日作成

法　　令　　名：警備業法
根　拠　条　項：第４２条第３項において準用する第２２条第６項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第６３条、第４３条第３項（機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：１４日（うち経由機関４日）
申　　請　　先：　申請書は、あなたが資格者証の交付を申請した警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
根　拠　条　項：第11条第１項
処 分 の 概 要：犯罪被害者等給付金の支給等の裁定
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第２条（定義）、第３条（犯罪被害者等給付金の支給）、第４条（犯罪被害者等給付金の種類等）、第５条（遺族の範囲及び順位）、第６条（犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合）、第７条（他の法令による給付等との関係）、第８条（損害賠償との関係）、第９条（犯罪被害者等給付金の額）、第10条（裁定の申請）、第11条第２項及び第３項（裁定等）、第12条（仮給付金の支給等）、第13条第１項及び第３項（裁定のための調査等） 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第１条（法第２条第５項の政令で定める要件）、第２条（法第２条第６項の政令で定める身体上の障害の程度）、第３条（法第７条第１項の政令で定める給付等）、第４条（法第７条第１項の給付等に相当する金額）、第５条（遺族給付基礎額）、第６条（遺族給付金に係る倍数）、第７条（法第９条第２項の政令で定める期間）、第８条（法第９条第２項の療養に要した費用の額）、第９条（法第９条第２項の政令で定める法律）、第10条（法第９条第２項の政令で定める場合）、第11条（法第９条第２項の政令で定める額）、第12条（休業加算基礎額）、第13条（法第９条第４項の政令で定める額）、第14条（障害給付基礎額）、第15条（障害給付金に係る倍数）、第16条（法第12条第１項の政令で定める額） 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第１条（障害等級に該当する障害）、第２条（犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合）、第３条、第４条、第５条、第６条、第７条、第９条、第10条、第11条（犯罪被害者等給付金の支給に関する特例）、第12条（令第３条の国家公安委員会規則で定める給付等）、第13条（令第４条の国家公安委員会規則で定める算定方法）、第14条（令第５条のその他の者の収入日額の算定方法）、第15条（遺族給付金の支給に係る遺族の障害の状態）、第15条の２（法第９条第３項の国家公安委員会規則で定める場合）、第16条（遺族給付金の支給に係る裁定の申請）、第17条（重傷病給付金の支給に係る裁定の申請）、第18条（障害給付金の支給に係る裁定の申請）、第19条（損害賠償を受けた場合の届出）、第22条（申請書等の経由）、第23条（添付書類の省略）
準拠基準：犯罪被害者等給付金の支給等の裁定は、「犯罪被害給付制度事務処理要領」（令和６年12月２日付け警察庁丙犯被発第257号別添）を参照して行うものとする。
処　理　期　間：１年
申　　請　　先：警察本部警務部県民サービス課
問 い 合 わ せ 先：警察本部警務部県民サービス課犯罪被害者支援室
備　　考：024-522-2151　内線　2522

審　査　基　準

令和３年12月21日作成

法　　令　　名：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
根　拠　条　項：第23条第１項
処 分 の 概 要：犯罪被害者等早期援助団体の指定
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第２項（犯罪被害者等早期援助団体） 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第１条（指定の申請）、第４条（指定）、第５条（犯罪被害相談員等の要件）、第11条（指定等に関する意見聴取）
準拠基準：犯罪被害者等早期援助団体の指定は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律における犯罪被害者等早期援助団体に関する規定及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の規定の内容並びに解釈及び運用上の留意事項について（通達）」（令和２年12月15日付け警察庁丙給厚発第132号）の別添を参照して行うものとする。
処　理　期　間：罪被害者等早期援助団体の指定については、申請に係る法人の具体的事業内容、資産等から個別具体的な判断を行う必要があるため、具体的な標準処理期間を設けることが困難であり、標準処理期間は定めないこととしている。
申　　請　　先：警察本部警務部県民サービス課
問 い 合 わ せ 先：警察本部警務部県民サービス課犯罪被害者支援室
備　　考：024-522-2151　内線2522

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根　拠　条　項：第４条
処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定
原権者　（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： ○　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第３条（自動車運転代行業の要件）
審　査　基　準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第３条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 ① 同条第４号に該当する者とは、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注１）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げるものをいう。 （注２）暴力的不法行為等とは、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第１条に掲げるものをいう。 ② 同条第８号に該当する場合とは、安全運転管理者等として選任しようとする者を具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。
標 準 処 理 期 間：　４５日
申　　請　　先：　申請者は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署の交通課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の交通課・係にしてください。
備　　考：

令和３年12月21日作成

法　　令　　名：オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律
根　拠　条　項：第７条第１項
処 分 の 概 要：オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給等の裁定
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第２条（定義）、第３条（給付金の支給）、第４条（遺族の範囲及び順位等）、第５条（給付金の額）、第６条第１項、第２項及び第３項（裁定の申請）、第７条第２項（裁定等）、及び第８条第１項及び第３項（裁定のための調査等） 　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則第１条（対象犯罪行為により残った障害）及び第２条（オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請）
準拠基準：オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給等の裁定は、「オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定事務処理要領」（令和２年12月15日付け警察庁長官官房長通達別添）を参照して行うものとする。
処　理　期　間：90日
申　　請　　先：警察本部警務部県民サービス課
問 い 合 わ せ 先：警察本部警務部県民サービス課犯罪被害者支援室
備　　考：024-522-2151　内線2522

令和３年12月21日作成

法　　令　　名：国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律
根　拠　条　項：第11条第１項
処 分 の 概 要：国外犯罪被害弔慰金等の支給等の裁定
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第２条（定義）、第３条（国外犯罪被害弔慰金等の支給）、第４条（国外犯罪被害弔慰金等の種類等）、第５条（遺族の範囲及び順位）、第６条（国外犯罪被害弔慰金等を支給しないことができる場合）、第７条（支給の制限）、第８条（国外犯罪被害弔慰金等の額）、第９条（裁定の申請）、第11条第２項及び第３項（裁定等）、及び第13条第１項及び第３項（裁定のための調査等） 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則第１条、第１条の２、第２条、第３条、第４条、第５条（国外犯罪被害弔慰金等を支給しない場合）、第６条（国外犯罪被害弔慰金等を支給しない場合の特例）、第７条（国外犯罪被害弔慰金の支給に係る裁定の申請）、第８条（国外犯罪被害障害見舞金の支給に係る裁定の申請）、第９条（領事官を経由して申請が行われた場合の申請の日）及び第12条（添付書類の省略） 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第九条第二項の地域及び者並びに同法第十二条第一項の情報を定める命令第１条（法第９条第２項の地域及び者） 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第７条に基づく給付金を定める国家公安委員会告示（平成28年国家公安委員会告示第51号）
準拠基準：国外犯罪被害弔慰金等の支給等の裁定は、「国外犯罪被害弔慰金等支給裁定事務処理要領」（令和２年12月15日付け警察庁長官官房長通達別添）を参照して行うものとする。
処　理　期　間：１年
申　　請　　先：警察本部警務部県民サービス課
問 い 合 わ せ 先：警察本部警務部県民サービス課犯罪被害者支援室
備　　考：024-522-2151　内線2522

審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令
根　拠　条　項：第31条第２項
処 分 の 概 要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間の延長
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第31条第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第30条（許可の期間の延長）
審　査　基　準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。
標 準 処 理 期 間：２日（うち経由機関１日。行政庁の休日は、含まない。）
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成６年１０月１日作成

法　　令　　名：　道路交通法施行令
根　拠　条　文：　第１３条第１項
処 分 の 概 要：　緊急自動車の指定
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間： １４日間（行政庁の休日は含まない）
申　　請　　先：　申請書は、申請、または届出をしようとする者の住所地を管轄する警察署の交通課・係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の交通課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成６年１０月１日作成

法　　令　　名：　道路交通法施行令
根　拠　条　文：　第１４条の２第２号
処 分 の 概 要：　道路維持作業用自動車の指定
原権者（委任先）：　福島県公安員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間： １４日間（行政庁の休日は含まない）
申　　請　　先：　申請書は、申請、または届出をしようとする者の住所地を管轄する警察署の交通課・係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の交通課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名：道路交通法施行令
根　拠　条　項：第33条の５の３第１項第１号ハ
処 分 の 概 要：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係るものに限る。）
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第１条第２項、第３項、第４項及び第５項（指定の基準等）
審　査　基　準：大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：30日（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：運転免許課
問　合　せ　先：運転免許課自動車教習所係（電話024-591-4372）
備　　考：

別紙

凡例

1　「法」　……　道路交通法（昭和35年法律第105号）

2　「令」　……　道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）

3　「府令」　……　道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）

4　「届出規則」　……　届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第１号）

1　特定届出教習所の管理運営

(1)　指定の基準

令第33条の５の３第１項第１号ハ、第２項第１号ハ又は第４項第１号ハの規定による指定（以下「指定」という。）は、法第98条第２項の規定による届出をした自動車教習所が運転免許を受けようとする者に対して行う教習の課程（法第99条第１項に規定する指定自動車教習所が当該指定に係る免許を受けようとする者に対して行う教習の課程を除く。）について、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行う（届出規則第１条第１項）。

(2)　指定の申請

指定の申請に際しては、教習課程の指定申請書（届出規則別記様式第１号）のほか、所定の添付資料を提出する（届出規則第２条）。

(3)　指定書の交付

公安委員会は、指定をしたときは指定書（届出規則別記様式第２号）を交付する（届出規則第３条）。

(4)　人的事項

ア　指導員に対する研修

指定を受けた教習の課程（以下「指定教習課程」という。）に係る教習（以下「特定教習」という。）を行う届出教習所（以下「特定届出教習所」という。）の管理者に対して、届出規則第１条第２項から第10項までに定める大型免許、

中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る届出教習所指導員（以下「特定指導員」という。）の資質の向上を図るため、特定指導員に対する教養を年１回以上実施するよう指導すること。

なお、全国届出自動車教習所協会（以下「全自教」という。）においては、毎年、特定指導員を対象に研修を行うこととしており、特定届出教習所が行う教養に代えて特定指導員に当該研修を受講させることとしても差し支えないものとする（全自教では、当該研修を修了した者に対しては、所定の研修を修了したことを証明する証書等を交付することとしている。）。

イ　指導員の数

当該届出教習所における特定指導員の数については、法令上格別の規定はないが、当該施設において教習を受ける者の数等に応じて適当な数の特定指導員を置くよう指導すること。

ウ　指導員の資格要件の確認等

特定指導員の資格要件の事前確認については、当該特定届出教習所において行い、その結果を公安委員会に報告させること。

ただし、長期間（１年以上）その業務から離れていた者等教習知識、技能の低下のおそれのある者については、管理者に必要な教養を行わせるなどの措置を講じさせること。

なお、届出規則に定める欠格事由に該当しないことの確認は、本人の申告に基づき原則として届出教習所において行わせるものとするが、公安委員会においても確認するとともに、他の府県からの転入者については、相互に連絡照会すること。

エ　準中型免許に係る特定指導員

届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則（平成28年国家公安委員会規則第14号。以下「改正届出規則」という。）附則第７項の規定により届出自動車教習所指導員研修課程で中型自動車免許に係るものを修了した者及び届出自動車教習所指導員研修課程で準中型自動車免許に係るものを修了した者とみなされる者を特定指導員として選任している特定届出教習所を管理する者が、これらの者に準中型自動車免許に係る教習の課程

に従事させようとするときは、改正届出規則附則第11項で定めるところにより公安委員会が指定する研修を受けさせなければならないことから、当該研修に係る修了証の交付を受けている者であることについて、管理者において所要の確認を行わせること。

(5) 物的事項

ア　教習車両

特定教習に用いる自動車については、次の車両を使用させること。

なお、二輪車以外の車両については、指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置（応急用ブレーキ等）を備えたものに限ること。

(ｱ)　大型自動車については、専ら貨物を運搬する構造の大型自動車とさせること（届出規則第１条第２項第２号）。

(ｲ)　中型自動車については、専ら貨物を運搬する構造の中型自動車とさせること（届出規則第１条第２項第２号及び第３項第２号）。

(ｳ)　準中型自動車については、専ら貨物を運搬する構造の準中型自動車とさせること（届出規則第１条第２項第２号、第３項第２号及び第４項第２号）。

また、特定後写鏡等条件の教習生に対しては、当該準中型自動車のサイドミラーに取り付ける特定後写鏡等を使用させること。

(ｴ)　普通第一種免許及び普通第二種免許に係る普通自動車については、普通車の乗用車とさせること。ただし、ＡＴ限定普通免許を受けようとする者に対しては、ＡＴ車とさせること。また、特定後写鏡等条件の教習生に対しては、当該普通車の乗用車の車室内において特定後写鏡等を使用させること。

(ｵ)　大型自動二輪車については、総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車とさせること。ただし、ＡＴ限定大型二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.600リットル以上のＡＴ二輪車とさせること。

(ｶ)　普通自動二輪車については、総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車とさせること。

また、小型限定普通二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下とさせること。

なお、ＡＴ限定免許を受けようとする者に対しては、ＡＴ二輪車とさせること。

(ｷ)　大型第二種免許に係る大型自動車については、乗車定員30人以上のバス型の大型自動車とさせること（届出規則第１条第８項第２号)。

(ｸ)　大型第二種免許又は中型第二種免許に係る中型自動車については、乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車とさせること（届出規則第１条第８項第２号及び第９項第２号)。

イ　コース

(ｱ)　周回コース

周回コースは、「おおむね長円形」であることが必要であるが、これは、ある程度の高速走行を目的としたものであり、その機能を果たすものであれば、必ずしも形状にこだわる必要がないことに留意すること。

また、周回コースについては、総延長の２分の１以上に相当する部分が、簡易舗装程度以上の舗装がなされていなければならないこととする。

さらに、周回コースの幅員については、周回コースにおける教習を効果的に行うために、おおむね５メートル以上有するものとさせること。

(ｲ)　幹線コース

幹線コースは、おおむね直線で周回コースと連絡し、幅員がおおむね５メートル以上であるコースが相互に十字形に交差するものとさせること。

(ｳ)　スキッドコース、スキッド教習車コース

届出規則第１条第２項第３号の表、第３項第３号の表、第４項第３号の表、第８項第３号の表、第９項第３号の表及び第10項第３号の表に規定する「凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる設備」は、スキッドコース又はスキッド教習車による教習（以下「スキッド教習」という。）をいい、その基準は次によること。

ａ　スキッドコース

区　　分	スキッド路 μ　　値	スキッド路(m)	
		長　さ	幅
普通車専用コース	0.2μ以下	40以上	５以上
普通車・準中型車・中型車・大型車併用コース		50以上	15以上
準中型車専用コー		40以上	15以上

ス			
中型車専用コース		40以上	15以上
大型車専用コース		50以上	15以上

(a)　スキッドコースへの進入速度は40km/h以上とする

(b)　コースの周囲には、スキッド教習を実施する教習車両の大きさに応じた安全地帯を適宜設けること。

b　スキッド教習車コース

スキッド教習車は、凍結路面の走行の教習が可能な装置を取り付けた車両であり、そのコースは警察庁交通局運転免許課発行の「届出自動車教習所業務指導の標準」（以下「業務指導の標準」という。）の別添第14のとおりとする。

なお、その他の基準については、次のとおりとする。

内　　容	基　　準
走　行　速　度	40km/h以上
設　定　μ　値	0.2μ以下

また、安全地帯はスキッドコース同様、コースの周囲に適宜設けること。

c　留意事項

スキッド教習は、届出教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができることとされている（届出規則第１条第２項、第３項、第４項、第８項、第９項及び第10項）が、同等の教習効果があると認める場合については、

・　スキッドコース又はスキッド教習車コースを当該教習において教習時間中独占的に使用できること。

・　スキッドコース又はスキッド教習車コースの設置場所が、周囲の人だかり等の状況を勘案して、教習に集中できるものであること。

の要件を満たす必要があることとする。

ウ　運転シミュレーター

運転シミュレーターによる教習は、届出教習所の建物以外の設備において行

うことにより届出教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出教習所の建物以外の設備において行うことができることとされている（届出規則第１条第２項第３号の表、第３項第３号の表、第４項第３号の表、第５項第３号の表、第６項第３号の表、第７項第３号の表、第８項第３号の表、第９項第３号の表及び第10項第３号の表）が、同等の教習効果があると認める場合については、

・　運転シミュレーターを当該教習において教習時間中独占的に使用できること。

・　運転シミュレーターの設置場所が騒音等の状況を勘案して教習に集中できるものであること。

の要件を満たす必要があることとする。

エ　学科教習用教室等

特定教習を実施する施設については、自己所有であると借用であるとを問わないが、当該教習を実施している間は、当該教習が適正になされるような使用形態となるよう指導すること。当該指導に当たっては、敷地、建物等について所有権等正当に使用できる権原を明らかにした書面を提出させ､確認すること。

(6)　教習の管理等

ア　教習原簿の作成

教習生毎に特定教習の実施状況等を記録した教習原簿を作成させること。教習原簿については、「業務指導の標準」の別記様式第３を参考とさせること。

なお、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって教習原簿の保存に代えることができる。

イ　教習所への入所等の確認事項等

大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習を受けようとする者に対しては、あらかじめ当該教習に用いる自動車を運転することができる仮運転免許又は第一種免許を受けているかどうかを確認させること。

ウ　教習方法の統一

特定届出教習所に複数の特定指導員がおかれている場合、技能教習については、特定指導員ごとに教習の方法が異なることのないように、教習方法の統一を図るよう指導すること。

エ　実質教習時間の確保

(ｱ)　教習は、所定の時間正確に行わせること（本人の確認及び引継ぎ事項、仮免許の有効期間等の確認時間は、教習時間に含めないこと。）。

(ｲ)　教習指導員の急病その他の事情により、１時限の教習時間の途中で教習が打ち切られた場合は、改めて最初から教習を行わせること。

(ｳ)　教習時限の開始時に教習生が遅刻をし、実質教習時間が確保できないときは、当該教習生に対する教習は行わせないこと。

オ　道路における教習コースの届出

路上教習のためのコースについては、路上教習を行う区域（面）としてあらかじめ公安委員会の承認を受けさせること。

その際、曜日、時間帯等により、教習車両が通行するについて道路交通の安全と円滑等に支障がある場合については、教習を制限する路線、区域等として承認の対象から除外すること。

カ　必要な教材の使用

学科教習については、教習の効果を高めるため、ビデオ、オーバーヘッドプロジェクター等を使用した視聴覚教習を推進させること。

この場合において、映画、ビデオ等を使用する時間は、それぞれの教習時限の20分以下とし、いわゆる映画、ビデオ等の見せっ放しとならないものとさせること。また、教習に使用する映画、ビデオ等については、それが学科教習の教習項目に適合するものであるかどうかの確認をすること。

(7)　報告、資料の提出等

ア　報告

特定届出教習所からは届出規則第７条の規定に基づき、「定期報告」として、

- 特定教習に係る入所者数
- 特定教習に係る退所者数
- 特定教習の終了者数

・　その他公安委員会が必要と認める事項

を、また、「随時報告」として、

・　特定教習中の交通事故報告

・　教習所職員の交通事故報告

・　その他公安委員会が必要と認める特異事項報告

を求めるものとする。

イ　資料の提出

特定届出教習所の設置者又は管理者に対し、当該特定届出教習所が届出規則に規定する指定の基準に適合しているか否かについて、届出規則第７条の規定に基づき、１年に１回以上、必要な資料の提出を求めて確認すること。

ウ　その他の報告又は資料の提出

ア及びイのほか、特定届出教習所が、次のいずれかの事実に該当する疑いがあるときは、届出規則第７条の規定に基づき、報告又は資料の提出を求めるなど、事実の有無を確認すること。

(ｱ)　指定教習課程が、届出規則第１条第２項から第10項までに掲げる基準（当該指定教習課程に係る免許に係るものに限る。）に適合しなくなったと認めるとき。

(ｲ)　設置者又は管理者が届出規則第４条の規定に違反したとき。

(ｳ)　届出規則第５条の規定に違反して終了証明書を発行し又は第６条の規定に違反したとき。

エ　報告又は資料の提出の方法

ア、イ及びウの報告又は資料の提出については、電磁的方法によることとしても差し支えないものとする。

(8)　指定の取消し等

特定届出教習所が次に該当すると認められるときは、その指定を取り消す。

ア　特定届出教習所について(7)ウに掲げる事由のいずれかに該当する事実が判明したとき。

イ　特定届出教習所の設置者又は管理者が届出規則第７条の規定による報告若しくは資料の提出をせず又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

ウ　指定教習課程に係る免許に係る指定自動車教習所として指定したとき。

なお、指定を取り消したときは、届出規則別記様式第４号の指定取消通知書により通知する。

(9)　その他

ア　他の法令違反に係る指導

他の法令（例えば、コースの造成に係る農地法、教室等の建物等に係る建築基準法）に抵触することのないよう指導すること。

イ　指定申請書の記載事項の変更届出

記載事項変更の届出は、書面をもって行うこととし、その様式については、「業務指導の標準」の別記様式第２に準じて定める。

なお、指定教習課程に係る事項の変更届出があったときは、その内容が事実と相違ないかどうか、指定の基準に適当するかどうか等について確認し、その結果、不適当と認められる事項があるときは、必要な補正を求めるなどの処置を講じる。

指定は、教習に係る免許の種類ごとにそれぞれ指定することとされていることから、既に指定を受けている特定届出教習所が他の免許の種類に係る特定教習を行おうとする場合は、例え施設が同一の経営主体により運営される場合であっても、新たに行おうとする免許の種類に係る指定を受ける必要がある。

ウ　押出しスタンプの大きさ等の基準等

終了証明書に使用する押出しスタンプは、次による。

(ｱ)　印影の大きさは、おおむね縦20ミリメートル、横25ミリメートル程度とすること。

(ｲ)　スタンプの文字は丸ゴシック体によること。

エ　帳簿

届出規則第６条に規定する帳簿の様式については、教習に係る免許の種類ごとに、「業務指導の標準」の別記様式第５に準じて定める。

なお、届出規則第６条に掲げる事項については、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができることとされている（届出規則第６条の２）。

この場合、情報システム安全対策指針（平成９年国家公安委員会告示第９号）において定める管理者が講ずべき対策を実施させる（電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成10年国家公安委員会告示第10号））。

2　大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る特定教習の実施要領

(1)　大型免許及び中型免許に係る特定教習の指導要領

大型免許及び中型免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した大型免許及び中型免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下、大型免許に係る特定教習を「大型車教習」、中型免許に係る特定教習を「中型車教習」という。）は次のとおりとする。

ア　教習の内容

当該教習は、「業務指導の標準」の別添第３「大型免許及び中型免許に係る教習カリキュラム」、別添第５「大型免許、中型免許及び準中型免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領」及び別添第10「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせること。

イ　指導員の要件

大型車教習は、届出規則第１条第２項第１号に定める大型免許に係る特定指導員に、中型車教習にあっては、届出規則第１条第３項第１号に定める中型免許に係る特定指導員（以下「大型車等特定指導員」という。）が行うこと。

ウ　１日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者１人に対する１日の技能教習時間は、３時限を超えないこと（１日３時限の教習を行う場合は、連続して３時限の教習を行わせないこと。ただし、複数教習（自動車による教習のうち、当該自動車に大型車等特定指導員のほか､教習を受ける者２人又は３人が乗車して行うものをいう｡以下同じ｡）又は運転シミュレーターによる教習を２時限行う場合には、３時限連続した教習を行うことができるものとする｡)。

エ　「危険予測教習」の教習方法

(ｱ)　教習項目１「貨物自動車の特性を理解した運転」

ａ　本教習については、教習所のコースにおいて１時限以上実施すること。

ｂ　大型車教習のうち、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得する教習については、中型車又は準中型車を使用して行うことができる。

ｃ　運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目につ

いては、荷台の前部、後部及び車軸の上に当たる部分の３か所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させること。

d　荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量のおおむね50パーセント以上の貨物を積んで場内コースを走行し、貨物が運転操作に与える影響を体感させること。

e　教習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、教習の中断時間が短い場合に限らせること。

(ｲ)　教習項目２「危険を予測した運転」

a　観察教習（他人の運転を観察させることによる教習。以下同じ。）及びコメンタリードライビング（教習生が自動車の運転を通じ、見たり、感じたり、思ったりした危険に関する様々な情報を運転しながら短い言葉でコメントすることによる教習。以下同じ。）により行わせること。

また、観察教習についてのみ、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を行うことができるものとする。

なお、複数教習を行う場合は、それぞれの教習生の運転できる機会が均等になるよう配意させること。また、運転シミュレーターによる教習を行う場合は、特定指導員１人が、同時に３人以内の教習生に対し教習（以下「集団教習」という。）を行うことができるものとする。

b　本教習を１時限行った後、引き続き教習項目３「危険予測ディスカッション」（１時限）を行う方法により、２時限連続して行うこと。

c　教習生の運転による教習は、その直後に教習項目３「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めさせること。

d　複数の教習生により行う場合については、次の方法によることができるものとすること。

(a)　観察教習を複数教習で行う場合は、それぞれの教習生の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。

(b)　観察教習を運転シミュレーターによる教習と複数教習で行う場合につ

いては、複数教習においてそれぞれの教習生が運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。

e　運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

(ｳ)　教習項目３「危険予測ディスカッション」

a　本教習は、教習項目２「危険を予測した運転」の教習に引き続き、連続して行うこと。

b　大型車等特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導すること。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施方法について工夫すること。

c　本教習における大型車等特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目２「危険を予測した運転」における大型車等特定指導員に行わせることとすること。

d　教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。

オ　悪条件下教習

(ｱ)　「夜間の運転」の教習方法

a　原則として、日没後、道路において行うこと。

b　ただし、次のいずれかの方法による場合は、aによる教習を行わなくてもよいものとする。

(a)　運転シミュレーターを使用して行う場合

(b)　教習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる教習、暗室における教習又は届出教習所のコースにおける教習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続きaによる教習を行う場合（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）

c　ａ、ｂにより教習を行うことが困難な場合にあっては、次のいずれの要件も満たすものに限り行わせることができるものとする。

(a)　日没に近接した時間に行うもの

(b)　教習の一部として運転シミュレーターによる教習又は暗室における教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き届出教習所のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間の短い場合に限る。）

(c)　教習中に日没となった場合は、(b)の方法によるコースにおける走行に変えて道路における教習を行っても差し支えないものとする(ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。)。

d　留意事項

(a)　日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。

(b)　擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40％以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの）を使用させること。

　また、あらかじめ届出教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行わせること。

(c)　道路における教習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、可能な限り距離の長いものを設定させること。)。

e　本教習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団教習によることができるものとする。

f　暗室における教習については、施設の規模により適正な教習が実施できる人数とすること。

(ｲ)　「悪条件下での運転」の教習方法

a　道路又は届出教習所のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る教習を行う場合は、凍結又は積雪の状態にある路面での走行に限らせること。

また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限らせること。

b　ただし、a の方法に代えて次のいずれかの方法により行わせることができるものとする。

(a)　運転シミュレーターを使用して行うもの

(b)　スキッド教習によるもの

(c)　教習の一部として運転シミュレーターによる教習を行った後、引き続き前記 a の方法による教習を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）

c　なお､道路における教習又は届出教習所のコースにおける教習において、実際の悪条件下における運転に係る教習を行う場合、又はスキッド教習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させる。

d　運転シミュレーターによる教習又はスキッド教習を行う場合は、集団教習を行うことができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド教習を集団で行う場合は、運転しない他の教習生は安全な場所で見学する方法によるものとさせる。

e　大型車教習にあっては、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、中型車教習にあっては中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること（届出規則第１条第２項第３号の表及び第３項第３号の表)。

カ　「大型免許及び中型免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

(ｱ)　教習方法

講義に係る教習を１時限以上実施した後、できるだけ引き続き実技に係る教習を２時限以上実施すること。ただし、やむを得ず分割して行う場合は、講義に係る教習を行った後、近接した機会（教習と教習の間に他の教習は挟まないこと。）に残りの教習を２時限連続して行うこと。

また、講義方式を終了後、実技方式を実施中に急病等により実技方式を履修できなかった場合は、実技方式（２時限以上）を再履修させること。

(ｲ)　教習生の人数

実技方式の教習においては、１人の特定指導員に対し教習生の人数はおおむね10人以下とすること。

(ｳ)　模擬人体装置を使用する内容及び数

模擬人体装置を使用する内容は、胸骨圧迫（心臓マッサージ)、気道確保、人工呼吸とし、当該装置の数は、高い教習効果を得るため、教習生４人に対して大人全身２体（大人全身１体及び大人半身１体でも可。）とすること。

(ｴ)　模擬人体装置の基準

模擬人体装置（人体に類似した形状を有する装置という。以下同じ。）は、「業務指導の標準」の別添第10「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に対応したものであって、胸骨圧迫（心臓マッサージ)、気道確保、人工呼吸その他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能（届出規則第１条第２項第３号又は第３項第３号の表の「気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識」の項の第２欄の１）を有し、かつ、次に掲げる基準に適合したものを使用させること。

ａ　全身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ)、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができ、かつ、次のいずれの機能をも有するものであること。

(a)　胸骨圧迫（心臓マッサージ）

①　人体と同じような感覚で胸骨圧迫を実施できる構造であること。

②　圧迫の深さが視覚的に確認できること。

(b)　気道確保

①　頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であること。

②　頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。

(c)　人工呼吸

①　人体と同じように呼気吹き込みにより胸が膨らむ構造であること。

②　呼気が逆流しない構造であること。

③　胸の動き（上がったり下がったり）が視覚的に確認できること。

ｂ　半身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ)、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練する

ことができる機能を有するものであること。

(ｵ)　合同教習の方法

本教習は、大型車教習、中型車教習、準中型免許に係る教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した準中型免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「準中型車教習」という。）、普通免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した普通免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「普通車教習」という。）、大型二輪免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した大型二輪免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「大型二輪車教習」という。）及び普通二輪免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した普通二輪免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「普通二輪車教習」という。）を合同で実施することができるものとする。

なお、合同教習により実施する場合には、大型車等特定指導員、届出規則第１条第４項第１号に定める準中型免許に係る特定指導員（以下「準中型車特定指導員」という。）、届出規則第１条第５項第１号に定める普通免許に係る特定指導員（以下「普通車特定指導員」という。）、同条第６項第１号に定める大型二輪免許に係る特定指導員（以下「大型二輪車特定指導員」という。）又は同条第７項第１号に定める普通二輪免許に係る特定指導員（以下「普通二輪車特定指導員」という。）であって、かつ、公安委員会が第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限り行わせること。

(ｶ)　指導員の要件

届出規則第１条第２項第３号及び第３項第３号の規定に係る「公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者」とは、

ａ　第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置指導員の養成を行う講習として公安委員会が認めるものを受け、その課程を修了した者

ｂ　公安委員会が応急救護処置の指導に関しａに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

のいずれかに該当する者とする。

(ｷ)　免除対象者

次のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許に係る応急救護処置教習を行わないことができることとされている（届出規則第１条第２項第３号の表の備考第10号及び第３項第３号の表の備考第10号）。

ａ　現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者

ｂ　医師である者

ｃ　法定の規定による免許（医師免許を除く。）で応急救護処置に関するものを受けている者その他応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者であって、国家公安委員会規則で定める次の者

・　歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師又は救急救命士である者

・　消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第１項又は第44条の２第１項の救急隊員である者

・　日本赤十字社が行う応急救護処置に関係する講習の課程のうち、応急救護処置に必要な知識の指導に必要な能力を有するものとして国家公安委員会が指定するものを修了した者

・　公安委員会が応急救護処置に必要な知識の指導に関し、前記国家公安委員会が指定するものを修了した者と同等以上の能力を有すると認める者

また、応急救護処置教習の免除を受ける者かどうかの確認は、(ｷ)に掲げる者のいずれかに該当することを確認することができるものにより行わせることとする。

なお、免除対象者の教習原簿には、当該事項を証明できる書類の写しを添付させるとともに、教習原簿の応急救護処置教習の指導員欄に免除と朱書させること。

(ｸ)　感染予防への配慮

本教習を実施させる場合は、次のことに留意し、感染予防対策に配意させること。

ａ　実習前にうがい、手洗いを実施させること。

ｂ　模擬人体装置を使用して呼気吹き込み実習を行わせる場合には、教習生に対し、事前に酒精綿（エタノール綿）を用いて模擬人体装置の口及び口

中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み用具を使用し実施させること。

ｃ　教習生が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用して実施できる場合を除き、同装置を使用しての事後の実習は中止すること。

ｄ　教習時に、顔面や口周辺から出血のある受講生に対しては、呼気吹き込み実習は控えてもらうよう留意すること。

ｅ　教習後は、ディスポ肺の交換やフェイスマスク、気道部分の清掃など衛生面の配慮について怠りのないようにすること。

(2)　準中型免許に係る特定教習の指導要領

準中型車教習の指導要領は次のとおりとする。

ア　教習の内容

当該教習は、「業務指導の標準」別添第４「準中型免許に係る教習カリキュラム」、別添第５「大型免許、中型免許及び準中型免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領」、別添第７「特定後写鏡等条件の教習生に対して行うコースにおける教習の教習指導要領」及び別添第10「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせる。

なお、特定後写鏡等条件の教習生に対しては、ワイドミラー及び補助ミラーの取り付け方法及び使用方法についての指導を行わせる。

イ　指導員の要件

本教習は、準中型車特定指導員に行わせる。

ウ　複数教習等

(ｱ)　「危険予測教習」及び「高速道路教習」における自動車の運転に関する技能の教習を自動車により行う場合は、複数教習ができることとする。

この場合、運転しない状態にある教習生に対しても、何を学ばせるのかを明確に指示するとともに、運転している教習生と同程度の教習効果が得られるよう、その方法に工夫を凝らさせる。また、それぞれの教習生の運転できる機会ができるだけ均等になるよう配意させる。

運転シミュレーターによる教習を行う場合は、集団教習によることができるものとする。

(ｲ)　特定後写鏡等条件の教習生に対する「危険予測教習」は、「業務指導の標準」の別添第７に掲げる事項について教習を行う必要があることから、単独教習を実施させる。また、運転シミュレーターによる集団教習は実施させない。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数教習又は運転シミュレーターによる集団教習を実施させても差し支えない。

エ　１日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者１人に対する１日の技能教習時間は、３時限を超えないこと（１日３時限の教習を行う場合は、連続して３時限の教習を行わせない。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を２時限行う場合には、３時限連続した教習を行うことができるものとする。）。

オ　「危険予測教習」の教習方法

(ｱ)　教習項目１「貨物自動車の特性を理解した運転」

ａ　本教習については、教習所のコースにおいて１時限以上実施させる。

ｂ　準中型車を使用して行わせる。

ｃ　運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、車軸の上の１か所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させる。

ｄ　荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量のおおむね50パーセント以上の貨物を積んで場内コースを走行し、貨物が運転操作に与える影響を体感させる。

ｅ　教習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、教習の中断時間が短い場合に限らせる。

(ｲ)　教習項目２「危険を予測した運転（貨物自動車）」

ａ　観察教習及びコメンタリードライビングにより行わせる。

また、観察教習についてのみ、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を行うことができるものとする。

なお、複数教習を行う場合は、それぞれの教習生の運転できる機会が均等になるよう配意させること。また、運転シミュレーターによる教習を行う場合は、集団教習を行うことができるものとする。

b　本教習を１時限行った後、引き続き教習項目４「危険予測ディスカッション（貨物自動車)」（１時限）を行う方法により、２時限連続して行わせる。

c　教習生の運転による教習は、その直後に教習項目４「危険予測ディスカッション（貨物自動車)」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めさせる。

d　複数の教習生により行う場合については、次の方法によることができるものとする。

(a)　観察教習を複数教習で行う場合は、それぞれの教習生の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。

(b)　観察教習を運転シミュレーターによる教習と複数教習で行う場合については、複数教習においてそれぞれの教習生が運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。

e　運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

(ｳ)　教習項目３「危険を予測した運転（普通乗用自動車)」

a　本教習については、道路における教習生の実車教習を１時限以上実施させる。

なお、前記方法により教習するに当たり、道路における準中型車特定指導員の運転による観察教習方式による教習又は運転シミュレーターによる教習を併せて実施することは差し支えないものとする。

b　運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

c　準中型車特定指導員の運転（停止中を含む。）による観察教習を行う場合は、自らの運転行動に関わる情報（特に危険要因）の取り方や、その情報から起こり得る危険の予測の仕方等を解説し、ときには教習生に質問するなどの方法も効果的であるので、実施方法について工夫させる。

なお、上記方法により教習を行う場合は、運転練習のための「仮免許練習中」の標識を特定教習に用いる普通自動車（以下「特定教習普通自動車」という。）に取り付けることのないよう指導する。

d　教習生の運転による教習は、その直後に教習項目５「危険予測ディスカッション（普通乗用自動車)」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めさせる。

e　特定後写鏡等条件の教習生が補聴器を使用している場合には、一部の教習を除き、補聴器を使用しても差し支えないものとする。

(ｴ)　教習項目４「危険予測ディスカッション（貨物自動車)」

a　本教習は、教習項目２「危険を予測した運転（貨物自動車)」の教習に引き続き、連続して行わせる。

b　準中型車特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導する。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施方法について工夫させる。

c　本教習における準中型車特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目２「危険を予測した運転（貨物自動車)」における準中型車特定指導員に行わせることとする。

d　教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせる。

(ｵ)　教習項目５「危険予測ディスカッション（普通乗用自動車)」

a　本教習は、教習項目３「危険を予測した運転（普通乗用自動車)」の教習に引き続き、連続して行わせる。

b　準中型車特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習

生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導する。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施方法について工夫させる。

c　本教習における準中型車特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目３「危険を予測した運転（普通乗用自動車)」における準中型車特定指導員に行わせることとする。

d　教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせる。

e　特定後写鏡等条件の教習生に対する本教習は、教習項目３「危険を予測した運転（普通乗用自動車)」の教習に引き続き、連続して行うこと及び「業務指導の標準」の別添第７に掲げる事項について教習を行う必要があることから､準中型車特定指導員１人との個別の対話形式により行わせる。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数の特定後写鏡等条件の教習生によるディスカッションを実施させても差し支えない。

カ　悪条件下教習

(ｱ)　「夜間の運転」の教習方法

a　原則として、日没後、道路において行う。

b　ただし、次のいずれかの方法による場合は、aによる教習を行わなくてもよいものとする。

(a)　運転シミュレーターを使用して行う場合

(b)　教習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる教習、暗室における教習又は届出教習所のコースにおける教習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続きaによる教習を行う場合（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）

c　ａ、ｂにより教習を行うことが困難な場合にあっては、次のいずれの要件も満たすものに限り行わせることができるものとする。

(a)　日没に近接した時間に行うもの

(b)　教習の一部として運転シミュレーターによる教習又は暗室における教

習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き届出教習所のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間の短い場合に限る。）

(c)　教習中に日没となった場合は、(b)の方法によるコースにおける走行に変えて道路における教習を行っても差し支えないものとする(ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。)。

d　留意事項

(a)　日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。

(b)　擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの）を使用させること。

また、あらかじめ届出教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行わせること。

(c)　道路における教習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、可能な限り距離の長いものを設定させること。)。

e　本教習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団教習によることができるものとする。

f　暗室における教習については、施設の規模により適正な教習が実施できる人数とさせること。

(ｲ)　「悪条件下での運転」の教習方法

a　道路又は届出教習所のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る教習を行う場合は、凍結又は積雪の状態にある路面での走行に限らせること。

また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限らせる。

b　ただし、aの方法に代えて次のいずれかの方法により行わせることができるものとする。

(a)　運転シミュレーターを使用して行うもの

(b)　スキッド教習によるもの

(c)　教習の一部として運転シミュレーターによる教習を行った後、引き続き前記ａの方法による教習を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）

ｃ　なお､道路における教習又は届出教習所のコースにおける教習において、実際の悪条件下における運転に係る教習を行う場合、又はスキッド教習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させること。

ｄ　運転シミュレーターによる教習又はスキッド教習を行う場合は、集団教習を行うことができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド教習を集団で行う場合は、運転しない他の教習生は安全な場所で見学する方法によるものとさせること。

ｅ　準中型自動車又は普通自動車を使用する（届出規則第１条第４項第３号の表)。

キ　「高速道路教習」の教習方法

(ｱ)　教習項目１「高速道路での運転に必要な知識」

本教習は、教習項目２「高速道路での運転」の教習に先立って実施させる。

(ｲ)　教習項目２「高速道路での運転」

ａ　あらかじめ特定届出教習所から具体的な教習計画を提出させ、これに基づいて高速道路の管理者との緊密な連絡をとるなどして、事故防止上問題がないかを確認した上で、円滑な教習が実施されるよう指導する。

なお、教習計画の策定に当たっては、事前に教習予定コースを実地踏査させ、教習に適した区間・距離・時間帯及びパーキングエリア等での指導要領等について綿密な検討をさせる。

また、できる限り複数の教習コースを設定させ、教習を行う際は、交通規制や交通混雑の状況等を踏まえて、最も当該教習の効果が高いと認められる教習コースを選択させること。

ｂ　本教習における「高速道路」とは、高速自動車国道又は60キロメートル

毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路とする。

c　本教習における実車教習は、高速道路及びこれに接続している一般道路において行わせる。

d　本教習における実車教習は、普通自動車を用いて行わせる。

e　教習生１人当たりの高速道路での実車教習の距離は、おおむね15キロメートル以上となるよう指導する。

なお、50キロメートル毎時以下の交通規制が実施されている状況で走行する場合には､教習指導員から高速走行時の留意点を補足説明させること。

f　次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を行わないよう指導する。

(a)　通行止めの交通規制が実施されている場合

(b)　交通規制や交通渋滞により、安全、円滑な教習が実施できないと認められる場合

(c)　特定教習普通自動車に異常が認められる場合

g　次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を中止することを検討させる。

(a)　悪天候等により、当該教習を実施することが危険と認められる場合

(b)　出発時には異常ないが、教習中に悪天候等により安全、円滑な教習が実施できない蓋然性が高いと認められる場合

(c)　教習生が極度に緊張している場合

h　本教習は、次のいずれかに該当する場合は、運転シミュレーターにより行わせることができるものとする。

(a)　当該届出教習所が高速道路から離れた地域に位置する場合

(b)　ｆ又はｇにより自動車による教習を行わない場合

(c)　その他自動車による教習を行うことが困難な場合

i　運転シミュレーターにより教習を行う場合は、教習生１人当たりの走行距離は、おおむね15キロメートル以上とさせる。

なお、模擬走行コースの所定の区間を運転するだけでなく、本線車道への進入や車線変更を繰り返し練習させるなど効果的な教習に努めさせる。

ク　「準中型免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

「準中型免許に係る応急救護処置教習」の教習方法については、２(1)カの例による。

(3)　普通免許に係る特定教習の指導要領

普通免許に係る特定教習の指導要領は次のとおりとする。

ア　教習の内容

本教習は、「業務指導の標準」の別添第６「普通免許に係る教習カリキュラム」、別添第７「特定後写鏡等条件の教習生に対して行うコースにおける教習の教習指導要領」及び別添第10「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせること。

イ　指導員の要件

本教習は、普通車特定指導員に行わせること。

ウ　複数教習等

(ｱ)　「危険予測教習」及び「高速道路教習」における自動車の運転に関する技能の教習を自動車により行う場合は、複数教習ができることとする。

この場合、運転しない状態にある教習生に対しても、何を学ばせるのかを明確に指示するとともに、運転している教習生と同程度の教習効果が得られるよう、その方法に工夫を凝らさせること。また、それぞれの教習生の運転できる機会ができるだけ均等になるよう配意させること。

運転シミュレーターによる教習を行う場合は、集団教習によることができるものとする。

(ｲ)　特定後写鏡等条件の教習生に対する「危険予測教習」は、「業務指導の標準」の別添第７に掲げる事項について教習を行う必要があることから、単独教習を実施すること。また、運転シミュレーターによる集団教習は実施させないこと。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数教習又は運転シミュレーターによる集団教習を実施させても差し支えない。

エ　１日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者１人に対する１日の技能教習時間は、３時限を超えないこと（１日３時限の教習を行う場合は、連続して３時限の教習を行わせないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を２時限行う場合には、

３時限連続した教習を行うことができるものとする。)。

オ　「危険予測教習」の教習方法

(ｱ)　教習項目１「危険を予測した運転」

ａ　本教習については、道路における教習生の実車教習を１時限以上実施させること。

なお、前記方法により教習するに当たり、道路における普通車特定指導員の運転による観察教習方式による教習又は運転シミュレーターによる教習を併せて実施することは差し支えないものとする。

ｂ　運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

ｃ　普通車特定指導員の運転（停止中を含む。）による観察教習を行う場合は、自らの運転行動に関わる情報（特に危険要因）の取り方や、その情報から起こり得る危険の予測の仕方等を解説し、ときには教習生に質問するなどの方法も効果的であるので、実施方法について工夫すること。

なお、上記方法により教習を行う場合は、運転練習のための「仮免許練習中」の標識を特定教習に用いる普通自動車（以下「特定教習普通自動車」という。）に取り付けることのないようにすること。

ｄ　教習生の運転による教習は、その直後に教習項目２「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めること。

ｅ　特定後写鏡等条件の教習生が補聴器を使用している場合には、一部の教習を除き、補聴器を使用しても差し支えないものとする。

(ｲ)　教習項目２「危険予測ディスカッション」

ａ　本教習は、教習項目１「危険を予測した運転」の教習に引き続き、連続して行わせること。

ｂ　普通車特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導すること。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施方法について工夫させること。

c　本教習における普通車特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目１「危険を予測した運転」における普通車特定指導員に行わせることとすること。

d　教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。

e　特定後写鏡等条件の教習生に対する本教習は、教習項目１「危険を予測した運転」の教習に引き続き、連続して行い、及び「業務指導の標準」の別添第７に掲げる事項について教習を行う必要があることから、普通車特定指導員１人との個別の対話形式により行わせる。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数の特定後写鏡等条件の教習生によるディスカッションを実施させても差し支えない。

カ　「高速道路教習」の教習方法

(ｱ)　教習項目１「高速道路での運転に必要な知識」

本教習は、教習項目２「高速道路での運転」の教習に先立って実施すること。

(ｲ)　教習項目２「高速道路での運転」

a　あらかじめ特定届出教習所から具体的な教習計画を提出させ、これに基づいて高速道路の管理者との緊密な連絡をとるなどして、事故防止上問題がないかを確認した上で、円滑な教習が実施されるよう指導すること。

なお、教習計画の策定に当たっては、事前に教習予定コースを実地踏査させ、教習に適した区間・距離・時間帯及びパーキングエリア等での指導要領等について綿密な検討をすること。

また、できる限り複数の教習コースを設定させ、教習を行う際は、交通規制や交通混雑の状況等を踏まえて、最も当該教習の効果が高いと認められる教習コースを選択させること。

b　本教習における「高速道路」とは、高速自動車国道又は60キロメートル

毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路とする。

c　本教習における実車教習は、高速道路及びこれに接続している一般道路において行うこと。

d　教習生１人当たりの高速道路での実車教習の距離は、おおむね15キロメートル以上となるようにすること。

なお、50キロメートル毎時以下の交通規制が実施されている状況で走行する場合には､教習指導員から高速走行時の留意点を補足説明させること。

e　次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を行わないようにすること。

(a)　通行止めの交通規制が実施されている場合

(b)　交通規制や交通渋滞により、安全、円滑な教習が実施できないと認められる場合

(c)　特定教習普通自動車に異常が認められる場合

f　次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を中止することを検討させること。

(a)　悪天候等により、当該教習を実施することが危険と認められる場合

(b)　出発時には異常ないが、教習中に悪天候等により安全、円滑な教習が実施できない蓋然性が高いと認められる場合

(c)　教習生が極度に緊張している場合

g　本教習は、次のいずれかに該当する場合は、運転シミュレーターにより行うことができるものとする。

(a)　当該届出教習所が高速道路から離れた地域に位置する場合

(b)　ｅ又はｆにより自動車による教習を行わない場合

(c)　その他自動車による教習を行うことが困難な場合

h　運転シミュレーターにより教習を行う場合は、教習生１人当たりの走行距離は、おおむね15キロメートル以上とすること。

なお、模擬走行コースの所定の区間を運転するだけでなく、本線車道への進入や車線変更を繰り返し練習させるなど効果的な教習に努めること。

キ　「普通免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

「普通免許に係る応急救護処置教習」の教習方法については、２(1)カの例

による。

なお、２(1)カに規定する第一種免許に係る応急救護処置教習免除者のうち「現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者」は、「現に大型二輪免許又は普通二輪免許を運転することができる運転免許を受けている者」と読み替えるものとする。

(4)　大型二輪免許及び普通二輪免許に係る特定教習の指導要領

大型二輪免許及び普通二輪免許に係る特定教習の指導要領は、次のとおりとする。

ア　教習の内容

本教習は、「業務指導の標準」の別添第８「大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習カリキュラム」及び別添第10「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行うこと。

イ　指導員の要件

大型二輪車教習は大型二輪車特定指導員、普通二輪車教習は普通二輪車特定指導員が行うこと。

ウ　「危険予測教習」の教習方法

(ｱ)　教習項目１「危険を予測した運転」、４「ケース・スタディ（交差点）」及び５「交通の状況及び道路環境に応じた運転」

当該教習は、大型二輪車、普通二輪車及び運転シミュレーターを用いて行うこと。

(ｲ)　運転シミュレーターによる教習方法

運転シミュレーターによる教習は、「業務指導の標準」の別添第９「危険予測教習指導要領」の「第１　教習項目１「危険を予測した運転」（技能）の指導要領」中、「１運転シミュレーターを使用した教習」に基づいて行うこととすること。

(ｳ)　大型二輪車及び普通二輪車による教習方法

届出教習所のコースにおいて技能教習を行う場合にあっては、教習生に乗車用ヘルメットを着装させ、おおむね５分間のウオーミングアップ走行を行って、教習生の技量のおおまかなみきわめを行い、届出教習所のコースにおける教習に必要な技能について指導すること。

(ｴ)　集団教習

本教習については、集団教習を行うことができるものとする。ただし、聴覚障害者及び聴力に不安があるため、教習を受けるに当たり安全を確保するため特別な対応を受けることを希望する者を含めて集団教習（実車を用いた技能教習）を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、教習生の安全を確保する。

エ　「二人乗り教習」の教習方法

教習項目３「二人乗り運転に関する知識」については、「自動二輪車の二人乗り～安全な乗り方～」（警察庁交通局監修）又はこれと同等以上の視聴覚教材を使用して教習を行うこと。

オ　「大型二輪免許及び普通二輪免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

「大型二輪免許及び普通二輪免許に係る応急救護処置教習」の教習方法については、２(1)カの例による。

なお、２(1)カに規定する第一種免許に係る応急救護処置教習免除者のうち「現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者」は、「現に普通自動車を運転することができる運転免許を受けている者」と読み替えるものとする。

3　大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る特定教習の実施要領

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下、大型第二種免許に係る特定教習を「大型旅客車教習」、中型第二種免許に係る特定教習を「中型旅客車教習」、普通第二種免許に係る特定教習を「普通旅客車教習」という。）の指導要領は、次のとおりとする。

(1)　教習の内容

本教習は、「業務指導の標準」の別添第11「大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習カリキュラム」、別添第12「第二種免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領」及び別添第13「第二種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行うこと。

(2)　指導員の要件

大型旅客車教習は、届出規則第１条第８項第１号に定める大型第二種免許に係る特定指導員に、中型旅客車教習は、届出規則第１条第９項第１号に定める中型第二種免許に係る特定指導員に、普通旅客車教習は、届出規則第１条第10項第１号に定める普通第二種免許に係る特定指導員（以下「大型旅客車等特定指導員」という。）に行わせること。

(3)　１日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者１人に対する１日の技能教習は、３時限を超えないこと。

(4)「危険予測教習」の教習方法

ア　観察教習及びコメンタリードライビングによる教習を合わせて２時限以上行わせるものとすること。ただし、観察教習については、教習生が観察することのみに終始しないよう指導すること。

また、観察教習についてのみ、運転シミュレーターによる教習（集団教習可）を行うことができるものとする。

なお、運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせるこ

とができるものとする。

イ　アの方法による教習を２時限以上連続で行った後、引き続き教習項目２「危険予測ディスカッション」（１時限以上）を行うことが望ましいものとする。

ただし、３時限以上連続で行うことが困難な場合については、次の方法により行わせるものとする。

(ｱ)　観察教習を行った後、引き続き教習項目２「危険予測ディスカッション」を行い、その後近接した機会（教習と教習の間に他の教習を挟まないもの）にコメンタリードライビングを行うものとする。

(ｲ)　観察教習を行った後、これに近接した機会にコメンタリードライビングを行い、それに引き続き教習項目２「危険予測ディスカッション」を行うものとする。

ウ　観察教習並びに上記イの方法により本教習及び教習項目２「危険予測ディスカッション」を３時限以上連続で行う場合におけるコメンタリードライビングについてのみ、複数教習を行うことができるものとする。

なお、複数教習を行う場合は、それぞれの教習生の運転できる機会が均等になるよう配意すること。

(5)　「危険予測ディスカッション」の教習方法

ア　教習項目１「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本項目を行わせることが望ましいものとする。

ただし、３時限以上連続して行うことができない場合にあっては、上記(4)教習項目１「危険を予測した運転」の教習方法におけるイ(ｱ)、(ｲ)の方法により、少なくとも技能教習を１時限以上行った後に引き続き連続して行うこと。

イ　大型旅客車等特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるものとすること。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行うなど、実施方法について工夫すること。

ウ　本教習における大型旅客車等特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目１「危険を予測した運転」における指導員に引き続き行わせるものとすること。

エ　教習生の人数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。

(6)　「夜間教習」の教習方法

ア　原則として、日没後、道路において行うこと。

イ　ただし、次のいずれかの方法による場合は、アによる教習を行わなくてもよいものとする。

(ｱ)　運転シミュレーターを使用して行う場合

(ｲ)　教習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる教習、暗室における教習又は届出教習所のコースにおける教習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続きアによる教習を行う場合（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）

ウ　ア、イにより教習を行うことが困難な場合にあっては、次のいずれの要件も満たすものに限り行わせることができるものとする。

(ｱ)　日没に近接した時間に行うもの

(ｲ)　教習の一部として運転シミュレーターによる教習又は暗室による教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き届出教習所のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間の短い場合に限る。）

(ｳ)　教習中に日没となった場合は、(ｲ)の方法によるコースにおける走行に変えて道路における教習を行っても差し支えないものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。

エ　留意事項

(ｱ)　日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。

(ｲ)　擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40％以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの）を使用させること。

また、あらかじめ届出教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行わせること。

(ｳ)　道路における教習を行う場合は、中央分離帯のないコースで車内の照明を点灯（大型旅客車及び中型旅客車教習のみ）させて行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが､設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定すること｡)。

オ　本教習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団教習によることができるものとする。

カ　暗室における教習については、施設の規模により適正な教習が実施できる人数とすること。

(7)　「悪条件下教習」の教習方法

ア　道路又は届出教習所のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る教習を行う場合は、凍結又は積雪の状態にある路面での走行に限ること。

また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限ること。

イ　ただし、アの方法に代えて次のいずれかの方法により行わせることができるものとする。

(ｱ)　運転シミュレーターを使用して行うもの

(ｲ)　スキッド教習によるもの

(ｳ)　教習の一部として運転シミュレーターによる教習を行った後、引き続き上記アの方法による教習を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）

ウ　なお、道路における教習又は届出教習所のコースにおける教習において、実際の悪条件下における運転に係る教習を行う場合、又はスキッド教習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明すること。

エ　運転シミュレーターによる教習又はスキッド教習を行う場合は、集団教習を行うことができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド教習を集団で行う場合は、運転しない他の教習生は安全な場所で見学する方法によるものとすること。

オ　大型旅客車教習にあっては、大型自動車（バス型、乗車定員30人以上)、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）又は普通自動車を、中型旅客

車教習にあっては、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）又は普通自動車を、普通旅客車教習にあっては普通自動車を使用すること（届出規則第１条第８項第３号の表、第９項第３号の表及び第10項第３号の表）。

(8)　「身体障害者等への対応」の教習方法

ア　大型旅客車教習にあっては、バス型の大型自動車（及び必要に応じバス型の中型自動車又は普通自動車）を、中型旅客自動車教習にあっては、バス型の中型自動車（及び必要に応じバス型の大型自動車又は普通自動車）を、普通旅客車教習にあっては、普通自動車（及び必要に応じバス型の大型自動車又はバス型の中型自動車）を用い、届出教習所のコースその他の設備において実習形式により行うこと。

イ　教習の一部として車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、大型旅客車等特定指導員又は教習生が互いに運転者又は乗客となって実習を行わせること。

なお、この場合車椅子を使用することが望ましいものとするが、車椅子に代えて椅子を使用しても差し支えないものとする。

ウ　教習の一部（約20分以内）については、映画、ビデオ等を使用した教習を行うことができるものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。

エ　１人の大型旅客車等特定指導員に対し、教習生の人数は６人以下とすること。

オ　本教習については、大型旅客車教習、中型旅客車教習及び普通旅客車教習を合同で行うことができるものとする。

(9)　「大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

「大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応急救護処置教習」の教習方法については、次に掲げるものによるほか２(1)カの例によるものとする。

ア　教習方法

できるだけ講義及び実技方式の教習を６時限以上連続で実施させるよう指導すること。ただし、やむを得ず分割して実施する場合は、講義は連続２時限以上実施するとともに、前半の教習を実施した後、近接した機会（教習と教習の

間に他の教習は挟まないこと。）に残りの教習を連続して２時限以上ずつ実施すること。

イ　模擬人体装置の数

模擬人体装置の数は、教習生４人に対して「大人全身」２体及び「乳児全身」１体（「大人全身」１体、「大人半身」１体及び「乳児全身」１体でも可。）とすること。

ウ　模擬人体装置の基準

模擬人体装置は、「業務指導の標準」の別添第13「第二種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に対応したものであって、胸骨圧迫（心臓マッサージ)、気道確保、人工呼吸その他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能（届出規則第１条第８項第３号、第９項第３号又は第10項第３号の表の「気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識」の項の第２欄の１）を有し、かつ、２(1)カ(ｴ)に掲げる基準に適合したものを使用すること。

エ　合同教習の方法

本教習は、大型旅客車教習、中型旅客車教習及び普通旅客車教習を合同で実施することができるものとする。

なお、合同教習により実施する場合には、大型旅客車特定指導員、中型旅客車特定指導員又は普通旅客車特定指導員であり、かつ、公安委員会が第二種免許に係る応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限り行うこと。

オ　指導員の要件

届出規則第１条第８項第３号、第９項第３号及び第10項第３号の規定に係る「公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者」とは、

(ｱ)　第二種免許に係る応急救護処置指導員の養成を行う講習として公安委員会が認めるものを受け、その課程を修了した者

(ｲ)　公安委員会が応急救護処置の指導に関し(ｱ)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

のいずれかに該当する者とする。

カ　免除対象者

第二種免許に係る応急救護処置教習の免除対象者は、２(1)カ(ｷ)に規定する者から、「現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者」を除いたものとする（届出規則第１条第８項第３号の表備考第９号、第９項第３号の表備考第９号及び第10項第３号の表備考第９号)。

審　査　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名：道路交通法施行令
根　拠　条　項：第33条の５の３第２項第１号ハ
処 分 の 概 要：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係るものに限る。）
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第１条第６項及び第７項（指定の基準等）
審　査　基　準：大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり（別紙については、K-6-1ページからK-6-39ページまでを参照）
標 準 処 理 期 間：30日（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：運転免許課
問　合　せ　先：運転免許課自動車教習所係（電話024-591-4372）
備　　考：

審　査　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名：道路交通法施行令
根　拠　条　項：第33条の５の３第４項第１号ハ
処 分 の 概 要：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係るものに限る。）
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第１条第８項、第９項及び第10項（指定の基準等）
審　査　基　準：大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり（別紙については、K-6-1ページからK-6-39ページまでを参照）
標 準 処 理 期 間：30日（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：運転免許課
問　合　せ　先：運転免許課自動車教習所係（電話024-591-4372）
備　　考：

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：道路交通法施行令
根　拠　条　項：第34条第３項第２号
処 分 の 概 要：旅客自動車の運転に関する教習を行う施設の指定
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準：旅客自動車の運転に関する教習を行う施設の指定の基準は、別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：30日（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：運転免許課
問　合　せ　先：運転免許課自動車教習所係（電話024-591-4372）
備　　考：

別紙

凡例
1　「法」･･･道路交通法（昭和35年法律第105号）
2　「令」･･･道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
3　「府令」･･･道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
4　「技能検定員審査規則」･･･技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）
5　「教習規則」･･･指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）
6　「教習の標準」･･･指定自動車教習所の教習の標準について（通達）（令和元年11月15日付け警察庁丙運発第30号）

令第34条第３項第２号又は第４項第２号の旅客自動車の運転に関する教習（法第96条第５項の運転経験２年の規定を適用して第二種免許を受けようとする者に対して行う教習）を行う施設（以下「旅客自動車教習所」という。）の指定の基準は、次によること。

1　届出

法第98条第２項に基づく届出をしていること。

2　管理者

令第35条第１項に規定する指定教習所の管理者と同一の要件を備えた管理者（当該施設の運営を直接管理する地位にある者をいう。）が置かれていること。

3　指導員

次に掲げる要件を備えた教習指導員が置かれていること。

ア　24歳以上の者であること。

イ　その者が従事する技能教習に用いられる自動車に係る教習指導員資格者証及び第二種免許を現に受けている者で、第二種免許を受けた後における自動車（大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車を除く。）の運転の経験が３年以上の者であること。

4　コース

次に掲げる要件を備えた技能教習のための施設を有するものであること。

ア　コース敷地の面積が8,000平方メートル以上のものであること。

イ　コースの種類、形状及び構造が府令別表第３に適合するものであること。

5　教習車両

次に掲げる要件を備えた技能教習を行うため必要な種類の自動車を備えていること。

ア　教習指導員が応急の措置を講ずることができる装置を備えているものであること。

イ　自動車の大きさ等は、警察庁交通局運転免許課発行の「指定自動車教習所の業務指導の標準」（以下「業務指導の標準」という。）の別添９に適合するものであること。

6　施設

技能教習及び学科教習を行うために必要な建物その他の設備を備えていること。

7　教習時間

技能教習及び学科教習の時間は、「業務指導の標準」の別添10に適合するものであること。

8　教習方法

技能教習及び学科教習の方法は、次に掲げる基準に適合しているものであること。

(1) 教習計画の作成

あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて教習を行うこと。

(2) 教習期間

大型自動車、中型自動車、普通自動車の教習にあっては１年以内に、その他の自動車の教習にあっては３月以内に教習を修了すること。

(3) 技能教習実施上の留意事項

技能教習については、次のとおりとすること。

ア　要件を備えた教習指導員が教習を受ける者の運転する自動車に同乗して教習を行うこと。

イ　教習を受ける者１人に対する教習時限は、１日３時限以下とすること。

ウ　各段階別の最後の教習時限に教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ次の段階の教習を行うこと。ただし、第３段階の教習効果の確認を行うときは、第３段階及びそれ以前の段階の教習について行うこととし、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

エ　同時に使用する自動車１台当たりのコース面積が200平方メートル以下とならないようにして教習を行うこと。

(4) 学科教習実施上の留意事項

学科教習については、次のとおりとすること。

ア　要件を備えた教習指導員が教習を行うこと。

イ　教本、視聴覚教材、模型等教習に必要な教材を使用すること。

ウ　必要な教習項目については、実習を行うこと。

エ　教習の最後に教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

9　大型自動車又は中型自動車による教習を実施する場合

(1)　大型自動車による教習を実施する場合

　路上教習開始前に大型自動車（バス型、乗車定員30人以上、長さ10.00メートル以上、幅2.40メートル以上、最遠軸距5.15メートル以上）を使用した大型仮免許の試験を受けさせること。

(2)　中型自動車による教習を実施する場合

　路上教習開始前に中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下、長さ8.20メートル以上、幅2.25メートル以上、最遠軸距4.20メートル以上）を使用した中型仮免許の試験を受けさせること。

10　修了証明書

　所定の期間内に技能教習及び学科教習を修了した者に対し、別記様式の修了証明書を発行すること。

別記様式

第　　号

旅　客　自　動　車　教　習　所　修　了　証　明　書

押出しスタンプ	住　　所 氏　　名

年　　月　　日生

自動車の種類	

上記の者は、　　年　　月　　日本　　における旅客自動車の教習を修了した者であることを証明する。

年　　月　　日

所在地

公安委員会指定

名　称

管理者　　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：道路交通法施行令
根　拠　条　項：第34条第４項第２号
処 分 の 概 要：牽引自動車によって旅客用車両を牽引して牽引自動車を運転することに関する教習を行う施設の指定
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準：牽引自動車によって旅客用車両を牽引して牽引自動車を運転することに関する教習を行う施設の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い教習の課程を指定する（別紙についてはK-9-1ページからK-9-4ページまでを参照)。
標 準 処 理 期 間：30日（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：運転免許課
問　合　せ　先：運転免許課自動車教習所係（電話024-591-4372）
備　　考：

審　査　基　準

令和元年12月14日作成

法　　令　　名：遺失物法施行令
根　拠　条　項：第５条第５号
処 分 の 概 要：特例施設占有者の指定
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 遺失物法第17条（特例施設占有者） 遺失物法施行令第５条第５号（特例施設占有者の要件） 遺失物法施行規則第２８条第１項（申請） 遺失物法施行規則第２８条第２項（申請書の提出） 遺失物法施行規則第２８条第３項（申請書の添付書類）
審　査　基　準： ①遺失物法施行令第５条第５号イ 法第４条第２項の規定による交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数が前各号に掲げる者に準じて多数に上ると認められるとは、当該施設における推定による１か月間の法第４条第２項の規定により交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数が遺失物法施行令第５条第１号から第４号までに掲げる者に係る施設における１か月間の法第４条第２項の規定により交付を受け、又は自ら拾得をする物件の平均的な数と同等以上であることをいう。 ②遺失物法施行令第５条第５号ハ 法第４条第２項の規定による交付を受け、又は自ら拾得をする物件を適切に保管するために必要な施設及び人員を有する者であるとは、物件の滅失、毀損、盗難等を防ぐため、堅固で施錠が可能な保管用の設備を有するなど物件を適切に保管し得る施設を保有し、並びに物件の保管に係る責任者及び保管する物件の多寡に応じて必要と認められる数の専従又は兼務の保管に係る事務の担当者を配置している者であることをいう。
標 準 処 理 期 間：４０日
申　　請　　先：申請書は、警察本部警務部会計課監査係宛てに提出してください。
問 い 合 わ せ 先：福島県警察本部警務部会計課監査係
備　　考：

審　査　基　準

令和５年９月19日作成

法　　令　　名：道路交通法施行規則
根　拠　条　項：第１条第２項第１号
処 分 の 概 要：乳母車の確認
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め ：
審　査　基　準： 申請に係る乳母車を特定の方法により通行させることが他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることにつき確認するもの。確認を行う場合の具体例としては ①　経路が特定されており、申請に係る乳母車の大きさに照らして、当該経路（歩道等）が十分な幅員を有している場合（なお、経路の一部の幅員が十分と言えない場合でも、短距離であるなど、他の歩行者の通行を妨げるおそれがあるとまでは言えない場合も確認を行う。） ②　特定した経路中に見通しの悪い交差点等があり、乳母車の後方で操作する場合に他の歩行者との衝突等の危険が生じる可能性がある場合でも、適切な安全措置（乳母車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなど）をとる場合 等である。 なお、 ○　上記①、②等の検討を行うに当たっては、主な使用時間帯における当該経路の交通量を考慮すること。 ○　上記①、②等を満たす複数の経路を同時に確認してもよい。
標 準 処 理 期 間：７日（行政庁の休日を含まない。）ただし、２以上の警察署の管轄にわたる場合は、当該期間に、他の警察署長との協議に要する期間を加えた期間とする。
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の交通課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：申請書を提出した警察署の交通課窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和５年９月19日作成

法　　令　　名：道路交通法施行規則
根　拠　条　項：第１条の５第２項
処 分 の 概 要：身体障害者用の車の確認
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め ：
審　査　基　準： 警察署長の確認が行われることとなる具体例は、 ○　身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を身体障害者用の車に取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合 ○　頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を身体障害者用の車に取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合 ○　一方の下肢は障害により動かすことができないが、他方の下肢は動かすことができる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の身体障害者用の車を使用する場合 等である。
標 準 処 理 期 間：５日（行政庁の休日を含まない。）
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の交通課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：申請書を提出した警察署の交通課窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

令和元年12月１日作成

法　　令　　名：道路交通法施行規則
根　拠　条　項：第30条の13第１項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第30条の13第２項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審　査　基　準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：運転免許センターは即日、警察署は８日間（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：運転免許課、警察署交通課（係）
問　合　せ　先：運転免許課免許係（電話024-591-4372）、警察署交通課（係）
備　　考：

審　査　基　準

平成１９年８月２７日作成

法　　令　　名：警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則
根　拠　条　項：第７条第２項
処　分　の　概　要：警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法　令　の　定　め：
審　査　基　準：
標準処理期間：１４日（うち経由機関４日）
申　　請　　先：　申請書は、あなたが受講申込を申請した警察署の生活安全課・係に提出してください。
問い合わせ先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１９年８月２７日作成

法　　令　　名：警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則
根　拠　条　項：第１２条第２項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：１４日（うち経由機関４日）
申　　請　　先：　申請書は、あなたが受講申込を申請した警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法施行規則
根　拠　条　項：第45条
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法施行規則
根　拠　条　項：第55条第２項において準用する第45条
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法施行規則
根　拠　条　項：第61条第２項において準用する第45条
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法施行規則
根　拠　条　項：第66条第２項において準用する第45条
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法施行規則
根　拠　条　項：第72条第２項において準用する第45条
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：申請書は、申請に係る営業所を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問　合　せ　先：申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成29年10月１日作成

法　　令　　名：技能検定員審査等に関する規則
根　拠　条　項：第５条第２項
処 分 の 概 要：技能検定員審査合格証明書の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：７日（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：運転免許課
問　合　せ　先：運転免許課自動車教習所係（電話024-591-4372）
備　　考：

審　査　基　準

平成29年10月１日作成

法　　令　　名：技能検定員審査等に関する規則
根　拠　条　項：第８条第１項
処 分 の 概 要：技能検定員資格者証の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：７日（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：運転免許課
問　合　せ　先：運転免許課自動車教習所係（電話024-591-4372）
備　　考：

審　査　基　準

平成29年10月１日作成

法　　令　　名：技能検定員審査等に関する規則
根　拠　条　項：第13条第２項
処 分 の 概 要：教習指導員審査合格証明書の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：７日（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：運転免許課
問　合　せ　先：運転免許課自動車教習所係（電話024-591-4372）
備　　考：

審　査　基　準

平成29年10月１日作成

法　　令　　名：技能検定員審査等に関する規則
根　拠　条　項：第16条第１項
処 分 の 概 要：教習指導員資格者証の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：７日（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：運転免許課
問　合　せ　先：運転免許課自動車教習所係（電話024-591-4372）
備　　考：

審　査　基　準

平成１２年６月２７日作成

法　　令　　名：　古物営業法施行規則
根　拠　条　項：　第１２条第１項
処 分 の 概 要：　行商従業者証及び標識の様式の承認
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第１１条第２項（行商従業者証） 古物営業法第１２条（標識） 古物営業法施行規則第１０条（行商従業者証の様式） 古物営業法施行規則第１１条（標識の様式）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：　３０日
申　　請　　先：　申請書は、申請に係る団体を管轄する警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　　査　　基　　準

平成１７年3月２２日作成

法　　令　　名　：　古物営業法施行規則
根　拠　条　項　：　第 23 条
処 分 の 概 要　：　盗品売買等防止団体の承認
原権者（委任先）　：　福島県公安委員会
法 令 の 定 め　： 古物営業法施行規則第 22 条（盗品売買等防止団体に係る承認の申請）
審　査　基　準　： 盗品売買等防止団体の承認の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間　：　６０日（うち経由機関５０日）
申　　請　　先　：　申請書は、業務の本拠となる事務所の所在地を管轄する警察署の生活安全課・係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先　：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考　：

別　紙

盗品売買等防止団体に係る承認の申請は、古物営業法施行規則（以下「規則」という。）第 22 条のとおりであり、承認は規則第 23 条に規定する要件を満たすものについて行うが、その基準は、規則の定めのほか、次のとおりである。

1　規則第 22 条第３項関係

(1)　第４号の「資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面」とは、財産目録並びに財産目録に記載した各財産の権利及び価額を証明する書面を指す。

(2)　第５号の「回答業務に関する事業計画書及び収支予算書」は、回答業務に関する部分に限る必要はないが、回答業務に関する部分が明らかにされている必要がある。

2　規則第 23 条第１号関係

「回答業務を実施する旨の定め」については、定款等に「回答業務」と明記されている必要はないが、例えば「盗品等に関する情報を管理、活用する」というように、承認を申請する法人その他の団体において回答業務を実施することが明確に確認できるものであることが必要である。

3　規則第 23 条第３号関係

(1)　規則第 23 条第３号の「業務規程」については、規則第 22 条第４項各号に規定される事項が記載されている必要がある。

ア　規則第 22 条第４項第１号の「実施の方法」については、回答業務に用いられる電子計算機の構成、照会・回答の具体的な方法、権限のない者による照会を排除するための措置が記載されていることが必要である。

イ　規則第 22 条第４項第２号の「利用する者の範囲」については、利用する者（以下「利用者」という。）の名称等の特定までは要しないが、例えば「承認を申請する法人その他の団体の会員」というように、「古物商、古物市場主若しくは古物競りあっせん業者又はこれらの者を直接若しくは間接の構成員とする団体」の中から、その範囲が明確に特定されて記載されていることが必要である。

また、業務規程又は情報管理規程に違反した者に対する除名処分の規定が設けられていることが必要である。

ウ　規則第 22 条第４項第３号の「回答業務を実施する時間及び休日に関する事項」については、回答業務が確実に行われるよう、回答業務を行う日が、原則週５日以上確保されている必要がある。

エ　規則第 22 条第４項第４号の「回答業務の実施に関し必要な事項」については、外部への業務委託がなされる場合には、その旨記載されていることが必要である。外部委託の範囲については、回答業務はあくまで盗品売買等防止団体が行うものであるから、電子計算機の保守点検等回答業務の付随的な部分に限られていなければならない。

また、業務規程には、照会の結果、盗品等と判明した場合における利用者の警察への通報に関する規定が定められていることが必要である。

(2)　規則第 23 条第３号の「情報管理規程」については、規則第 22 条第５項各号に規定される事項が記載されている必要がある。

ア　規則第 22 条第５項第１号の「職員の意識の啓発及び教育」については、同項第２号の「回答業務に関して知り得た情報の管理及び使用に係る事務を統括管理する者」（以下「情報管理責任者」という。）を実施責任者とし、少なくとも年１回実施するなど、職員の意識の啓発及び教育に必要な措置を講じる旨が定められている必要がある。

また、情報管理責任者は、当該措置について、随時盗品売買等防止団体の代表者に報告するよう定められている必要がある。

イ　規則第 22 条第５項第２号の情報管理責任者の「指定」については、回答業務の適正かつ確実な実施について責任を有する者を指定することが定められている必要がある。

ウ　規則第 22 条第５項第３号の「回答業務に関して知り得た情報の記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項」及び同項第４号の「回答業務に関して知り得た情報の適正な管理又は使用を図るため必要な措置に関する事項」については、次のとおりとする。

(ｱ)　回答業務に関して知り得た情報（以下「特定情報」という。）又は特定情報の記録された物は、その収集目的又は盗品売買等防止団体の活動上の必要性に照らし管理又は使用する必要がなくなった場合には、消去又は廃棄しなければならないこととし、これについては、特定情報を復元することができない方法により行うよう定められている必要がある。

(ｲ)　情報管理責任者は、特定情報の記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項について、随時盗品売買等防止団体の代表者に報告するよう定められている必要がある。

(ｳ)　特定情報を取り扱う者が、業務上必要と認められる職員に限定されるよう、その範囲を明らかにしておくことが必要である。

(ｴ)　利用者及び盗品売買等防止団体の職員による、盗品等に関する情報の目的外利用を禁ずる旨が定められている必要がある。

(ｵ)　利用者及び盗品売買等防止団体の職員による情報の不正な取扱いが判明した場合における速やかな実態調査、都道府県公安委員会への報告等の措置が定められている必

要がある。

(ｶ)　特定情報を電子計算機を用いて処理又は管理する場合は、次の事項が定められている必要がある。

a　電子計算機の操作は、あらかじめ情報管理責任者の指定する者以外の者が行ってはならないこと。

b　情報管理責任者は、情報の出力等を行うために必要なパスワードを設定、管理し、必要に応じてこれを変更すること。

c　情報管理責任者は、電子計算機への不正なアクセスを防止するために必要な措置を講じることとし、特定情報へのアクセス状況について、定期的に点検するとともに、必要に応じて臨時点検を行い、その管理状況を盗品売買等防止団体の代表者に報告すること。

4　規則第 23 条第 4 号関係

「上記に掲げるもののほか、回答業務を適正かつ確実に実施することができると認められるものであること」については、人的及び経理的基礎の有無、就業規則、職員給与規程、会計処理規程等の有無等、規則第 23 条第 1 号から同条第 3 号までに掲げる要件以外の観点から、適正かつ確実に回答業務を行い得るか判断するものである。

5　その他

都道府県ごとに一の盗品売買等防止団体に限って承認するという数的な限定はないので、規則に規定する要件を満たすものであれば、承認を受けることができる。

審　査　基　準

令和３年12月21日作成

法　　令　　名：犯罪被害者等早期援助団体に関する規則
根　拠　条　項：第３条第２項
処 分 の 概 要：犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等の変更の承認
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第１項及び第２項(犯罪被害者等早期援助団体) 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第１条(指定の申請)、第４条(指定)、第５条(犯罪被害相談員等の要件)
準拠基準：犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等の変更の承認は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律における犯罪被害者等早期援助団体に関する規定及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の規定の内容並びに解釈及び運用上の留意事項について（通達)」（令和２年12月15日付け警察庁丙給厚発第132号）の別添を参照して行うものとする。
処　理　期　間：犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等の変更の承認については、申請に係る法人の具体的事業内容、資産等から個別具体的な判断を行う必要があるため、具体的な標準処理期間を設けることが困難であり、標準処理期間は定めないこととしている。
申　　請　　先：警察本部警務部県民サービス課
問 い 合 わ せ 先：警察本部警務部県民サービス課犯罪被害者支援室
備　　考：024-522-2151　内線2522

審査基準

平成１７年１０月４日作成

法　　令　　名：　確認事務の委託の手続等に関する規則
根　拠　条　項：　第９条第２項
処　分　概　要：　駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法　令　の　定　め：
審　査　基　準： 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間：　１４日以内
申　　請　　先：　申請書は福島、郡山、会津若松又はいわき中央警察署の交通課に提出してください。
問い合わせ先：　福島県交通部交通指導課駐車対策係
備　　考：

審査基準

平成１７年１０月４日作成

法　　令　　名：　確認事務の委託の手続等に関する規則
根　拠　条　項：　第１０条第５項
処　分　概　要：　認定書の再交付
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法　令　の　定　め： 　確認事務の委託の手続等に関する規則第９条第２項
審　査　基　準： 　判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間：　１４日以内
申　　請　　先：　申請書は福島、郡山、会津若松又はいわき中央警察署の交通課に提出してください。
問い合わせ先：　福島県交通部交通指導課駐車対策係
備　　考：

審査基準

平成１７年１０月４日作成

法　　令　　名：　確認事務の委託の手続等に関する規則
根　拠　条　項：　第１３条第１項
処　分　概　要：　駐車監視員資格者証の書換え交付
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法　令　の　定　め： 　確認事務の委託の手続等に関する規則第１３条第３項
審　査　基　準： 　判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間：　１４日以内
申　　請　　先：　申請書は福島、郡山、会津若松又はいわき中央警察署の交通課に提出してください。
問い合わせ先：　福島県交通部交通指導課駐車対策係
備　　考：

審査基準

平成１７年１０月４日作成

法　　令　　名：　確認事務の委託の手続等に関する規則
根　拠　条　項：　第１３条第２項
処　分　概　要：　駐車監視員資格者証の再交付
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法　令　の　定　め： 　確認事務の委託の手続等に関する規則第１３条第３項
審　査　基　準： 　判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間：　１４日以内
申　　請　　先：　申請書は福島、郡山、会津若松又はいわき中央警察署の交通課に提出してください。
問い合わせ先：　福島県交通部交通指導課駐車対策係
備　　考：

審　査　基　準

平成１９年８月２７日作成

法　　令　　名：探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則
根　拠　条　項：第４条第２項
処 分 の 概 要：探偵業届出証明書の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 探偵業の業務の適正化に関する法律第４条第３項（探偵業届出証明書の交付）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：３日
申　　請　　先：　申請者は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１９年８月２７日作成

法　　令　　名：　火薬類取締法
根　拠　条　項：　第１７条第１項
処 分 の 概 要：　猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　火薬類取締法第１７条第１項第１号～第３号、第５号～第６号、同第２項（譲渡又は譲受の許可）、同第５０条の２（猟銃用火薬類の特則） 　火薬類取締法施行令第１２条（政令で定める火薬） 　猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第２条（譲渡の許可の申請）、同第３条（譲受けの許可の申請）、同第４条（無許可譲受数量）、同第１３条（申請及び届出の手続き）
審　査　基　準： 　銃砲を所持又は輸入しない者が実包を譲受けようとする場合等火薬類の譲渡又は譲受の目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に使用するおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。
標 準 処 理 期 間：　３日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：　申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１９年８月２７日作成

法　　令　　名：　火薬類取締法
根　拠　条　項：　第１７条第８項
処 分 の 概 要：　譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　火薬類取締法第１７条第８項（譲渡許可証等の再交付の申請）、同第５０条の２（猟銃用火薬類等の特則） 　火薬類取締法施行令第１２条（政令で定める火薬） 　猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第７条第１項（譲渡許可証等の再交付の申請）、同第１３条（申請及び届出の手続）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：　１日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：　申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１９年８月２７日作成

法　　令　　名：　火薬類取締法
根　拠　条　項：　第１９条第４項
処 分 の 概 要：　運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　火薬類取締法第１７条第８項、同第１９条第４項（運搬証明書の再交付の申請） 　火薬類の運搬に関する内閣府令第５条（運搬証明書の再交付の申請）、同第８条（運搬の届出等の経由）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：　１日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：　申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１９年８月２７日作成

法　　令　　名：　火薬類取締法
根　拠　条　項：　第２４条第１項
処 分 の 概 要：　猟銃用火薬類等の輸入の許可
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　火薬類取締法第２４条第１項・第２項（猟銃用火薬類等の輸入の許可）、同第５０条の２（猟銃用火薬類等の特則） 　火薬類取締法施行令第１２条（政令で定める火薬） 　猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第３条第２項・第３項、同第９条第１項（輸入の許可の申請）、同第１３条（申請及び届出の手続）
審　査　基　準： 　銃砲を所持又は輸入しない者が実包を輸入しようとする場合等火薬類の輸入の目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に使用するおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。
標 準 処 理 期 間：　５日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：　申請書は、陸揚げ地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１９年８月２７日作成

法　　令　　名：　火薬類取締法
根　拠　条　項：　第２５条第１項
処 分 の 概 要：　猟銃用火薬類等の消費の許可
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　火薬類取締法第２５条第１項・第２項（猟銃用火薬類等の消費の許可）、同第５０条の２（猟銃用火薬類等の特則） 　火薬類取締法施行令第１２条（政令で定める火薬） 　猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第３条第２項・第３項、同第１１条（消費の許可の申請）、同第１２条（無許可消費数量）、同第１３条（申請及び届出の手続）
審　査　基　準： 　当該火薬類の爆発又は燃焼が、 （1）　人の生命、身体又は財産に直接又は間接に危険を生じさせるおそれがあるとき （2）　他の法令で禁止されているとき 等公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、許可しない。
標 準 処 理 期 間：　５日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：　申請書は、消費地を管轄する警察署の生活安全課・係窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：　申請書を提出した警察署の生活安全課・係窓口にしてください。
備　　考：

審　査　基　準

平成１９年８月２７日作成

法　　令　　名：	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根　拠　条　項：	第５９条第９項
処 分 の 概 要：	運搬証明書の書換え
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第５条（運搬証明書の記載事項の変更）
審　査　基　準：	
標 準 処 理 期 間：	２日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：	申請書は、警察本部生活安全部生活環境課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：	警察本部生活安全部生活環境課
備　　考：	

審　査　基　準

平成１９年８月２７日作成

法　　令　　名：	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根　拠　条　項：	第５９条第１０項
処 分 の 概 要：	運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第６条（運搬証明書の再交付）
審　査　基　準：	
標 準 処 理 期 間：	２日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：	申請書は、警察本部生活安全部生活環境課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：	警察本部生活安全部生活環境課
備　　考：	

審　査　基　準

平成１２年６月２７日作成

法　　令　　名：　自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
根　拠　条　項：　第１２条第３項
処 分 の 概 要：　防犯登録を行う者の指定
原権者（委任先）：　福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：　３０日
申　　請　　先：　福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
問 い 合 わ せ 先：　福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：

審　査　基　準

令和５年９月13日作成

法　　令　　名：災害対策基本法施行令
根　拠　条　項：第33条第１項
処 分 の 概 要：緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：福島県知事、福島県公安委員会
法 令 の 定 め ： 災害対策基本法施行規則第６条第１項、第２項
審　査　基　準： 車両の使用者の申出を受けた福島県公安委員会は、当該車両が以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 １　災害応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 ２　災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 ３　１及び２以外の場合であって、災害応急対策を実施するための車両であること。
標 準 処 理 期 間：１日
申　　請　　先：警察本部交通規制課、警察署
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通規制課、警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和５年９月13日作成

法　　令　　名：災害対策基本法施行令
根　拠　条　項：第33条第２項
処 分 の 概 要：災害発生前における緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：福島県知事、福島県公安委員会
法 令 の 定 め ： 災害対策基本法施行規則第６条第１項、第２項
審　査　基　準： 車両の使用者の申出を受けた福島県公安委員会は、当該車両が災害対策基本法第50条第２項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることに加え、以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 １　災害応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 ２　災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 ３　１及び２以外の場合であって、災害応急対策を実施するための車両であること。
標 準 処 理 期 間：10日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：警察本部交通規制課、警察署
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通規制課、警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和５年９月13日作成

法　　令　　名：大規模地震対策特別措置法施行令
根　拠　条　項：第12条第１項
処 分 の 概 要：緊急輸送車両の確認
原権者（委任先）：福島県知事、福島県公安委員会
法 令 の 定 め ： 大規模地震対策特別措置法施行規則第６条第１項、第２項
審　査　基　準： 車両の使用者の申出を受けた福島県公安委員会は、当該車両の使用目的が以下のいずれかを満たすこととなると認めるときは、確認をすることができる。 １　強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要な車両であること。 ２　地震防災応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 ３　地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 ４　２及び３以外の場合であって、地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要な車両であること。
標 準 処 理 期 間：１日
申　　請　　先：警察本部交通規制課、警察署
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通規制課、警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和５年９月13日作成

法　　令　　名：大規模地震対策特別措置法施行令
根　拠　条　項：第12条第２項
処 分 の 概 要：警戒宣言が発せられる前における緊急輸送車両の確認
原権者（委任先）：福島県知事、福島県公安委員会
法 令 の 定 め ： 大規模地震対策特別措置法施行規則第６条第１項、第２項
審　査　基　準： 車両の使用者の申出を受けた福島県公安委員会は、当該車両が大規模地震対策特別措置法第21条第２項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両であることに加え、当該車両の使用目的が以下のいずれかを満たすこととなると認めるときは、確認をすることができる。 １　強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要な車両であること。 ２　地震防災応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 ３　地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 ４　２及び３以外の場合であって、地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要な車両であること。
標 準 処 理 期 間：10日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：警察本部交通規制課、警察署
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通規制課、警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和５年９月13日作成

法　　令　　名：大規模地震対策特別措置法施行規則
根　拠　条　項：第６条の３第１項
処 分 の 概 要：標章及び証明書の書換え交付
原権者（委任先）：福島県知事、福島県公安委員会
法 令 の 定 め ： 大規模地震対策特別措置法施行規則第６条の３第２項
審　査　基　準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：５日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：警察本部交通規制課、警察署
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通規制課、警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和５年９月13日作成

法　　令　　名：大規模地震対策特別措置法施行規則
根　拠　条　項：第６条の４第１項
処 分 の 概 要：標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）：福島県知事、福島県公安委員会
法 令 の 定 め ： 大規模地震対策特別措置法施行規則第６条の４第２項
審　査　基　準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：５日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：警察本部交通規制課、警察署
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通規制課、警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和５年９月６日作成

法　　令　　名：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令
根　拠　条　項：第３条の２
処 分 の 概 要：運搬証明書の書換え
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第17条第５項 （運搬証明書の書換え）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：２日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：申請書は、福島県警察本部生活安全部生活安全企画課に提出してください。
問　合　せ　先：福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：

審　査　基　準

令和５年９月６日作成

法　　令　　名：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令
根　拠　条　項：第３条の３
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第17条第５項 （運搬証明書の再交付）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：２日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：申請書は、福島県警察本部生活安全部生活安全企画課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：

審　査　基　準

令和５年９月６日作成

法　　令　　名：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
根　拠　条　項：第21条
処 分 の 概 要：運搬証明書の書換え
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第21条（運搬証明書の書換え）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：２日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：申請書は、福島県警察本部生活安全部生活安全企画課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：

審　査　基　準

令和５年９月６日作成

法　　令　　名：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
根　拠　条　項：第22条
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：福島県公安委員会
法 令 の 定 め： 　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第22条（運搬証明書の再交付）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：２日以内（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：申請書は、福島県警察本部生活安全部生活安全企画課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：

審　査　基　準

令和５年９月13日作成

法　　令　　名：原子力災害対策特別措置法施行令
根　拠　条　項：第８条第１項
処 分 の 概 要：原子力緊急事態宣言の公示前における緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：福島県知事、福島県公安委員会
法 令 の 定 め ： 災害対策基本法施行令第33条第２項、災害対策基本法施行規則第６条第１項、第２項
審　査　基　準： 車両の使用者の申出を受けた福島県公安委員会は、当該車両が原子力災害特別措置法第26条第２項の規定において緊急事態応急対策を実施しなければならない者の車両であることに加え、以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 １　緊急事態応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 ２　緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 ３　１及び２以外の場合であって、緊急事態応急対策を実施するための車両であること。
標 準 処 理 期 間：10日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：警察本部交通規制課、警察署
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通規制課、警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和５年９月13日作成

法　　令　　名：原子力災害対策特別措置法施行令
根　拠　条　項：第８条第２項
処 分 の 概 要：緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：福島県知事、福島県公安委員会
法 令 の 定 め ： 　災害対策基本法施行令第33条第１項、災害対策基本法施行規則第６条第１項、第２項
審　査　基　準： 　車両の使用者の申出を受けた福島県公安委員会は、当該車両が以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 　１　緊急事態応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 　２　緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 　３　１及び２以外の場合であって、緊急事態応急対策を実施するための車両であること。
標 準 処 理 期 間：１日
申　　請　　先：警察本部交通規制課、警察署
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通規制課、警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和５年９月13日作成

法　　令　　名：原子力災害対策特別措置法施行令
根　拠　条　項：第８条第１項又は第２項
処 分 の 概 要：標章及び証明書の書換え交付
原権者（委任先）：福島県知事、福島県公安委員会
法 令 の 定 め ： 災害対策基本法施行規則第６条の３第２項
審　査　基　準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：５日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：警察本部交通規制課、警察署
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通規制課、警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和５年９月13日作成

法　　令　　名：原子力災害対策特別措置法施行令
根　拠　条　項：第８条第１項又は第２項
処 分 の 概 要：標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）：福島県知事、福島県公安委員会
法 令 の 定 め ： 災害対策基本法施行規則第６条の４第２項
審　査　基　準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：５日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：警察本部交通規制課、警察署
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通規制課、警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和５年９月13日作成

法　　令　　名：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根　拠　条　項：第39条
処 分 の 概 要：緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：福島県知事、福島県公安委員会
法 令 の 定 め ： 災害対策基本法施行令第33条第１項、災害対策基本法施行規則第６条第１項、第２項
審　査　基　準： 車両の使用者の申出を受けた福島県公安委員会は、当該車両が以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 １　国民の保護のための措置に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 ２　国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 ３　１及び２以外の場合であって、国民の保護のための措置を実施するための車両であること。
標 準 処 理 期 間：１日
申　　請　　先：警察本部交通規制課、警察署
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通規制課、警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和５年９月13日作成

法　　令　　名：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根　拠　条　項：第39条
処 分 の 概 要：国民の保護のための措置の実施前における緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：福島県知事、福島県公安委員会
法 令 の 定 め ： 災害対策基本法施行令第33条第２項、災害対策基本法施行規則第６条第１項、第２項
審　査　基　準： 車両の使用者の申出を受けた福島県公安委員会は、当該車両が武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第10条、第11条、第16条又は第21条の規定により、国民の保護のための措置を実施しなければならない者の車両であることに加え、以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 １　国民の保護のための措置に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 ２　国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 ３　１及び２以外の場合であって、国民の保護のための措置を実施するための車両であること。
標 準 処 理 期 間：10日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：警察本部交通規制課、警察署
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通規制課、警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和５年９月13日作成

法　　令　　名：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根　拠　条　項：第39条
処 分 の 概 要：標章及び証明書の書換え交付
原権者（委任先）：福島県知事、福島県公安委員会
法 令 の 定 め ： 災害対策基本法施行規則第６条の３第２項
審　査　基　準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：５日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：警察本部交通規制課、警察署
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通規制課、警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和５年９月13日作成

法　　令　　名：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根　拠　条　項：第39条
処 分 の 概 要：標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）：福島県知事、福島県公安委員会
法 令 の 定 め ： 災害対策基本法施行規則第６条の４第２項
審　査　基　準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：５日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：警察本部交通規制課、警察署
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通規制課、警察署
備　　考：